

B.LEAGUE

OFFICIAL

公益社団法人

ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 規約・規程集

RULE BOOK

2016-17



B.LEAGUE

Bリーグ

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
JAPAN PROFESSIONAL BASKETBALL LEAGUE

理事会

理事長 大河 正明
(チェアマン)

理事	葦原 一正	理事	竹内 美奈子
理事	岡本 依子	理事	鶴 宏明
理事	片貝 雅彦	理事	中西 大介
理事	木村 達郎	理事	中村 彰久
理事	境田 正樹	理事	弘田 充宏
理事	島田 慎二		
監事	阿部 謙一郎	監事	岸 郁子

裁判委員会

委員長	田島 優子
委 員	芝 昭彦
委 員	橋本 信雄

名誉会員

川淵 三郎

B1会員

レバンガ北海道

法人名 株式会社北海道バスケットボールクラブ

実行委員名 橋詰 公人

所在地 〒004-0041

北海道札幌市厚別区大谷地東2丁目5-60 イーグルタウン大谷地店2F

仙台89ERS

法人名 株式会社仙台89ERS

実行委員名 中村 彰久

所在地 〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町2-8-18 仙台中央ビル2F

秋田ノーザンハピネッツ

法人名 秋田プロバスケットボールクラブ株式会社

実行委員名 水野 勇気

所在地 〒010-0922

秋田県秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 本館4F

栃木ブレックス

法人名 株式会社栃木ブレックス

実行委員名 鎌田 真吾

所在地 〒320-0833

栃木県宇都宮市不動前2-2-33 鈴木ビルⅢ 2階

千葉ジェッツ

法人名 株式会社ASPE

実行委員名 島田 慎二

所在地 〒273-0031

千葉県船橋市西船4-24-11 西船KMCビル2F

アルバルク東京

法 人 名 トヨタアルバルク東京株式会社

実行委員名 林 邦彦

所 在 地 〒112-8701

東京都文京区後楽1丁目4-18

サンロッカーズ渋谷

法 人 名 株式会社日立サンロッカーズ

実行委員名 岡 博章

所 在 地 〒100-8280

東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル25F

川崎ブレイブサンダース

法 人 名 TBLSサービス株式会社

実行委員名 荒木 雅己

所 在 地 〒212-0024

神奈川県川崎市川崎区日進町7-1 川崎日進町ビル

横浜ビー・コルセアーズ

法 人 名 株式会社横浜ビー・コルセアーズ

実行委員名 岡本 尚博

所 在 地 〒104-0061

東京都中央区銀座6-2-10 合同ビル7F 大手広告通信社内

新潟アルビレックスBB

法 人 名 株式会社新潟プロバスケットボール

実行委員名 小菅 学

所 在 地 〒940-0061

新潟県長岡市城円町2-5-3 桶熊ビル3F

富山グラウジーズ

法 人 名 株式会社富山グラウジーズ

実行委員名 黒田 祐

所 在 地 〒930-0906

富山県富山市金泉寺44-1

三遠ネオフェニックス

法 人 名 株式会社フェニックス

実行委員名 浜武 恒生

所 在 地 〒441-1231

愛知県豊川市一宮町下新切45-47

シーホース三河

法 人 名 シーホース三河株式会社

実行委員名 鈴木 秀臣

所 在 地 〒448-0029

愛知県刈谷市昭和町二丁目3番地

名古屋ダイヤモンドドルフィンズ

法 人 名 名古屋ダイヤモンドドルフィンズ株式会社

実行委員名 千葉 洋一郎

所 在 地 〒461-8670

愛知県名古屋市東区矢田南5-1-14

滋賀レイクスターズ

法 人 名 株式会社滋賀レイクスターズ

実行委員名 坂井 信介

所 在 地 〒520-0801

滋賀県大津市におの浜4-7-5 オプテックスにおの浜ビル3F

京都ハンナリーズ

法 人 名 スポーツコミュニケーションKYOTO株式会社

実行委員名 高田 典彦

所 在 地 〒601-8046

京都府京都市南区東九条西山町8

大阪エヴェッサ

法 人 名 ヒューマンプランニング株式会社

実行委員名 佐伯 敬次

所 在 地 〒542-0081

大阪府大阪市中央区南船場4-3-2 御堂筋MIDビル9階

琉球ゴールデンキングス

法 人 名 沖縄バスケットボール株式会社

実行委員名 木村 達郎

所 在 地 〒901-2221

沖縄県宜野湾市伊佐4丁目10番9号

B2会員

青森ワッツ

法 人 名 青森スポーツクリエイション株式会社

実行委員名 下山 保則

所 在 地 〒038-0012

青森県青森市柳川1丁目4-1 青森港旅客船ターミナルビル1F

岩手ビッグブルズ

法 人 名 株式会社岩手スポーツプロモーション

実行委員名 山口 和彦

所 在 地 〒020-0025

岩手県盛岡市大沢川原3-5-11

山形ワイヴァンズ

法 人 名 株式会社バスラボ

実行委員名 笹原 美喜夫

所 在 地 〒990-0025

山形県山形市あこや町1-2-4

福島ファイヤーボンズ

法 人 名 福島スポーツエンタテインメント株式会社

実行委員名 宮田 英治

所 在 地 〒963-8877

福島県郡山市堂前町1-2 石井ビル1F

茨城ロボッツ

法 人 名 株式会社茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント

実行委員名 山谷 拓志

所 在 地 〒310-0905

茨城県水戸市石川3-4176-2 末広ビル3F

群馬クレインサンダーズ

法 人 名 株式会社群馬プロバスケットボールコミッショナ

実行委員名 大平 雄伸

所 在 地 〒372-0015

群馬県伊勢崎市鹿島町440-1

東京エクセレンス

法 人 名 一般社団法人カルティベイティブ・スポーツクラブ

実行委員名 辻 秀一

所 在 地 〒174-0056

東京都板橋区志村2-7-14 ステイタス志村坂上108号室

アースフレンズ東京Z

法 人 名 株式会社GWC

実行委員名 山野 勝行

所 在 地 〒144-0035

東京都大田区南蒲田1-22-20 PDビル4F

信州ブレイブウォリアーズ

法 人 名 株式会社信州スポーツスピリット

実行委員名 片貝 雅彦

所 在 地 〒387-0007

長野県千曲市屋代1821

Fイーグルス名古屋

法 人 名 一般社団法人豊通ファイティングイーグルス名古屋

実行委員名 坂口 肇

所 在 地 〒450-8575

愛知県名古屋市中村区名駅4-9-8

西宮ストークス

法 人 名 株式会社兵庫プロバスケットボールクラブ
実行委員名 山本 英司
所 在 地 〒662-0934
兵庫県西宮市西宮浜1-31 西宮浜産業交流会館4F

バンビシャス奈良

法 人 名 株式会社バンビシャス奈良
実行委員名 加藤 真治
所 在 地 〒630-8222
奈良県奈良市餅飯殿町5 奈良もちいどのビル2階

広島ドラゴンフライズ

法 人 名 株式会社広島ドラゴンフライズ
実行委員名 岸房 康行
所 在 地 〒733-0036
広島県広島市西区観音新町4-14-35 広島マリーナホップ内

島根スサノオマジック

法 人 名 株式会社山陰スポーツネットワーク
実行委員名 尾崎 俊也
所 在 地 〒690-0826
島根県松江市学園南一丁目2番2号 くにびきメッセ6F

香川ファイブアローズ

法 人 名 株式会社ファイブアローズ
実行委員名 星島 郁洋
所 在 地 〒769-0102
香川県高松市国分寺町国分901-1

愛媛オレンジバイキングス

法 人 名 株式会社エヒメスポーツエンターテイメント
実行委員名 河原 成紀
所 在 地 〒790-0005
愛媛県松山市花園町3-19

熊本ヴォルターズ

法 人 名 熊本バスケットボール株式会社

実行委員名 湯之上 聰

所 在 地 〒862-0903

熊本県熊本市東区若葉1丁目13-5

鹿児島レブナイズ

法 人 名 株式会社スポーツフロンティア鹿児島

実行委員名 大山 亮平

所 在 地 〒890-0014

鹿児島市草牟田2丁目6-14-206

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ

定 款

第1章 総 則	1
第1条〔名称〕	1
第2条〔事務所〕	1
第2章 目的および事業	1
第3条〔目的〕	1
第4条〔事業〕	1
第3章 会 員	2
第5条〔法人の構成員〕	2
第6条〔会員の資格の取得〕	2
第7条〔入会金および会費〕	2
第8条〔任意退会〕	3
第9条〔除名〕	3
第10条〔会員資格の喪失〕	3
第11条〔会費等の不返還〕	4
第4章 会員総会	4
第12条〔構成〕	4
第13条〔権限〕	4
第14条〔開催〕	4
第15条〔招集〕	4
第16条〔議長〕	4
第17条〔議決権〕	5
第18条〔決議〕	5
第19条〔決議の省略〕	5
第20条〔議事録〕	5
第5章 役 員	6
第21条〔役員の設置〕	6
第22条〔役員の選任〕	6

第23条〔理事の職務および権限〕	6
第24条〔監事の職務および権限〕	6
第25条〔役員の任期〕	7
第26条〔役員の解任〕	7
第27条〔役員の報酬等〕	7
第28条〔取引の制限〕	7
第29条〔責任の免除または限定〕	7
第6章 理 事 会	8
第30条〔構 成〕	8
第31条〔権 限〕	8
第32条〔招 集〕	8
第33条〔議 長〕	8
第34条〔決 議〕	8
第35条〔議事録〕	8
第7章 実行委員会	9
第36条〔実行委員会〕	9
第8章 資産および会計	9
第37条〔事業年度〕	9
第38条〔事業計画および收支予算〕	9
第39条〔事業報告および決算〕	9
第40条〔公益目的取得財産残額の算定〕	10
第9章 定款の変更および解散	10
第41条〔定款の変更〕	10
第42条〔解 散〕	10
第43条〔公益認定取消しに伴う贈与〕	10
第44条〔残余財産の帰属〕	10
第10章 公告の方法	10
第45条〔公告の方法〕	10
第11章 顧 問	11
第46条〔顧 問〕	11

第12章 事務局	11
第47条〔事務局〕	11
第13章 補則	11
第48条〔委任〕	11
 Bリーグ規約 	
第1章 総則	12
第1条〔Bリーグの目的〕	12
第2条〔本規約の目的〕	12
第3条〔遵守義務〕	12
第2章 組織	13
第1節 理事会	13
第4条〔理事会〕	13
第2節 チェアマン	13
第5条〔チェアマン〕	13
第6条〔チェアマンの権限〕	13
第3節 実行委員会・実行委員幹事会	13
第7条〔実行委員会の構成〕	13
第7条の2〔実行委員幹事会の構成〕	14
第4節 その他の委員会	14
第8条〔専門委員会〕	14
第5節 法人組織	14
第9条〔法人組織の設置〕	14
第10条〔法人組織の運営〕	14
第3章 Bクラブ	15
第11条〔Bリーグクラブライセンス交付規則〕	15
第12条〔B1クラブの資格要件〕	15

第13条〔B2クラブの資格要件〕	15
第14条〔入会〕	16
第15条〔Bリーグ準加盟クラブ〕	16
第16条〔B1・B2クラブの入れ替え〕	16
第17条〔B2・B3クラブの入れ替え〕	17
第18条〔Bリーグクラブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕	17
第19条〔入会金および会費〕	17
第20条〔退会〕	18
第21条〔会員資格を喪失した会員の権利使用許可〕	18
第22条〔Bクラブのホームタウン（本拠地）〕	18
第23条〔Bクラブの権益〕	18
第24条〔Bクラブの健全経営〕	19
第25条〔公式試合安定開催融資制度〕	20
第26条〔Bクラブの株主〕	20
第27条〔役職員等の禁止事項〕	21
第28条〔名称および活動区域等〕	21
第4章 競技	25
第1節 アリーナ	25
第29条〔アリーナの維持〕	25
第30条〔アリーナおよび付帯設備〕	25
第31条〔備品・競技器具〕	25
第32条〔広告看板等の設置〕	25
第33条〔アリーナの視察〕	25
第2節 公式試合	25
第34条〔公式試合〕	25
第35条〔参加義務等〕	26
第36条〔最強のチームによる試合参加〕	26
第37条〔不正行為への関与の禁止〕	26
第38条〔公式試合の主催等〕	27
第39条〔主管権の譲渡〕	27
第40条〔競技規則〕	27
第41条〔届出義務〕	27
第42条〔出場資格〕	28
第43条〔ユニフォーム〕	28
第44条〔試合球〕	28

第45条〔Bクラブの責任〕	28
第46条〔選手の健康管理およびドクター〕	28
第3節 試合の運営	29
第47条〔公式試合の開催期間〕	29
第48条〔リーグ戦の開催〕	29
第49条〔試合日程の遵守〕	29
第50条〔試合の日時または場所の変更〕	29
第51条〔特別の事情による変更〕	30
第52条〔同日開催の制限〕	30
第53条〔抱き合させ開催の禁止〕	30
第54条〔ゲームディレクター〕	30
第55条〔試合の中止の決定〕	31
第56条〔不可抗力による開催不能または中止〕	31
第57条〔敗戦とみなす場合〕	31
第58条〔試合結果の報告〕	31
第59条〔試合実施要項〕	31
第60条〔規律委員会による処分〕	31
第4節 非公式試合	32
第61条〔有料試合の開催〕	32
第62条〔外国チームとの試合等〕	32
第63条〔興行等への参加禁止〕	32
第64条〔救済試合〕	32
第65条〔引退試合〕	32
第66条〔救済試合および引退試合の開催手続等〕	32
第67条〔慈善試合〕	33
第5節 試合の収支	33
第68条〔公式試合の費用負担〕	33
第69条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕	33
第70条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕	33
第71条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕	34
第72条〔納付金〕	34
第73条〔収支報告〕	34
第74条〔遠征費用〕	34

第6節 表彰	34
第75条〔リーグ表彰〕	34
第76条〔功労者表彰〕	35
第77条〔表彰規程〕	35
第78条〔特別表彰〕	35
第5章 選手	35
第79条〔誠実義務〕	35
第80条〔履行義務〕	35
第81条〔ドーピングの禁止〕	36
第82条〔禁止事項〕	36
第83条〔費用の負担および用具の使用〕	37
第84条〔疾病および傷害〕	37
第85条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕	37
第86条〔選手の報酬等〕	38
第87条〔支度金〕	38
第88条〔選手エージェント等〕	38
第89条〔未成年者〕	38
第90条〔選手の肖像等の使用〕	38
第91条〔契約に関する紛争の解決〕	39
第6章 登録および移籍	39
第1節 登録	39
第92条〔協会の登録に関する規程の遵守〕	39
第93条〔選手等のBリーグ登録〕	39
第94条〔審判員のBリーグ登録〕	40
第95条〔登録の変更・拒否・抹消〕	40
第96条〔未登録の選手〕	40
第2節 移籍	40
第97条〔選手の移籍に関する規程の遵守〕	40
第7章 審判員	41
第98条〔資格要件〕	41
第99条〔指名〕	41
第100条〔審判員の服装および用具〕	41

第101条〔身分証〕	41
第102条〔手当等〕	41
第103条〔保険〕	41
第8章 付随事業	42
第1節 各種の事業	42
第104条〔付随事業〕	42
第105条〔リーグの事業〕	42
第106条〔収入の配分〕	42
第2節 商品化権に関する事項	42
第107条〔商品化権に関する事項〕	42
第108条〔定義〕	42
第109条〔Bクラブのマーク等〕	43
第110条〔肖像等〕	43
第9章 紛争解決	43
第1節 裁定委員会	43
第111条〔設置〕	43
第112条〔組織および委員〕	43
第113条〔委員の任期〕	44
第114条〔委員長〕	44
第115条〔裁定委員会事務局〕	44
第116条〔裁定委員会規程〕	44
第2節 チェアマンの決定	44
第117条〔チェアマンの決定を求める申立〕	44
第118条〔裁定委員会の答申〕	44
第119条〔チェアマンの決定〕	45
第120条〔和解〕	45
第10章 制裁	45
第1節 総則	45
第121条〔チェアマンによる制裁および調査〕	45
第122条〔制裁の種類〕	45
第123条〔裁定委員会への諮問〕	46

第124条〔制裁金の納付と配分〕	46
第125条〔制裁金の合算〕	46
第126条〔他者を利用した違反行為〕	46
第127条〔両罰規定〕	46
第128条〔違反行為の重複による加重〕	46
第129条〔酌量減輕〕	47
第2節 制裁金	47
第130条〔5,000万円以下の制裁金〕	47
第131条〔3,000万円以下の制裁金〕	47
第132条〔2,000万円以下の制裁金〕	47
第133条〔1,000万円以下の制裁金〕	48
第134条〔500万円以下の制裁金〕	48
第135条〔第3条第2項、第4項違反の制裁金〕	48
第3節 反則金	48
第136条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕	48
第11章 最終的拘束力	49
第137条〔最終的拘束力〕	49
第12章 改正	49
第138条〔改正〕	49
第13章 附則	49
第139条〔施行〕	49

入会金および会費規程

第1条〔趣旨〕	50
第2条〔入会金及び会費〕	50
第3条〔入会金及び会費の納入〕	50
第4条〔改廃〕	51

特定費用準備資金等取扱規則

第1条〔目的〕	52
第2条〔定義〕	52
第3条〔特定費用準備資金等の保有〕	52
第4条〔特定費用準備金等の要件〕	52
第5条〔特定費用準備資金等の管理・取崩し等〕	52
第6条〔特定費用準備資金等の公表〕	53
第7条〔特定費用準備資金等の経理処理〕	53
第8条〔改廃〕	53
第9条〔その他〕	53

寄附金等取扱規程

第1条〔目的〕	54
第2条〔寄附金の種類および募集〕	54
第3条〔寄附金の使途〕	54
第4条〔受領の制限〕	54
第5条〔受領書の送付〕	54
第6条〔情報公開〕	54
第7条〔補足〕	55
第8条〔改廃〕	55

倫理規程

第1条〔組織の使命および社会的責任〕	56
第2条〔社会的信用の維持〕	56
第3条〔法令等の遵守〕	56
第4条〔私的利益の禁止〕	56
第5条〔利益相反の防止および開示〕	56
第6条〔反社会的勢力の排除〕	56
第7条〔機密保持および個人情報の保護〕	56
第8条〔研鑽〕	57
第9条〔規程遵守の確保〕	57

第10条〔改正〕	57
第11条〔施行〕	57

理事会規程

第1条〔目的〕	58
第2条〔開催〕	58
第3条〔構成〕	58
第4条〔役員の任期等〕	58
第5条〔招集権者〕	58
第6条〔議長〕	59
第7条〔権限〕	59
第8条〔招集通知〕	60
第9条〔定足数および決議要件〕	61
第10条〔決議の省略〕	61
第11条〔報告の省略〕	61
第12条〔監事の出席〕	61
第13条〔関係者の出席〕	61
第14条〔議事録〕	61
第15条〔議事録の配布〕	61
第16条〔理事の取引の承認〕	61
第17条〔責任の免除〕	62
第18条〔報告事項〕	62
第19条〔理事会に関する事務〕	62
第20条〔法令等の読み替え〕	63
第21条〔改正〕	63
第22条〔施行〕	63

監事監査規程

第1章 総則	64
第1条〔目的〕	64
第2条〔基本理念〕	64
第3条〔職務〕	64
第4条〔業務・財産調査権〕	64

第5条〔理事等の協力〕	64
第2章 監査の実施	64
第6条〔監査事項〕	64
第7条〔会議への出席〕	64
第3章 監事の意見陳述等	65
第8条〔理事会に対する報告・意見陳述等〕	65
第9条〔差止請求〕	65
第10条〔理事の報告〕	65
第11条〔会計方針等に関する意見〕	65
第12条〔総会への報告〕	66
第13条〔総会における説明義務〕	66
第14条〔監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述〕	66
第15条〔監事の選任に関する監事の同意等〕	66
第4章 監査の報告	66
第16条〔計算書類等の監査〕	66
第17条〔監査報告〕	66
第5章 雜則	67
第18条〔監査補助者〕	67
第19条〔改正〕	67
第20条〔施行〕	67
役員の報酬ならびに費用に関する規程	
第1章 総則	68
第1条〔目的〕	68
第2条〔定義〕	68
第2章 役員報酬	68
第3条〔報酬〕	68
第4条〔費用〕	68
第5条〔報酬等の額の決定〕	68

第 6 条〔月額報酬〕	69
第 7 条〔支給日等〕	69
第 8 条〔費用の支払い〕	69
第 3 章 役員退職慰労金	69
第 9 条〔退職慰労金〕	69
第10条〔算出方法〕	69
第11条〔役員在任年数〕	69
第12条〔役位係数〕	70
第13条〔功労加算金〕	70
第14条〔特別減額〕	70
第15条〔支給時期および方法〕	70
第16条〔使用人兼務役員の扱い〕	70
第 4 章 補 則	70
第17条〔公 表〕	70
第18条〔改 廃〕	71
第19条〔補 則〕	71
第20条〔施 行〕	71

Bリーグ役員候補者選考委員会規程

第 1 条〔目 的〕	73
第 2 条〔定 義〕	73
第 3 条〔役員候補者選考委員会の設置〕	73
第 4 条〔委員会〕	73
第 5 条〔委員会の目的〕	73
第 6 条〔委員会の開催〕	74
第 7 条〔役員候補者選考基準〕	74
第 8 条〔役員候補者の決定〕	75
第 9 条〔議事録の作成〕	76
第10条〔改 廃〕	76
第11条〔施 行〕	76

実行委員会規程

第1条〔目的〕	77
第2条〔実行委員〕	77
第3条〔実行委員幹事〕	77
第4条〔実行委員会等の構成〕	77
第5条〔実行委員および実行委員幹事の任期〕	78
第6条〔実行委員会等の招集〕	78
第7条〔実行委員会等の招集権者および議長〕	78
第8条〔実行委員会等の権限等〕	79
第9条〔実行委員会等の定足数および決議要件〕	79
第10条〔実行委員会等へのオブザーバー出席〕	79
第11条〔実行委員会等への関係者の出席〕	80
第12条〔実行委員会等の議事録〕	80
第13条〔実行委員会等の事務の統括〕	80
第14条〔改正〕	80
第15条〔施行〕	80

専門委員会規程

第1条〔趣旨〕	81
第2条〔組織・運営〕	81
第3条〔委員の登録〕	81
第4条〔任期〕	81
第5条〔各専門委員会の所管事項〕	81
第6条〔各専門委員会の職務〕	81
第7条〔議事録〕	82
第8条〔事務局〕	82
第9条〔細則〕	82
第10条〔改正〕	82
第11条〔施行〕	82
別表1〔所管事項〕	83

裁定委員会規程

第1条【趣旨】	84
第2条【会議および議決】	84
第3条【審理の非公開】	84
第4条【申立手続き】	84
第5条【申立の受理および通知】	84
第6条【答弁】	85
第7条【提出書類の部数】	85
第8条【申立内容の変更】	85
第9条【訳文の添付】	85
第10条【代理人】	85
第11条【審理または調査のための権限等】	86
第12条【費用の負担】	86
第13条【裁定】	86
第14条【和解】	86
第15条【裁定委員会の運営細則】	86
第16条【改正】	86
第17条【施行】	86

公式試合安定開催融資規程

第1条【目的】	87
第2条【本融資制度の趣旨】	87
第3条【本融資制度の限度額】	87
第4条【1クラブあたりの融資額】	87
第5条【融資可能期間】	87
第6条【融資の申請】	87
第7条【担保の設定】	88
第8条【融資の審査と決定】	88
第9条【融資実行にともなう制裁】	88
第10条【融資事実の公表】	88
第11条【融資審査申請クラブの管理】	88
第12条【返済できなかった場合の措置】	88
第13条【改正】	89

配分金前倒し規程

第1条〔趣 旨〕	90
第2条〔目 的〕	90
第3条〔配分金前倒し手続き〕	90
第4条〔配分金前倒し対象および前倒しが可能となる期日〕	90
第5条〔配分金前倒し申請クラブへの調査〕	91
第6条〔改 定〕	91
第7条〔施 行〕	91

Bリーグ準加盟クラブ規程

第1条〔趣 旨〕	92
第2条〔準加盟クラブの条件〕	92
第3条〔準加盟クラブの権利〕	93
第4条〔準加盟クラブの義務〕	93
第5条〔準加盟クラブの申請〕	94
第6条〔審 査〕	94
第7条〔資格の停止および失格〕	94
第8条〔準加盟クラブからの脱退〕	95
第9条〔改 正〕	95
第10条〔施 行〕	95

2016-17 B1・B2リーグ戦試合実施要項

第1章 試 合	96
第1条〔試合の概要〕	96
第2条〔大会方式〕	96
第3条〔カンファレンス方式〕	96
第4条〔ハーフタイム〕	96
第5条〔試合エントリー選手およびチームスタッフの人数〕	97

第6条〔外国籍選手等〕	97
第7条〔コート内のチームスタッフ〕	97
第8条〔順位決定の方法〕	98
第9条〔日 程〕	98
第2章 運 営	98
第10条〔試合の運営に関する事項〕	98
第11条〔運営責任〕	99
第12条〔ティップオフ時刻の厳守〕	99
第13条〔チームの試合前日入り〕	99
第14条〔入場料金の払戻し〕	99
第15条〔退場処分等〕	99
第16条〔警告による出場停止処分〕	99
第3章 試合の収支	100
第17条〔試合の収支に関する事項〕	100
第18条〔収支報告〕	100
第19条〔改 正〕	100

2016-17 Bリーグチャンピオンシップ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕	101
第2条〔大会の目的〕	101
第3条〔大会方式〕	101
第4条〔試合の主催等〕	102
第5条〔試合の勝敗の決定〕	102
第6条〔3試合目の競技規則〕	102
第7条〔順位の決定および表彰〕	103
第8条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕	103
第9条〔遠征経費〕	103
第10条〔改 正〕	103

2016-17 B 1 残留プレーオフ試合実施要項

第1条【趣旨】	104
第2条【大会の目的】	104
第3条【大会方式】	104
第4条【試合の主催等】	104
第5条【試合の勝敗の決定】	105
第6条【3試合目の競技規則】	105
第7条【同時にプレーできる外国籍選手】	105
第8条【遠征経費】	105
第9条【改正】	106

2016-17 B 2 プレーオフ試合実施要項

第1条【趣旨】	107
第2条【大会の目的】	107
第3条【大会方式】	107
第4条【試合の主催等】	107
第5条【試合の勝敗の決定】	108
第6条【3試合目の競技規則】	108
第7条【順位の決定および表彰】	108
第8条【同時にプレーできる外国籍選手等】	108
第9条【遠征経費】	109
第10条【改正】	109

2016-17 B 1・B 2入れ替え戦試合実施要項

第1条【趣旨】	110
第2条【参加クラブおよびB 1・B 2の入れ替え】	110
第3条【出場資格】	110
第4条【大会方式】	110
第5条【試合の主催等】	110
第6条【同時にプレーできる外国籍選手等】	110
第7条【遠征経費】	111

2016-17 B2・B3入れ替え戦試合実施要項

第1条〔趣 旨〕	112
第2条〔参加クラブおよびB2・B3の入れ替え〕	112
第3条〔出場資格〕	112
第4条〔大会方式〕	112
第5条〔試合の主催等〕	112
第6条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕	112
第7条〔遠征経費〕	113
第8条〔改 正〕	113

旅 費 規 程

第1条〔目 的〕	114
第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕	114
第3条〔審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費〕 ..	115
第4条〔ヘッドコーチ・コーチ等の行事参加〕	116
第5条〔選手の行事参加〕	116
第6条〔団体割引等の適用〕	116
第7条〔協会の規程の準用〕	117
第8条〔改 正〕	117
第9条〔施 行〕	117

ユニフォーム要項

第1条〔趣 旨〕	118
第2条〔ユニフォーム〕	118
第3条〔ユニフォームの事前承認〕	118
第4条〔使用義務〕	118
第5条〔クラブロゴ〕	118
第6条〔選手番号〕	118
第7条〔指定ロゴ等〕	118

第8条〔メーカー名の表示〕	119
第9条〔広告の表示〕	119
第10条〔選手名の表示〕	120
第11条〔その他表示できるもの〕	120
第12条〔記念ユニフォーム等〕	120
第13条〔アンダーガーメント〕	120
第14条〔協会の規程の準用〕	121
第15条〔改　正〕	121

主管権譲渡規程

第1条〔趣　旨〕	122
第2条〔主管権の譲渡〕	122
第3条〔後援・協力〕	122
第4条〔譲渡の手続き〕	122
第5条〔譲渡金および純益の配分〕	122
第6条〔公衆送信権および送信可能化権〕	122
第7条〔試合の運営〕	123
第8条〔改　正〕	123
第9条〔施　行〕	123
主管権譲渡承認申請書〔様式1〕	124

選手契約および登録に関する規程

第1章　選手契約	126
第1節　総　則	126
第1条〔目的〕	126
第2条〔契約区分〕	126
第3条〔アマチュア選手〕	126
第4条〔プロ選手〕	126
第5条〔新人選手〕	126
第6条〔アマチュア選手誓約〕	127
第7条〔プロ選手契約〕	127
第8条〔プロ選手契約の原則〕	127
第9条〔契約年数〕	127

第10条〔選手の報酬等〕	127
第2節 契約更新	128
第11条〔契約更新通知期限〕	128
第12条〔自由交渉選手リスト〕	128
第13条〔契約交渉期限〕	129
第14条〔選手契約の締結〕	129
第15条〔自由交渉選手リストへの登録〕	129
第3節 移籍	130
第16条〔移籍の手続き〕	130
第17条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕	130
第18条〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕	130
第19条〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕	130
第20条〔プロ選手の期限付移籍〕	131
第4節 移籍金	132
第21条〔目的〕	132
第22条〔対象〕	132
第23条〔移籍金の算定〕	132
第24条〔移籍金上限額〕	132
第25条〔移籍金の対象選手〕	132
第5節 支度金	132
第26条〔目的〕	132
第27条〔支度金支給上限額〕	133
第28条〔支給時期〕	133
第29条〔支払対象区分〕	133
第30条〔支度金該当費目〕	133
第31条〔その他〕	133
第6節 2015-16シーズン終了後の選手契約	134
第32条〔契約交渉〕	134
第33条〔契約期間満了後の保有権〕	134
第34条〔移籍金〕	134
第35条〔自由交渉選手リスト〕	134
第36条〔移籍金の確定〕	134

第37条〔自由交渉選手リストの抹消〕	134
第38条〔選手移籍契約締結リリース解禁日〕	134
第2章 選手登録	135
第1節 選手登録	135
第39条〔選手登録〕	135
第40条〔再登録の禁止〕	135
第41条〔登録区分〕	135
第42条〔登録人数〕	136
第43条〔外国籍選手と帰化選手〕	136
第44条〔インジュアリーリスト〕	136
第45条〔特別指定選手〕	136
第46条〔特別指定選手の対象〕	136
第47条〔特別指定選手の条件〕	137
第48条〔特別指定選手の登録人数〕	137
第49条〔特別指定選手の契約区分〕	137
第2節 選手登録手続き	137
第50条〔選手登録の方法〕	137
第51条〔選手の登録期間最終日〕	137
第52条〔改正〕	138
第53条〔施行〕	138
アマチュア選手誓約書	139
自由交渉選手リスト公示申請書	142
自由交渉選手リスト抹消申請書	143
選手統一契約書	144
選手統一契約書〈参考 英語版〉	149
2016-2017 B.LEAGUEメディカルチェック報告書	156

懲罰規程

第1条〔目的〕	157
第2条〔懲罰の種類〕	157
第3条〔規律委員会への諮問〕	158
第4条〔規律委員会開催が困難である場合の対応〕	158
第5条〔懲罰の基準〕	158

第6条〔選手等に対する罰金〕	159
第7条〔管理監督関係者の加重〕	159
第8条〔Bクラブに対する懲罰〕	160
第9条〔差別的・侮辱的行為〕	160
第10条〔両罰規定〕	160
第11条〔罰金の合算〕	161
第12条〔酌量減輕〕	161
第13条〔他者を利用した違反行為に対する懲罰〕	161
第14条〔チアマンの決定の最終的拘束力および再審査請求〕	161
第15条〔協会の規程の準用〕	161
第16条〔改　正〕	161
第17条〔施　行〕	161

反則金に関する規程

第1条〔目的〕	162
第2条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕	162
第3条〔反則ポイントの計算方法〕	162
第4条〔改　正〕	163
第5条〔施　行〕	163

デジタルマーケティング規程

第1条〔目的〕	164
第2条〔システム利用のライセンス〕	164
第3条〔ぴあへの業務委託〕	164
第4条〔チケット販売業務の相互業務委託〕	164
第5条〔グッズ等販売業務の相互業務委託〕	165
第6条〔個人情報の共同利用〕	165
第7条〔改　正〕	166

Bリーグクラブライセンス交付規則

第1章 総 則	167
第1条【趣 旨】	167
第2条【定 義】	167
第3条【Bライセンス制度の目的】	167
第4条【遵守義務】	167
第2章 ライセンス	168
第5条【ライセンスの種類】	168
第6条【Bライセンスの付与／譲渡】	168
第7条【ライセンスの有効期間／取消し等】	169
第3章 ライセンス申請	169
第8条【ライセンス申請者】	169
第9条【申 請】	169
第10条【申請書類】	169
第4章 審査機関	170
第11条【審査機関】	170
第12条【ライセンスマネージャー】	170
第13条【ライセンス事務局】	171
第14条【ライセンス諮問会】	171
第5章 ライセンス審査	172
第15条【ライセンス審査】	172
第16条【審査の基準と等級】	172
第17条【ライセンス制度上の制裁】	173
第18条【決定内容の通知】	174
第6章 競技基準	174
第19条【競技基準】	174
第7章 施設基準	177
第20条【施設基準】	177

第8章 人事体制・組織運営基準	178
第21条〔人事体制・組織運営基準〕	178
第9章 法務基準	186
第22条〔法務基準〕	186
第10章 財務基準	189
第23条〔財務基準〕	189
第11章 雜則	195
第24条〔改正〕	195
第25条〔施行〕	195

日本バスケットボール協会 基本規程〔抜粋〕

第4章 選手	197
第92条〔趣旨〕	197
第93条〔選手の義務〕	197
第94条〔禁止事項〕	197
第95条〔日本代表チームへの招聘〕	197
第96条〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕	197
第97条〔選手契約〕	197
第98条〔選手エージェント等〕	198
第99条〔外国籍選手〕	198
第5章 登録および移籍	199
第1節 総則	199
第100条〔趣旨〕	199
第2節 登録	199
第101条〔選手登録の義務〕	199
第102条〔重複登録の禁止〕	199
第103条〔登録区分〕	199
第104条〔選手登録の手続き〕	199
第105条〔登録料〕	199

第106条 [登録の変更・取消]	199
第107条 [登録有効期間]	199
第108条 [シーズン]	199
第109条 [登録情報の管理]	199
第110条 [外国籍選手の登録]	200
第3節 移籍	200
第111条 [目的]	200
第112条 [移籍の定義]	200
第113条 [移籍の手続き]	200
第114条 [公式試合への出場資格]	200
第115条 [規程違反]	200
第116条 [移籍に関する異議等]	200
第117条 [登録Ⅱ種の選手が登録Ⅱ種の選手として移籍する場合]	200
第118条 [登録Ⅰ種の選手が登録Ⅱ種の選手として移籍する場合]	200
第119条 [登録Ⅱ種の選手が登録Ⅰ種の選手として移籍する場合]	200
第120条 [登録Ⅰ種の選手が登録Ⅰ種の選手として移籍する場合]	201
第121条 [外国のチームへの移籍]	201
第122条 [外国のチームからの移籍]	201
第123条 [外国籍選手の移籍]	201
第6章 競技会	202
<hr/>	
第1節 総則	202
第124条 [趣旨]	202
第125条 [定義]	202
第126条 [主催権]	202
第127条 [競技会の名称の制限]	202
第128条 [主管の委託]	202
第129条 [競技会の賞品]	202
第130条 [地域競技会等]	203
第2節 国内競技会	203
第131条 [国内競技会の主催]	203
第132条 [開催の申請]	203
第133条 [開催承認の条件]	204
第134条 [予算および決算]	204
第135条 [決算の修正]	204

第136条〔報告義務〕	204
第137条〔協会納付金〕	204
第138条〔主催・共同主催・後援〕	204
第3節 国際競技会	204
第139条〔本協会の専属権限〕	204
第140条〔国際競技会の開催の制限〕	204
第141条〔本協会以外の団体による国際競技会〕	205
第142条〔海外における競技会への参加〕	205
第4節 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会	205
第143条〔目的〕	205
第144条〔主催〕	205
第145条〔実施要項〕	205
第10章 懲罰	206
第1節 総則	206
第162条〔趣旨〕	206
第163条〔違反行為に対する懲罰〕	206
第2節 懲罰の種類	206
第164条〔懲罰の種類〕	206
第165条〔競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰〕	206
第166条〔その他の違反行為に対する懲罰〕	206
第167条〔選手に対する罰金〕	207
第168条〔管理監督関係者の加重〕	207
第169条〔両罰規定〕	207
第170条〔罰金の合算〕	207
第171条〔違反行為の重複による加重〕	207
第172条〔酌量減輕〕	207
第173条〔他者を利用した違反行為に対する懲罰〕	207
第174条〔国外の競技会における違反行為に対する懲罰〕	207
第3節 懲罰の決定	207
第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕	207
第176条〔裁判委員会等の答申の尊重〕	207
第177条〔理事会の決定の最終的拘束力および再審査請求〕	207

第178条〔権限の委任〕	208
第4節 規律委員会における調査および審議の手続き	208
第179条〔調査・審議の手続き〕	208
第180条〔違反行為の事実関係の調査〕	208
第181条〔審理の非公開〕	208
第182条〔聴聞〕	208
第183条〔言語〕	208
第184条〔代理人〕	208
第185条〔証拠の評価〕	208
第186条〔議決〕	208
第187条〔答申の作成〕	208

規 程

ユニフォーム規程	210
アンチ・ドーピング規程	217
選手エージェント規則	222
国内有料競技会開催における協会納付金基準	226

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 定 款

第1章 総 則

第1条 [名 称]

この法人は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（略称Bリーグ）といい、英文ではJapan Professional Basketball League（略称B.LEAGUE）と表示する。

第2条 [事務所]

この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的および事業

第3条 [目 的]

この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会の傘下団体として、プロバスケットボール（この法人の正会員となった団体に所属するバスケットボールチームが業務として行うバスケットボールをいう。以下同じ）を通じて日本におけるバスケットボールの競技力の向上及びバスケットボールの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

第4条 [事 業]

- (1) この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - ① プロバスケットボールの試合の主催および公式記録の作成
 - ② プロバスケットボールに関する諸規約の制定
 - ③ プロバスケットボールの選手、指導者および審判員等の養成および登録
 - ④ プロバスケットボールの試合の施設の検定および用具の認定
 - ⑤ 放送等を通じたプロバスケットボールの試合の広報普及
 - ⑥ バスケットボールおよびバスケットボール技術に関する調査、研究および指導
 - ⑦ プロバスケットボールの選手、監督および関係者の福利厚生事業の実施

- ⑧ バスケットボールに関する国際的な交流および事業の実施
 - ⑨ バスケットボールをはじめとするスポーツの振興および援助
 - ⑩ 機関紙の発行等を通じたプロバスケットボールに関する広報普及
 - ⑪ その他目的を達成するために必要な事業
- (2) 前項各号の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会 員

第5条 [法人の構成員]

- (1) この法人を構成する会員は、次のとおりとする。
 - ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、または法人で下記にあたるもの
 - (a) B1リーグ会員（以下「B1会員」という）
B1リーグ（競争力等において最も優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ）に属するチームを保有する法人
 - (b) B2リーグ会員（以下「B2会員」という）
B2リーグ（競争力等においてB1リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ）に属するチームを保有する法人
 - (c) 特別会員
第22条第2項の規定により理事長（チェアマン）に選定された者
 - ② 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人
 - ③ 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で会員総会の決議をもって推薦された者
- (2) 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

第6条 [会員の資格の取得]

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長（チェアマン）に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第7条 [入会金および会費]

- (1) 正会員または賛助会員になろうとする者は、会員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- (2) 正会員または賛助会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- (3) 個人である正会員または名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
- (4) 特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

第8条【任意退会】

- (1) 正会員は、退会しようとする場合、その退会希望日の1年以上前の6月30日までに、Bリーグに対してその旨申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン中の退会は認められない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、正会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

第9条【除名】

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経て、理事長（チェアマン）が除名することができる。
 - ① この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - ② この法人の会員としての義務に違反したとき
 - ③ 会費または臨時会費を6か月以上滞納したとき
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該会員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) 理事長（チェアマン）は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第10条【会員資格の喪失】

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 総正会員が同意したとき
- ② 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
- ③ B1会員およびB2会員については、B1リーグおよびB2リーグのいずれにも所属しなくなったとき
- ④ 特別会員については、理事長（チェアマン）を退任しましたは解職されたとき

第11条〔会費等の不返還〕

退会し、または除名され、あるいは資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、いかなる事由があつても、これを返還しない。

第4章 会員総会

第12条〔構 成〕

会員総会は、すべての正会員をもって構成する。会員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第13条〔権 限〕

会員総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 名誉会員および顧問の推薦
- ③ 理事および監事の選任または解任
- ④ 理事および監事の報酬等の額
- ⑤ 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- ⑥ 定款の変更
- ⑦ 解散および残余財産の処分
- ⑧ 理事会規程第4条1項乃至5項の変更
- ⑨ その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第14条〔開 催〕

定期会員総会を毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を隨時開催する。

第15条〔招 集〕

- (1) 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長（チェアマン）が招集する。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長（チェアマン）に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

第16条〔議 長〕

- (1) 会員総会の議長は理事長（チェアマン）がこれにあたる。

- (2) 理事長（チェアマン）が欠けたとき、または理事長（チェアマン）に事故があるときは、理事長（チェアマン）が予め指名したものがこれにあたる。

第17条〔議決権〕

会員総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

第18条〔決議〕

- (1) 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
- ① 会員の除名
 - ② 監事の解任
 - ③ 定款の変更
 - ④ 解散
 - ⑤ その他法令で定められた事項
- (3) 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- (4) 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長（チェアマン）に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第1項および第2項の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。

第19条〔決議の省略〕

理事または正会員が会員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会決議があつたものとみなす。

第20条〔議事録〕

- (1) 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- (2) 議長および出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

第21条〔役員の設置〕

- (1) この法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 10名以上18名以内
 - ② 監事 2名以内
- (2) 理事のうち1名を理事長（チェアマン）とし、1名を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
- (3) 前項の理事長（チェアマン）をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事および常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第22条〔役員の選任〕

- (1) 理事および監事は、会員総会の決議によって選任する。
- (2) 理事長（チェアマン）、副理事長、専務理事および常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (3) この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- (4) この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）および会員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）、ならびにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第23条〔理事の職務および権限〕

- (1) 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 理事長（チェアマン）は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事および常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- (3) 理事長（チェアマン）、副理事長、専務理事および常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第24条〔監事の職務および権限〕

- (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (2) 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第25条〔役員の任期〕

- (1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- (2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- (3) 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- (4) 理事または監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第26条〔役員の解任〕

理事および監事は、いつでも、会員総会の決議によって解任することができる。

第27条〔役員の報酬等〕

理事および監事の報酬は、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第28条〔取引の制限〕

- (1) 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- ① 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- ② 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- ③ この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- (2) 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第29条〔責任の免除または限定〕

- (1) この法人は、役員の一般社団・財團法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(2) この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

第30条〔構成〕

- (1) この法人に理事会を置く。
- (2) 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第31条〔権限〕

- (1) 理事会は、次の職務を行う。
 - ① この法人の業務執行の決定
 - ② 理事の職務の執行の監督
 - ③ 理事長（チェアマン）および業務執行理事の選定および解職
- (2) 前項に定めるほか、理事会に関する事項は、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。

第32条〔招集〕

理事会は、理事長（チェアマン）が招集する。

第33条〔議長〕

理事会の議長は、理事長（チェアマン）がこれに当たる。

第34条〔決議〕

- (1) 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- (2) 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

第35条〔議事録〕

- (1) 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- (2) 出席した理事長（チェアマン）および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 実行委員会

第36条〔実行委員会〕

- (1) この法人は、その事業遂行のため、理事会の決議に基づき実行委員会を置く。
- (2) 実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第8章 資産および会計

第37条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第38条〔事業計画および収支予算〕

- (1) この法人の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（チエアマン）が作成し、理事会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。
- (2) 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

第39条〔事業報告および決算〕

- (1) この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長（チエアマン）が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。
 - ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 正味財産増減計算書
 - ⑤ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - ⑥ 財産目録
- (2) 前項の承認を受けた書類のうち、第1号は、定時会員総会で報告し、第3号、第4号および第6号の書類については、定時会員総会で承認を受けなければならない。
- (3) 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - ① 監査報告

- ② 理事および監事の名簿
- ③ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ④ 運営組織および事業活動の状況の概要、およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第40条〔公益目的取得財産残額の算定〕

理事長（チェアマン）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更および解散

第41条〔定款の変更〕

この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

第42条〔解散〕

この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

第43条〔公益認定取消しに伴う贈与〕

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第44条〔残余財産の帰属〕

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第45条〔公告の方法〕

- (1) この法人の公告は、電子公告により行う。

- (2) 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章 顧問

第46条〔顧問〕

- (1) この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- (2) 顧問は、この法人の理事であった者の中から総会の推薦により理事長（チェアマン）が委嘱する。
- (3) 顧問は、重要事項について理事長（チェアマン）または理事会の諮問に応じる。
- (4) 顧問は無報酬とする。

第12章 事務局

第47条〔事務局〕

- (1) この法人の業務を実行するため、事務局を置く。
- (2) 事務局長は、理事会の決議により選任する。
- (3) 事務局に必要な職員を置く。

第13章 補則

第48条〔委任〕

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長（チェアマン）が定める。

〔附則〕

1. 本定款は、公益認定を受けた日から施行する。

〔改正〕

平成27年4月21日

平成27年6月24日

平成27年7月30日

平成27年11月25日

Bリーグ規約

第1章 総則

第1条〔Bリーグの目的〕

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）は、日本におけるバスケットボールの競技力の向上およびバスケットボールの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発展に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

第2条〔本規約の目的〕

本規約は、「公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ定款」（以下「定款」という）に基づき、Bリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Bリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第3条〔遵守義務〕

- (1) Bリーグの役職員、Bリーグの会員およびその役職員ならびにBリーグに所属する選手、ヘッドコーチ、コーチ、審判その他の関係者（以下「Bリーグ関係者」という）は、Bリーグの構成員として、本規約および公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）の定款ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) Bリーグ関係者は、第1条のBリーグの目的達成を妨げる行為および公序良俗に反する行為を行ってはならない。
- (3) Bリーグ関係者は、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属する者（以下「暴力団員等」という）であってはならない。また、Bリーグ関係者は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしましたは交際してはならない。
- (4) Bリーグ関係者は、法律、条令、規則等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。
- (5) Bリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。
- (6) Bリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類

の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。

- (7) Bリーグ関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、BリーグまたはBクラブ（第12条1項で定義されるB1クラブおよび第13条1項で定義されるB2クラブを意味する）の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

第2章 組織

第1節 理事会

第4条 [理事会]

- (1) 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (2) 理事会の運営に関する事項は、定款および理事会が定める「理事会規程」に基づく。

第2節 チェアマン

第5条 [チェアマン]

理事長（以下「チェアマン」という）は、Bリーグを代表するとともに、Bリーグの業務を管理統括する。

第6条 [チェアマンの権限]

チェアマンは、Bリーグの運営に関する次の権限行使する。

- ① Bリーグ全体の利益を確保するためのBリーグ所属の団体および個人に対する指導
- ② Bリーグ所属の団体および個人の紛争解決および制裁に関する最終決定
- ③ 理事会および実行委員会の招集および主宰
- ④ その他定款、本規約および関連する諸規程に定める事項

第3節 実行委員会・実行委員幹事会

第7条 [実行委員会の構成]

- (1) B1リーグ（以下「B1」という）およびB2リーグ（以下「B2」という）にそれぞれ実行委員会を設置する。それぞれの実行委員会は合同で開催することができる。
- (2) B1に設置する実行委員会を「B1実行委員会」、B2に設置する実行委員会

を「B 2 実行委員会」、B 1 およびB 2 が合同で開催する実行委員会を「B 1・B 2 合同実行委員会」、といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してB 1 実行委員会、B 2 実行委員会および/またはB 1・B 2 合同実行委員会をいう。

- (3) 実行委員会の組織、権限および運営に関する事項は定款および理事会が別途定める「実行委員会規程」によるものとする。

第7条の2【実行委員幹事会の構成】

- (1) 実行委員会の委員の中から選任された実行委員幹事等により構成される実行委員幹事会を設置する。
- (2) 実行委員幹事会の組織、権限および運営に関する事項は理事会が別途定める「実行委員会規程」によるものとする。

第4節 その他の委員会

第8条【専門委員会】

- (1) チェアマンの下に次の専門委員会を置き、チェアマンがこれを直轄する。
 - ① 規律委員会
 - ② 法務委員会
 - ③ その他、理事会で定める委員会
- (2) 前項の各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項は、理事会が制定する「専門委員会規程」の定めるところによる。

第5節 法人組織

第9条【法人組織の設置】

Bリーグの総会、理事会および各委員会の事務を処理し、チェアマンの職務の執行を補佐するとともに、Bリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される法人組織を置く。

第10条【法人組織の運営】

- (1) 法人組織の人事等に関する重要事項は、理事会の承認を得てチェアマンが定める。
- (2) 法人組織の機能、職務等、運営に関する事項は、チェアマンが制定する「法人組織細則」の定めるところによる。

第3章 Bクラブ

第11条 [Bリーグクラブライセンス交付規則]

Bリーグは、Bリーグの参加資格としてクラブライセンス制度の構築および運用を行い、そのために「Bリーグクラブライセンス交付規則」を定める。なお、当該規則の目的、趣旨については、Bリーグクラブライセンス交付規則に定めるものとする。

第12条 [B1クラブの資格要件]

- (1) B1会員たるクラブ（以下「B1クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。
 - ① 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であることまたは一般社団法人であること
 - ② 所属選手との契約は原則としてプロ契約であって、アマチュア契約選手は2名以下であること
 - ③ ホームアリーナを確保していること
- (2) 前項の定めに加え、2015年3月31日時点でナショナル・バスケットボール・リーグ(NBL)、ナショナル・バスケットボール・デベロップメント・リーグ(NBDSL)または日本プロバスケットボールリーグ(bjリーグ)に所属していることを2016-2017シーズンにおけるB1クラブの資格要件とする。
- (3) B1クラブの数は、最大で18とする。

第13条 [B2クラブの資格要件]

- (1) B2会員たるクラブ（以下「B2クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。
 - ① 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であることまたは一般社団法人であること
 - ② 5名以上の所属選手とプロ契約を締結していること
 - ③ ホームアリーナを確保していること
- (2) 前項の定めに加え、2015年3月31日時点でナショナル・バスケットボール・リーグ(NBL)、ナショナル・バスケットボール・デベロップメント・リーグ(NBDSL)または日本プロバスケットボールリーグ(bjリーグ)に所属していることを2016-2017シーズンにおけるB2クラブの資格要件とする。
- (3) B2クラブの数は、最大で18とする。

第14条〔入会〕

- (1) Bリーグは、第15条にいう「Bリーグ準加盟クラブ」(以下「準加盟クラブ」という)が、各シーズンの3月末日までにBリーグに対し所定の入会申込を行った場合、当該クラブを審査し、翌シーズンからB2会員として入会させることができる。
- (2) 2016-2017シーズン開幕に向けての入会審査においては、2015年4月30日までにBリーグに対し所定の入会申込を行ったクラブについて、理事会が審査を行い、B1会員もしくはB2会員として入会させるクラブを決定するものとする。

第15条〔Bリーグ準加盟クラブ〕

- (1) Bリーグは、理事会が定める「Bリーグ準加盟クラブ規程」の内容を満たすクラブを準加盟クラブとして認定することができる。
- (2) 第14条第1項に定める入会審査を受けるクラブは、同項に定める入会申込日の前年の6月30日までに、Bリーグに準加盟クラブの認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。

ただし、2015年については、2015年4月30日までにBリーグに対し所定の入会申込を行ったクラブのうち、別途Bリーグが指定する期限までに準加盟クラブの認定を申請し、理事会の承認を受ければ足りるものとする。

第16条〔B1・B2クラブの入れ替え〕

- (1) B1残留プレーオフの下位2クラブが翌シーズンからB2に降格し、プレーオフ(B2)の上位2クラブが翌シーズンからB1に昇格する。
- (2) B1残留プレーオフの下位3位クラブとプレーオフ(B2)の3位クラブがB1・B2入れ替え戦を行い、勝チームが翌シーズンB1、負チームが翌シーズンB2に所属する。
- (3) 前2項の定めにかかわらず、B1クラブライセンスの交付判定を受けられなかったB2クラブがあった場合は、次のとおりとする。また、B2で4位以下のクラブが補欠となることはない。
 - ① 当該クラブが第1項に該当しても、B1に昇格できない
 - ② 当該クラブが第2項に該当しても、B1・B2入れ替え戦に出場できない
 - ③ 前2項に該当する3クラブのうち、B1クラブライセンスの交付判定を受けたクラブ数が2クラブで、且つプレーオフ(B2)の上位2クラブのみの場合は、B1残留プレーオフの下位2クラブは翌シーズンからB2に降格する
 - ④ 前2項に該当する3クラブのうち、B1クラブライセンスの交付判定を受けたクラブ数が2クラブで、当該2クラブにプレーオフ(B2)の3位クラブが含まれる場合は、B1残留プレーオフの最下位クラブは翌シーズンから

B 2 に降格し、下位 2 位のクラブはプレーオフ（B 2）の最上位クラブと B 1・B 2 入れ替え戦を行う。

- ⑤ 前 2 項に該当する 3 クラブのうち、B 1 クラブライセンスの交付判定を受けたクラブ数が 1 クラブで、当該クラブがプレーオフ（B 2）の上位 2 クラブのいずれかの場合は、B 1 残留プレーオフの最下位クラブは翌シーズンから B 2 に降格する。
- ⑥ 前 2 項に該当する 3 クラブのうち、B 1 クラブライセンスの交付判定を受けたクラブ数が 1 クラブで、当該クラブがプレーオフ（B 2）の 3 位クラブの場合は、B 1 残留プレーオフの最下位クラブはプレーオフ（B 2）の最上位クラブと B 1・B 2 入れ替え戦を行う。
- ⑦ 前 2 項に該当する 3 クラブのうち、B 1 クラブライセンスの交付判定を受けたクラブがない場合は、B 1・B 2 クラブの入れ替えは行わない。

第17条 [B 2・B 3 クラブの入れ替え]

B 2 における年間順位の最下位クラブと B 3 の推薦クラブが B 2・B 3 入れ替え戦を行い、勝者が翌シーズンの B 2、敗者が翌シーズンの B 3 に所属する。

第18条 [B リーグクラブライセンス不交付クラブ発生時の措置]

B リーグクラブライセンス不交付または取消しが決定したクラブが発生した場合、当該クラブに対する補欠等の処置については、理事会で審議決定する。

第19条 [入会金および会費]

- (1) B 1 クラブは、初めて B 1 会員となったときは、当該会員承認の日から 1 か月以内に、B リーグに対し、金 1,500 万円の入会金を納入しなければならない。ただし、2016-2017 シーズン開幕に向けての入会審査によって入会するクラブは、別途理事会の定める期日までに入会金を納入しなければならない。
- (2) B 2 クラブは、初めて B 2 クラブとなったときは（ただし、B 1 クラブが降格によって B 2 クラブに初めてなった場合を除く）、当該会員承認の日から 1 か月以内に、B リーグに対し、金 750 万円の入会金を納入しなければならない。ただし、2016-2017 シーズン開幕に向けての入会審査によって入会するクラブは、別途理事会の定める期日までに入会金を納入しなければならない。
- (3) B クラブは、シーズン毎に、以下に定める会費（年会費）を、当該シーズンの 9 月末までに納入しなければならない。
 - ① B 1 クラブ 1,000 万円
 - ② B 2 クラブ 500 万円

ただし、2015-2016 シーズンに関する年会費は納入することを要しない。

第20条〔退会〕

Bクラブが定款第10条第3号によらずに退会しようとする場合は、退会希望日の1年以上前の6月30日までに、Bリーグに対してその旨申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン中の退会は認められない。

第21条〔会員資格を喪失した会員の権利使用許可〕

Bリーグは、除名されたまたは社員資格を喪失したBクラブに対して、何らの対価なくして、理事会および総会の決議により、次の各号を要求できるものとする。

- ① チーム名称のうち、法人名称を除く部分（呼称および地域名称）の使用許可
- ② シーズン途中での除名または社員資格の喪失の場合、残存する公式試合を滞りなく運営するために必要な諸権利（施設・用具・器具の使用権等）のBリーグへの使用許可

第22条〔Bクラブのホームタウン（本拠地）〕

- (1) Bクラブは、理事会の承認を得て特定の市区町村をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、理事会の承認を得た場合には、複数の市区町村または都道府県をホームタウンとすることができます。
 - ① 自治体および都道府県バスケットボール協会から全面的な支援が得られること
 - ② 取りまとめ役となる自治体（ホームアリーナを有し、支援の中核をなす市区町村）を定めること
 - ③ 活動拠点となる市区町村を定めること
- (2) Bクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作り（社会貢献活動を含む）を行い、バスケットボールをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。
- (3) Bクラブのホームタウンは、原則として変更することができない。ただし、理事会の承認を得ることにより、同一都道府県内の市区町村をホームタウンとして追加することはできる。
- (4) やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要が生じた場合には、変更日の1年以上前までに理由を記載した書面により理事会に申請し、その承認を得なければならない。ただし、シーズンの途中における申請は原則として認められない。

第23条〔Bクラブの権益〕

- (1) Bクラブは、原則としてホームアリーナを有する都道府県を活動区域とする。

また、活動区域内等での活動については次のとおりとする。

- ① 第22条に定める取りまとめ役となる自治体内での他クラブの活動は、いかなる活動も原則として禁止とする。ただし、当該Bクラブ間において合意された活動についてはこの限りではない。
 - ② 活動区域外で行うBクラブの試合興行（プレシーズンマッチ・公式試合を含む）は原則として禁止とする。ただし、活動区域外で活動を希望するBクラブが、Bリーグおよび活動区域とするBクラブに対して事前に申し出を行い承認を得た場合にはこの限りではない。

また、継続的なスクール活動、一時的なクリニック活動、スポンサーイベント、メディア出演、クラブ・試合情報の告知、コミュニティ活動を活動区域外で活動を希望するBクラブは、活動区域内とするBクラブに対して事前に報告を行わなければならない。なお、その他の活動区域外での活動については、活動を希望するBクラブが、Bリーグに事前に報告を行い、Bリーグが適宜決定するものとする。
 - ③ 前号によるBクラブの活動区域外での活動が、活動区域とするBクラブにとって著しく支障をきたす場合や常識を逸脱する行為と認められた場合には、Bリーグは当該クラブに対して活動区域外での活動の中止および縮小等を求めることができ、当該クラブはこれに従わなければならない。
- (2) Bクラブは、活動区域において主管した公式試合（第34条に定める意味を有する）に伴う広告料および公衆送信権料等につき、理事会の定めるところにより分配を受けることができる。
 - (3) Bクラブは、活動区域におけるバスケットボールスクール、講演その他バスケットボールに関する諸行事の開催について、優先的にBリーグの公認を受けることができる。
 - (4) Bクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している日には、その活動区域内では原則として協会または協会加盟団体の公式試合は行われないものとする。
 - (5) Bクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している時間およびその前後2時間を含む時間帯には、原則としてその活動区域内においては、協会が主催または主管する試合のテレビ放送は行われないものとする。
 - (6) 特別の事情により前2項の定めに抵触する公式試合またはテレビ放送を行う必要がある場合には、これにより不利益を受けるおそれのあるBクラブの補償について、Bリーグ、当該Bクラブおよび当該主催団体または協会間で別途協議の上決定するものとする。

第24条 [Bクラブの健全経営]

- (1) Bクラブは、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の

維持に配慮しなければならず、違反した場合、Bリーグによって指導が行われ、または制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Bクラブはそれらに従わなければならない。

- (2) Bクラブは、Bリーグに対し、Bリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。
- (3) Bクラブは、前項の書類に虚偽の記載をしてはならない。
- (4) Bリーグは、Bクラブの事前の同意がない限り、第2項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、BリーグおよびBクラブの状況を社会に告知するため、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別のBクラブの運営に支障を来たさない限りにおいて開示することができる。

第25条〔公式試合安定開催融資制度〕

- (1) クラブの財政難等の事情により、公式試合の運営に支障を来たす事態の発生を未然に防止するため、リーグ戦安定開催融資制度を設ける。
- (2) 公式試合安定開催融資制度の管理・運営に関する事項は理事会が制定する「公式試合安定開催融資規程」の定めるところによる。

第26条〔Bクラブの株主〕

- (1) Bクラブは、Bリーグからの指示に基づき、Bリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（クラブが一般社団法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。
- (2) Bクラブは、発行済み株式の株主を変更し、または新たに株式を発行する場合には、変更後の株主または新規株式の割当先を決定する前にBリーグに書面にて届け出を行わなければならない。転換社債またはストックオプション等、株式に転化しうる権利を付与する場合も同様とする。
- (3) Bクラブは直近の理事会の承認を受けた発行済み株式総数および株主構成を基準として、以下のような株主変更または株式の新規発行を行う場合には、変更後の株主または新規株式の割当先を決定する前に理事会の承認を得なければならない。転換社債またはストックオプション等、株式に転化しうる権利を付与する場合も同様とする。
 - ① 株式の引受人の数にかかわらず、増加する株式の数が、増資後の発行済み株式総数の5%を超える場合
 - ② 増資によって、増加する株式の数にかかわらず、増資後の発行済み株式総数に対する持株比率が5%を超える株主が新たに発生することとなる場合
 - ③ 株式の引受人の数にかかわらず、発行済み株式総数の5%を超える株式の株主を変更する場合

- ④ 発行済み株式の株主を変更した結果、変更する株式の数にかかわらず、変更後の発行済み株式総数に対する持株比率が 5 %を超える株主が新たに発生した場合
 - ⑤ すでに存在する株主の持株比率が、増資または株主の変更によって 5 %を超えて増加する場合
- (4) B クラブは、他の B クラブの株式（一般社団法人にあっては社員たる地位）を保有してはならない。なお、当該他の B クラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（一般社団法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。
- (5) B クラブは、直接たると間接たるとを問わず、他の B クラブまたは当該他の B クラブの重大な影響下にある法人の経営を支配しうるだけの株式（一般社団法人にあっては社員たる地位）を保有している者に対し、自クラブまたは自クラブの重大な影響下にあると判断される法人の経営を支配できるだけの株式（一般社団法人にあっては社員たる地位）を保有させてはならない。
- (6) B クラブは、暴力団、暴力団員、暴力団員等が経営に実質的に関与している団体等に、B クラブの株式を保有させてはならない。なお、当該 B クラブの重大な影響下にあると判断される法人の株式（一般社団法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。
- (7) 前 6 項は、理事会にて例外の取扱いを承認されたクラブに対しては、2016年 6 月 30 日までは適用されないものとする。

第27条〔役職員等の禁止事項〕

- (1) B クラブの役員または職員は、直接たると間接たるとを問わず、次の事項を行ってはならない。
- ① 他の B クラブまたは当該他の B クラブの重大な影響下にあると判断される法人の役員または職員を兼務すること
 - ② 他の B クラブの株式（一般社団法人にあっては社員たる地位）を保有すること
 - ③ 他の B クラブまたは他の B クラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれらに類する契約を締結すること
- (2) B クラブに所属する選手、ヘッドコーチ、コーチおよび役員その他の関係者は、公の場において、協会（審判を含む）、B リーグまたは自他の B クラブを中傷または誹謗してはならない。

第28条〔名称および活動区域等〕

- (1) B クラブは、法人名、チーム名および呼称（以下総称して「名称」という。ただしチーム名および呼称には地域名が含まれているものとする）ならびにホ

- ームタウンおよび活動区域を定めなければならない。
- (2) Bクラブは、ホームタウン内にBリーグが別途定める要件を充足するアリーナ（以下「ホームアリーナ」という）を確保しているものとする。
 - (3) Bクラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得るものとする。
 - (4) Bクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、理事会の承認を得たときはこの限りではない。

【B 1会員】

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン (取りまとめ役となる自治体)	活動区域	ホームアリーナ
株式会社北海道バスケットボールクラブ	レバンガ北海道	レバンガ北海道	札幌市	北海道	北海きたえーる
株式会社仙台89ERS	仙台89ERS	仙台89ERS	仙台市	宮城県	仙台市体育館
秋田プロバスケットボールクラブ株式会社	秋田ノーザンハピネッツ	秋田ノーザンハピネッツ	秋田市	秋田県	CNAアリーナ☆あきた
株式会社栃木ブレックス	栃木ブレックス	栃木ブレックス	宇都宮市	栃木県	ブレックスアリーナ宇都宮
株式会社ASPE	千葉ジェッツ	千葉ジェッツ	船橋市	千葉県	船橋アリーナ
トヨタアルバルク東京株式会社	アルバルク東京	アルバルク東京	渋谷区	東京都	国立代々木競技場第二体育館
株式会社日立サンロッカーズ東京・渋谷	日立サンロッカーズ東京・渋谷	サンロッカーズ渋谷	渋谷区	東京都	青山学院記念館
TBLSサービス株式会社	東芝川崎ブレイブサンダース	川崎ブレイブサンダース	川崎市	神奈川県	川崎市とどろきアリーナ
株式会社横浜ビー・コルセアーズ	横浜ビー・コルセアーズ	横浜ビー・コルセアーズ	横浜市	神奈川県	横浜国際ポール
株式会社新潟プロバスケットボール	新潟アルビレックスバスケットボール	新潟アルビレックスBB	長岡市	新潟県	シティホールプラザオーレ長岡
株式会社富山グラウジーズ	富山グラウジーズ	富山グラウジーズ	富山市	富山県	富山市総合体育馆
株式会社フェニックス	三遠ネオフェニックス	三遠ネオフェニックス	豊橋市	愛知県	豊橋市総合体育馆
シーホース三河株式会社	シーホース三河	シーホース三河	刈谷市	愛知県	ウィングアリーナ刈谷
名古屋ダイヤモンドドルフィンズ株式会社	名古屋ダイヤモンドドルフィンズ	名古屋ダイヤモンドドルフィンズ	名古屋市	愛知県	愛知県体育馆
株式会社滋賀レイクスターズ	滋賀レイクスターズ	滋賀レイクスターズ	未定	滋賀県	ウカルちゃんアリーナ
スポーツコミュニケーションズKYOTO株式会社	京都ハンナリーズ	京都ハンナリーズ	京都市	京都府	ハンナリーズアリーナ
ヒューマンプランニング株式会社	大阪エヴェッサ	大阪エヴェッサ	大阪市	大阪府	府民共済SUPERアリーナ
沖縄バスケットボール株式会社	琉球ゴールデンキングス	琉球ゴールデンキングス	沖縄市	沖縄県	沖縄市体育馆

【B 2会員】

法人名	チーム名	呼称	ホームタウン (取りまとめ役となる自治体)	活動区域	ホームアリーナ
青森スポーツクリエイション株式会社	青森ワッツ	青森ワッツ	未定	未定	未定
株式会社岩手スポーツプロモーション	岩手ビッグブルズ	岩手ビッグブルズ	盛岡市	岩手県	岩手県営体育館
株式会社パスラボ	パスラボ山形ワイヴァンズ	山形ワイヴァンズ	未定	未定	未定
福島スポーツエンタテインメント株式会社	福島ファイヤーボンズ	福島ファイヤーボンズ	郡山市	福島県	郡山総合体育館
株式会社茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント	サイバーダイン茨城ロボッツ	茨城ロボッツ	水戸市	茨城県	青柳公園市民体育館
株式会社群馬プロバスケットボールコミュニケーション	群馬クレインサンダーズ	群馬クレインサンダーズ	前橋市	群馬県	ヤマト市民体育館前橋
一般社団法人カルティベイティブ・スポーツクラブ	東京エクセレンス	東京エクセレンス	板橋区	東京都	板橋区立小豆沢体育館
株式会社GWC	アースフレンズ東京Z	アースフレンズ東京Z	大田区	東京都	大田区総合体育館
株式会社信州スポーツスピリット	信州ブレイブウォリアーズ	信州ブレイブウォリアーズ	千曲市	長野県	千曲市戸倉体育館
一般社団法人豊通ファイティングイーグルス名古屋	豊通ファイティングイーグルス名古屋	Fイーグルス名古屋	名古屋市	愛知県	枇杷島スポーツセンター
株式会社兵庫プロバスケットボールクラブ	西宮ストークス	西宮ストークス	西宮市	兵庫県	西宮市立中央体育館
株式会社バンビシャス奈良	バンビシャス奈良	バンビシャス奈良	奈良市	奈良県	奈良市中央体育館
株式会社広島ドラゴンフライズ	広島ドラゴンフライズ	広島ドラゴンフライズ	広島市	広島県	広島サンプラザホール
株式会社山陰スポーツネットワーク	島根スサノオマジック	島根スサノオマジック	松江市	島根県	松江市総合体育館
株式会社ファイブアローズ	香川ファイブアローズ	香川ファイブアローズ	高松市	香川県	高松市総合体育館
株式会社エヒメスポーツエンターテイメント	愛媛オレンジバイキングス	愛媛オレンジバイキングス	未定	未定	未定
熊本バスケットボール株式会社	熊本ヴォルターズ	熊本ヴォルターズ	熊本市	熊本県	熊本県立総合体育館
株式会社スポーツフロンティア鹿児島	鹿児島レブナイズ	鹿児島レブナイズ	鹿児島市	鹿児島県	鹿児島アリーナ

第4章 競技

第1節 アリーナ

第29条 [アリーナの維持]

Bクラブは、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、アリーナを維持管理する責任を負う。

第30条 [アリーナおよび付帯設備]

公式試合で使用するアリーナおよび付帯設備の条件は、理事会が別途定める「Bリーグクラブライセンス交付規則」で定めるものとする。

第31条 [備品・競技器具]

ホームゲームにおいて使用する必要な備品・競技器具およびその仕様等は、理事会が別途定める「Bリーグクラブライセンス交付規則」で定めるものとする。

第32条 [広告看板等の設置]

- (1) アリーナには、Bリーグが指定する位置に、BリーグおよびBリーグオフィシャルパートナーが所定のサイズおよび枚数の広告看板を掲出することができるスペースを確保しなければならない。
- (2) 前項の広告看板以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前にBリーグに届け出て承認を得なければならない。

第33条 [アリーナの観察]

- (1) Bリーグは、試合開催の可否を確認するためアリーナを観察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチアマンに報告しなければならない。
- (2) チアマンは、前項の報告を受けたときは、そのアリーナでの試合の実施を中止する決定を下すことができる。
- (3) 前項の中止の決定およびその通知は、原則として試合開催日の2か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。

第2節 公式試合

第34条 [公式試合]

- (1) Bリーグにおける公式試合（本規約において「公式試合」という）とは、次

の試合をいう。

- ① B 1 リーグ戦 (B 1)
 - ② B 2 リーグ戦 (B 2)
 - ③ B リーグチャンピオンシップ
 - ④ B 2 プレーオフ
 - ⑤ B 1 残留プレーオフ
 - ⑥ B 1・B 2 入れ替え戦
 - ⑦ オールスター
 - ⑧ B 2・B 3 入れ替え戦
 - ⑨ 前各号のほか、理事会が指定した試合
- (2) B 1 クラブは、前項第1号のホームゲームの80%以上を、B 2 クラブは前項第2号のホームゲームの60%以上を、ホームアリーナで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 第1項第1号から第6号および第8号までの試合は、クラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」という）に限り参加できるものとする。
- (4) 前項にいうトップチームは、以下の要件を満たすものとする。
- ① B 1 クラブのトップチームは、シーズン中は常に選手10名以上13名以下を保有し、アマチュア選手は2名以下とすること
 - ② B 2 クラブのトップチームは、シーズン中は常に選手10名以上13名以下を保有し、プロ選手は5名以上とすること
- (5) 前2項にいうトップチームは、前項に規定する保有選手の制限人数内外に関わらず、特別指定選手を2名まで保有することができる。

第35条〔参加義務等〕

- (1) B クラブは、公式試合および協会が開催する全日本総合バスケットボール選手権大会の本大会または本大会の出場権を得るための予選大会に参加しなければならない。
- (2) B クラブは、所属選手が、代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

第36条〔最強のチームによる試合参加〕

B クラブは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって前条の試合に臨まなければならない。

第37条〔不正行為への関与の禁止〕

B クラブおよびB クラブの役員、選手、ヘッドコーチ、コーチその他の関係者

は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に一切関与してはならない。

第38条【公式試合の主催等】

- (1) 公式試合は、すべて協会およびBリーグが主催（自己の名義において試合を開催すること。以下同じ）し、Bリーグが主管（自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ）する。
- (2) Bリーグは、リーグ戦におけるホームゲームの主管権をホームクラブに委譲する。
- (3) 前項の規定にかかわらず、Bリーグは、ホームクラブの活動区域外のアリーナで実施する公式試合を自ら主管することができる。
- (4) ホームクラブの活動区域外で開催される試合については、事前にチアマンの承認を得た場合に限りその地方のマスコミが共催することを認める。なお、試合開催が複数回に及ぶ場合であっても、その都度申請し承認を得るものとする。

第39条【主管権の譲渡】

Bクラブは、Bリーグの事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を協会に所属する都道府県バスケットボール協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Bクラブは、当該ホームゲームに関する本規約上の義務を免れるものではない。

第40条【競技規則】

公式試合は、すべて国際バスケットボール連盟（FIBA）および協会の競技規則に従って実施される。

第41条【届出義務】

- (1) Bクラブは、次の事項を所定の方法によりBリーグに届け出なければならぬ。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。
 - ① 選手
 - ② 実行委員、運営担当および広報担当等
 - ③ ヘッドコーチ、コーチ、ドクターおよびアスレティックトレーナー等（以下「チームスタッフ」という）
 - ④ 入場料金の体系（年間指定席券その他すべての入場券を含む）
- (2) 前項第4号の入場料金は、アウェイクラブの観客に対してもホームクラブの観客と平等の条件で設定されなければならない。ただし、ホームクラブのファンクラブ会員または年間指定席券購入者に対する割引その他合理的な理由がある

場合にはこの限りではない。

第42条〔出場資格〕

- (1) 協会の「基本規程」に基づき協会への選手登録を完了し、かつ第93条に定めるBリーグ登録を行った選手のみが、公式試合における出場資格を有する。
- (2) 選手は、公式試合出場に際し、協会の発行した選手証を持参しなければならない。

第43条〔ユニフォーム〕

- (1) 公式試合においては、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用しなければならない。
- (2) 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。
- (3) 前各項の定めのほか、ユニフォームに関する事項は、理事会が制定する「ユニフォーム要項」の定めるところによる。

第44条〔試合球〕

公式試合の試合球は、Bリーグが、協会検定球の中から認定する。

第45条〔Bクラブの責任〕

- (1) ホームクラブは、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員および観客等の安全を確保する義務を負う。
- (2) ホームクラブは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。
- (3) ホームクラブは、前2項の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限し、または即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務を負う。
- (4) アウェイクラブは、実行委員をアウェイゲームに帯同し、第2項に基づくホームクラブの義務の履行に協力するとともに、アウェイクラブのファンが試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。ただし、やむを得ない場合には実行委員についてはBクラブがその責務にあたることができると判断した者を代理人として帯同することができる。
- (5) Bクラブは、試合が開催されるアリーナに、暴力団員等を入場させないよう、努めるものとする。

第46条〔選手の健康管理およびドクター〕

- (1) Bクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該Bクラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。

- (2) 前項の健康管理における医学的検査の項目は、次のメディカルチェック項目とする。
- ① 内科検査（心電図、心エコー検査含む）
 - ② 整形外科的検査
 - ③ 血液検査
 - ④ 尿検査
 - ⑤ レントゲン検査
- (3) ホームクラブは、すべての試合においてアリーナ内にAEDを備えなければならぬ。
- (4) Bクラブは、試合中に選手が怪我をした場合、終了後可及的すみやかに「Bリーグ傷害報告書」をBリーグに提出しなければならない。なお、ドクターの所見を得、ドクターの署名あるものを提出するものとする。

第3節 試合の運営

第47条〔公式試合の開催期間〕

公式試合は、原則として毎年9月から5月までの間に実施する。

第48条〔リーグ戦の開催〕

- (1) リーグ戦の試合日程は、次の事項を考慮した実行委員会の審議を経て、理事会が決定する。
- ① 試合開催が特定の地域に集中しないこと
 - ② 同一大会でアウェイゲームが3試合以上連続しないこと。
- (2) リーグ戦は、原則として金曜日から月曜日、または水曜日に開催されるものとする。

第49条〔試合日程の遵守〕

Bクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、ティップオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第50条〔試合の日時または場所の変更〕

- (1) 公式試合の開催日、ティップオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
- ① ホームクラブがBリーグに対し、変更しようとする開催日の30日前までに「試合開催に関する変更申請書」により申請する
 - ② チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびアウェイクラブの双方に通知する

- (2) 前項の手続きが行われない場合、アウェイクラブは、当該変更を拒否することができる。
- (3) やむを得ない特別の事情がある場合において、チアマンは、前2項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

第51条〔特別の事情による変更〕

Bクラブは、協会またはBリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第52条〔同日開催の制限〕

公式試合は、原則として、同一日に同一アリーナで2試合以上行ってはならない。

第53条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Bリーグまたは協会以外の第三者が主催するバスケットボールその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合せで開催してはならない。ただし、Bクラブが主催する地域振興のための試合・イベント、選手育成のための試合等であって、荒天時には中止できるものに限り、実施することができる。

第54条〔ゲームディレクター〕

- (1) ゲームディレクターは、実行委員会が推薦し、理事会が承認した後、チアマンが任命し、公式試合に派遣される。
- (2) ゲームディレクターは、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 試合開始時刻の150分前までにアリーナに到着すること
 - ② 協会の発行した選手証により選手の試合における出場資格を確認し、「Bリーグメンバー提出用紙」の記載事項に不備があればそのチームに訂正させること
 - ③ 試合開始時刻の60分前に双方のクラブのヘッドコーチ、実行委員および運営担当、ならびに審判員を集め、ゲームディレクター・ミーティングを開催すること
 - ④ 試合終了後24時間以内にBリーグに「Bリーグゲームディレクター報告書」を発信すること
 - ⑤ 試合の中止または競技中の悪質な違反による失格・退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「Bリーグゲームディレクター緊急報告書」をすみやかにチアマンに提出すること
 - ⑥ 裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること

⑦ 前各号のほか、別途チアマンの定める事項を行うこと

第55条〔試合の中止の決定〕

試合の中止は、審判が、ゲームディレクター、ホームクラブの実行委員およびアウェイクラブの実行委員（またはBリーグ規約第45条第4項に基づくその代理人）の意見を参考のうえ決定する。ただし、審判が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、ゲームディレクターおよびホームクラブの実行委員が協議のうえ決定する。

第56条〔不可抗力による開催不能または中止〕

公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により開催不能または中止となった場合には、当該試合の取り扱いについては、次の各号からチアマンが決定する。

- ① 40分間の再試合
- ② 中止時点からの再開試合
- ③ 中止時点での試合成立

第57条〔敗戦とみなす場合〕

公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となつた場合には、その帰責事由あるチームは、原則として0対20で敗戦したものとみなす。

第58条〔試合結果の報告〕

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および必要に応じて試合運営報告書をBリーグに提出しなければならない。

第59条〔試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、理事会が制定する「試合実施要項」の定めるところによる。

第60条〔規律委員会による処分〕

(1) 次の各号のいずれかに該当する者（Bクラブを含む）に対する懲罰は、理事会が定める「懲罰規程」に基づき規律委員会において審議し、チアマンが決定する。

- ① 失格・退場を命じられた者
- ② テクニカル・ファウルおよびアンスポートマンライク・ファウルを宣せら

れた者

- (3) 前2号に相当する不正な行為を行った者
- (2) 前項の規定にかかわらず、試合が連日開催されるなど、次の試合が開始される前に前項に従って懲罰を決定することが困難である場合は、チアマンは、出場停止の懲罰については、規律委員会の審議を経ることなく、決定することができる。

第4節 非公式試合

第61条 [有料試合の開催]

- (1) すべての有料試合は、事前にBリーグに所定の申請書を提出し、Bリーグおよび協会の承認を得なければ開催することができない。
- (2) 前項の試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。
- (3) 第1項の開催申請書の提出期限は、試合が開催される月の3か月前の月の末日までとする。

第62条 [外国チームとの試合等]

Bクラブが外国のバスケットボールチームと試合を行う場合は、試合の場所が国内であるか国外であるかにかかわらず、事前にBリーグおよび協会の承認を得なければならない。また、「国際交流試合実施申請書」に準じ、申請料を納付すること。

第63条 [興行等への参加禁止]

Bクラブ、選手、ヘッドコーチおよびコーチは、事前にBリーグの承認を得ない限り、Bリーグまたは協会以外の第三者が主催するバスケットボールその他のスポーツの試合またはイベント等に参加してはならない。

第64条 [救済試合]

救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。

第65条 [引退試合]

引退試合は、選手が引退するにあたり当該選手の功績を称えることを目的として開催する。

第66条 [救済試合および引退試合の開催手続等]

- (1) 救済試合および引退試合は、当該選手の現所属クラブまたは元所属クラブが、

事前に、Bリーグに所定の申請書を提出し、実行委員会の審議を経て理事会にて決議されなければ、開催することができない。

- (2) 救済試合および引退試合の開催地は、原則として当該試合の開催クラブのホームタウンとする。
- (3) 救済試合および引退試合は、前2条に定める理由がある場合に、選手1名につき1回に限り開催することができる。

第67条 [慈善試合]

- (1) Bクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人道的見地に基づき、慈善試合を開催することができる。
- (2) 前条第1項および第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第5節 試合の収支

第68条 [公式試合の費用負担]

ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用（以下総称して「必要経費」という）を負担する。

- ① 運営人件費
- ② アリーナ使用料（付帯設備使用料を含む）
- ③ アリーナ仮設設備設置費用（テント設営料等）
- ④ 入場券・招待券の印刷費
- ⑤ 入場券販売手数料
- ⑥ 広告宣伝費
- ⑦ クラブスポンサーの看板等の費用（アリーナへの掲出料を含む）
- ⑧ その他運営に係わる費用

第69条 [救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分]

- (1) 救済試合および引退試合の損益の配分については、Bリーグと当該試合の開催Bクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。
- (2) 慈善試合の損益の配分については、Bリーグと当該試合の開催クラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。

第70条 [不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担]

すでに何らかの経費が発生している公式試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第68条第1号から第4

号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第2条の範囲に限る）はBリーグが負担する。ただし、中止時点で試合が成立した場合は除く。

第71条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- (1) ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブは、アウェイチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- (2) アウェイクラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、アウェイクラブは、ホームクラブに発生した第68条第1号から第8号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第72条〔納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の3%相当額を原則として当該試合の属する大会が終了した後60日以内に、協会に納付しなければならない。

第73条〔収支報告〕

公式試合の収支報告は、その試合の属する大会が終了した後30日以内に、「試合収支決算書」および「大会収支決算書」をBリーグに送付することにより行う。

第74条〔遠征費用〕

- (1) チームの遠征に要する交通費・宿泊費をBリーグにおいて支出する場合には、理事会が制定する「旅費規程」の定めるところによる。
- (2) ホームクラブの都合によりホームタウン以外のアリーナで試合を実施したことにより発生したアウェイチームの交通費・宿泊費の増額分はホームクラブが負担する。ただし、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。
- (3) 公式試合を無事に終了したが、不可抗力など理事会が認める理由によりその日または翌日の帰路に影響が出た場合には、双方のチームにおいて発生した宿泊費をBリーグが負担する。ただし、当該負担額は、「旅費規程」第2条に基づいて算出する。

第6節 表彰

第75条〔リーグ表彰〕

Bリーグは、リーグ戦、チャンピオンシップおよびプレーオフに関し、チーム、選手、ヘッドコーチおよび審判員等の表彰を行う。

第76条〔功労者表彰〕

- (1) Bリーグは、Bリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。
- (2) 前項の表彰を受ける者は、チアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

第77条〔表彰規程〕

前2条に基づく表彰に関する事項は、理事会が制定する「Bリーグ表彰規程」の定めるところによる。

第78条〔特別表彰〕

第75条および第76条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、理事会の定めるところによる。

第5章 選 手

第79条〔誠実義務〕

- (1) 選手は、協会の定款および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにBクラブの諸規則を遵守し、Bクラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。
- (2) 選手は、自己の能力を最大限に發揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

第80条〔履行義務〕

- (1) プロ契約選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
 - ① Bクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Bクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Bクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Bクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
 - ⑤ Bクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
 - ⑥ Bクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
 - ⑦ 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
 - ⑧ ドーピングテストの受検
 - ⑨ 協会およびBリーグの指定する薬物検査の受検

- ⑩ 合宿、遠征等に際してのBクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用
 - ⑪ 居住場所に関する事前のBクラブの同意の取得
 - ⑫ 副業に関する事前のBクラブの同意の取得
 - ⑬ その他Bクラブが必要と認めた事項
- (2) アマチュア選手は、次の各事項を履行する義務を負う。
- ① Bクラブの指定するすべての試合への出場
 - ② Bクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
 - ③ Bクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
 - ④ Bクラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
 - ⑤ Bクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加
 - ⑥ Bクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動への参加
 - ⑦ 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
 - ⑧ 協会、Bリーグ等の指定するドーピングテストの受検
 - ⑨ 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
 - ⑩ 就業に関する事前のクラブへの報告
 - ⑪ その他Bクラブが必要と認めた事項

第81条〔ドーピングの禁止〕

- (1) 選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。
- (2) 選手は、ドーピングテストの対象として指名された場合、これを拒否することはできない。

第82条〔禁止事項〕

- (1) プロ契約選手は、次の各行為を行ってはならない。
 - ① Bクラブ、協会およびBリーグの内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
 - ③ 協会の「ドーピング防止規程」に違反する行為
 - ④ Bクラブ、協会およびBリーグの承認を得てない広告宣伝・広報活動への参加もしくは関与
 - ⑤ Bクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結
 - ⑥ Bクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するバスケットボールまた

はその他のスポーツの試合への参加

- (7) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - (8) 刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触する行為
 - (9) その他Bクラブ、協会およびBリーグにとって不利益となる行為
- (2) アマチュア選手は、次の各行為を行ってはならない。
- ① Bクラブ、協会およびリーグ等の内部事情の部外者への開示
 - ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
 - ③ 協会の「ドーピング防止規程」に抵触する行為
 - ④ バスケットボール活動の対価としての報酬（利益）等の受領
 - ⑤ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
 - ⑥ 刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触する行為
 - ⑦ その他Bクラブ、協会およびBリーグにとって不利益となる行為

第83条〔費用の負担および用具の使用〕

- (1) 選手がBクラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、Bクラブが負担する。
- (2) 選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、Bクラブが支給したものを使用しなければならない。

第84条〔疾病および傷害〕

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにBクラブに通知し、Bクラブの指示に従わなければならない。

第85条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕

- (1) Bクラブと「日本バスケットボール協会選手契約書」（以下「プロ選手契約」という）を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該Bクラブに帰属する。
- (2) Bクラブは、プロ契約選手と締結したすべての契約書の写しをBリーグに提出しなければならない。
- (3) Bクラブは、アマチュア選手が署名した誓約書および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写しすべてを提出しなければならない。
- (4) Bリーグは、特段の定めがある場合を除き、Bクラブの事前の同意がない限り、前2項に記された書式の写しを第三者に開示しないものとする。

第86条〔選手の報酬等〕

- (1) Bクラブはプロ契約選手に対し、前条第2項に基づきBリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。
- (2) Bクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。
- (3) B1、B2クラブの選手年俸については、以下のとおりとする。
 - ① B1：最低年俸は300万円（税抜）とする。新人選手（「選手契約および登録に関する規程」に定める意味を有する。以下同じ。）については、年俸は460万円（税抜）、出場給は5万円/試合（税抜）、勝利給8万円/試合（税抜）をそれぞれ上限とする。
 - ② B2：最低年俸は240万円（税抜）とする。新人選手については年俸460万円（税抜）、出場給は5万円/試合（税抜）、勝利給は8万円/試合（税抜）をそれぞれ上限とする。

第87条〔支度金〕

第86条第1項の規定にかかわらず、Bクラブは、新規契約した選手または移籍した選手に対し、理事会が定める「選手契約および登録に関する規程」に基づき、支度金を支払うことができる。

第88条〔選手エージェント等〕

Bクラブと選手とのプロ選手契約に関する選手エージェントについては、協会の「選手エージェント規則」を適用する。

第89条〔未成年者〕

- (1) 選手が契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。
- (2) 選手が協会への選手登録時に未成年である場合には、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を提出しなければならない。

第90条〔選手の肖像等の使用〕

- (1) 選手は、選手契約の期間中であるか否かを問わず、第80条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- (2) 選手は、BリーグおよびBクラブから指名を受けた場合、Bクラブ、協会およびBリーグの広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」と

いう)に原則として無償で協力しなければならない。

- (3) 選手は、次の各号について事前にBクラブの書面による承諾を得なければならぬ。
- ① テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて送信される番組等への出演
 - ② イベントへの出演
 - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
 - ④ 第三者の広告宣伝等への関与
- (4) 前項の出演または関与に際しての対価の分配は、Bクラブと選手が協議して定める。

第91条 [契約に関する紛争の解決]

Bクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Bクラブと選手との間に紛争が生じたときは、Bクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

第6章 登録および移籍

第1節 登録

第92条 [協会の登録に関する規定の遵守]

Bクラブは、協会が定める選手登録に関する規程および別途理事会が定める「選手契約および登録に関する規程」を遵守し、これらに従い選手登録を行わなければならない。

第93条 [選手等のBリーグ登録]

- (1) Bリーグは第41条第1項に基づき、Bクラブから届出された事項に基づき、選手およびチームスタッフに関する「選手等登録簿」を作成することにより、Bリーグ登録を行う。
- (2) 「選手等登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 所属Bクラブの正式名称
 - ④ 前各号のほか、Bリーグが指定する事項

第94条 [審判員のBリーグ登録]

- (1) Bリーグは第99条第1項により協会が指名した審判員を「審判員登録簿」に記載することにより、Bリーグ登録を行う。
- (2) 「審判員登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとする。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 審判員の級別
 - ④ 前各号のほか、Bリーグが指定する事項

第95条 [登録の変更・拒否・抹消]

- (1) Bリーグは、Bクラブから「選手等登録簿」の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い「選手等登録簿」の変更を行う。
- (2) Bリーグは、協会から「審判員登録簿」の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い「審判員登録簿」の変更を行う。
- (3) Bリーグは、試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者、またはBリーグにとって著しい不利益となる行為を行った者のBリーグ登録を行わない。当該登録において虚偽の記載がある場合も同様とする。
- (4) Bリーグは、Bリーグ登録を行った選手、チームスタッフおよび審判員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に関するBリーグ登録を抹消する。
 - ① 前項に該当するとき
 - ② BクラブがBリーグ登録の抹消に関する届け出を行ったとき
 - ③ 死亡、または失踪宣告を受けたとき

第96条 [未登録の選手]

Bクラブは、第92条の選手登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

第2節 移籍

第97条 [選手の移籍に関する規程の遵守]

選手の移籍は、協会の基本規程および別途理事会が定める「選手契約および登録に関する規程」に従って行わなければならない。

第7章 審判員

第98条〔資格要件〕

- (1) 公式試合の審判員は、協会の認定する審判員の資格を有し、協会へ登録した者でなければならない。
- (2) 外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判員となり得る。

第99条〔指名〕

- (1) Bリーグは、協会に対し、B1およびB2の審判員の指名を要請するものとする。
- (2) 前項の指名は、1年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中における追加、変更を妨げない。

第100条〔審判員の服装および用具〕

審判員は、Bリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

第101条〔身分証〕

審判員は、協会が交付する審判員証を携帯するものとする。

第102条〔手当等〕

審判員に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ「試合実施要項」および「旅費規程」の定めるところによる。

第103条〔保険〕

Bリーグは、審判員の、試合中および試合の前後（試合のための移動途中を含む）における事故に備えるため、Bリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。

第8章 付随事業

第1節 各種の事業

第104条 [付随事業]

Bリーグはバスケットボールの普及および振興を促進するため、バスケットボールの試合の開催に加え、各種の付随的事業を行うものとし、Bクラブはこれに積極的に協力するものとする。

第105条 [リーグの事業]

次の各号の権益はBリーグに属し、Bリーグが事業を行うものとする。

- ① 公式試合の公衆送信権・送信可能化権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信・送信可能化を行う権利を含む）に関する事業
- ② リーグオフィシャルパートナー（タイトルパートナー、トップパートナー、エクイップメントパートナー、チケットパートナーなど）を含む、公式試合に関するスポンサーシップに関する事業
- ③ オールスター、プレーオフ興業に関する事業
- ④ バスケットボール用具の認定および検定に関する事業
- ⑤ 商品化権に関する事業
- ⑥ 広報・出版に関する事業
- ⑦ その他理事会において定める事業

第106条 [収入の配分]

前条の事業に基づくBリーグの収入は、予め定められた比率により、Bクラブに配分する。

第2節 商品化権に関する事項

第107条 [商品化権に関する事項]

商品化権に関する事項については、本節に定める他、理事会において定める。

第108条 [定義]

用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- ① マーク等…BリーグまたはBクラブの名称、エンブレム、ロゴ、マスクット、チア、意匠、商標その他BリーグまたはBクラブを表示するもの

- ② 商品化権…マーク等を使用して商品を製造・販売する権利

第109条〔Bクラブのマーク等〕

- (1) Bクラブは自己のマーク等を使用開始する前に、理事会の承認を得なければならぬ。
- (2) Bクラブは自己のマーク等をBリーグが定める基準に従い、管理しなければならぬ。
- (3) Bクラブは自己のマーク等の変更を希望する場合、変更使用開始日の13か月前までに理事会の承認を得なければならない。ただし、Bリーグ2016-2017シーズンの開幕前までの期間については、理事会の承認をもって変更ができるものとする。
- (4) Bクラブは自己のマーク等を他種目のチームや団体に使用させることを希望する場合、事前に理事会の承認を得なければならない。

第110条〔肖像等〕

- (1) Bリーグは、Bクラブに所属する選手、監督、コーチ、チア等（以下「選手等」という）の肖像、氏名、略歴等（以下「肖像等」という）を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができるものとする（ここでいう「包括的に用いる」とは3名以上での利用をいう）。ただし、特定の選手等（選手の場合はプロ契約選手に限る）の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にBクラブと協議し、その承認を得るものとする。
- (2) Bリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

第9章 紛争解決

第1節 裁定委員会

第111条〔設置〕

本規約に関する紛争の解決および本規約に基づく制裁に関するチェアマンの諮問機関として裁判委員会を設置する。

第112条〔組織および委員〕

- (1) 裁判委員会は、5名以内の委員をもって組織する。
- (2) 委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有するかまたは学識経験を有する者であつて、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の同意を得てチェアマンが任命する。

- (3) 委員は、Bリーグの理事もしくは法人組織の職員またはBクラブの役員もしくは職員を兼ねることができない。
- (4) 委員は、非常勤とする。

第113条〔委員の任期〕

- (1) 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- (2) 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第114条〔委員長〕

- (1) 裁定委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、委員が互選する。
- (3) 委員長は、裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第115条〔裁定委員会事務局〕

裁定委員会の事務を処理させるため、裁定委員会に裁定委員会事務局を置く。

第116条〔裁定委員会規程〕

裁定委員会の運営に関する事項は、本規約に定める事項を除き、理事会が制定する「裁定委員会規程」の定めるところによる。

第2節 チェアマンの決定

第117条〔チェアマンの決定を求める申立〕

- (1) Bリーグに所属する団体および個人は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。
 - ① 選手の契約に関するBクラブと選手との間の紛争
 - ② 選手の移籍に関するBクラブ相互間またはBクラブと選手との間の紛争
 - ③ 前2号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争
- (2) 前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定委員会規程」の定めるところにより、裁定委員会に対し申立書を提出しなければならない。

第118条〔裁定委員会の答申〕

前条第2項による申立があったときは、まず裁定委員会が申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、書面により裁定案を答申するものとする。

第119条 [チエアマンの決定]

チエアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Bリーグ全体の利益を考慮した上、申立に対する決定を下すものとする。

第120条 [和解]

申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

第10章 制裁

第1節 総則

第121条 [チエアマンによる制裁および調査]

- (1) チエアマンは、BクラブまたはBクラブに所属する個人（選手、ヘッドコーチ、コーチ、役員その他の関係者を含む。以下同じ）が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したときは、制裁を科すことができる。
- (2) チエアマンは、前項の制裁を科すに際し、自ら、または裁定委員会もしくは関連する専門委員会に委任して、事実関係の調査を行うことができる。
- (3) 前項の調査の対象となったBクラブまたはBクラブに所属する個人は、当該調査に協力しなければならない。

第122条 [制裁の種類]

- (1) Bクラブに対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
 - ① けん責 始末書をとり、将来を戒める
 - ② 制裁金 1件につき5,000万円以下の制裁金を科す
 - ③ Bリーグから配分される金銭（配分金）の減額・保留
 - ④ 勝ち数の減 勝率の計算に際して1件につき勝ち数5を限度として減じる。
 - ⑤ 試合の没収 得点を0対20として試合を没収する
 - ⑥ 無観客試合の開催 入場者のいない試合を開催させる
 - ⑦ 下位リーグへの降格 所属するリーグより1つ以上下位のリーグに降格させる
 - ⑧ 昇格の停止 順位要件等を満たした場合でも、上位リーグへの昇格を認めない
 - ⑨ 除名 Bリーグから除名する（ただし、総会において正会員現在数の4分の3以上の多数による議決を要する）

- (2) B クラブに所属する個人に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
- ① けん責 始末書をとり、将来を戒める
 - ② 制裁金 1 件につき5,000万円以下の制裁金を科す
 - ③ 出場の資格停止 無期限または違反行為 1 件につき 1 年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する
 - ④ 公式試合に関わる職務の停止 一定期間、無期限または永久的な公式試合に関わる職務の全部または一部の停止

第123条 [裁定委員会への諮問]

チェアマンは、前 2 条による制裁の種類および内容に関し裁定委員会に諮問し、その答申に基づき制裁を決定する。

第124条 [制裁金の納付と配分]

- (1) 制裁金は、チェアマンによる制裁金の決定後30日以内に、B リーグの指定する方法により納付しなければならない。
- (2) 納付された制裁金は、理事会が決定する方法により、原則として B クラブに配分される。

第125条 [制裁金の合算]

同時に複数の違反行為が制裁金の対象となったときは、各々について定められた制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。

第126条 [他者を利用した違反行為]

他の者をして、違反行為を行わせた B クラブまたは B クラブに所属する個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の制裁を科するものとする。

第127条 [両罰規定]

B クラブに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁を科すほか、その個人が所属する B クラブに対しても制裁を科すことができる。ただし、当該 B クラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第128条 [違反行為の重複による加重]

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた制裁金の金額の 2 倍以下の範囲内において、制裁金の金額を加重することができる。

第129条〔酌量減額〕

- (1) 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その制裁金の金額を減額することができる。
- (2) 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第2節 制裁金

第130条〔5,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、5,000万円以下の制裁金を科す。

- ① 第37条〔不正行為への関与の禁止〕に、Bクラブが違反した場合
- ② 第45条〔Bクラブの責任〕各項の義務を怠り、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員または観客等を死傷させた場合

第131条〔3,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、3,000万円以下の制裁金を科す。

- ① 第35条〔参加義務等〕第1項に違反した場合
- ② 第37条〔不正行為への関与の禁止〕に、個人が違反した場合
- ③ 第42条〔出場資格〕第1項に違反した場合
- ④ 第82条〔禁止事項〕各項に違反した場合
- ⑤ 第87条〔支度金〕に違反した場合
- ⑥ 第96条〔未登録の選手〕に違反した場合
- ⑦ 第97条〔選手の移籍に関する規定の遵守〕に違反した場合

第132条〔2,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。

- ① 第3条〔遵守義務〕第3項または第4項（第133条に該当する場合を除く）に違反した場合
- ② 第24条〔Bクラブの健全経営〕第1項に違反した場合
- ③ 第26条〔Bクラブの株主〕第2項から第6項までのいずれかに違反した場合
- ④ 第27条〔役職員等の禁止事項〕第2項に違反した場合
- ⑤ 第29条〔アリーナの維持〕に違反した場合
- ⑥ 第32条〔広告看板等の設置〕各項に違反した場合
- ⑦ 第35条〔参加義務等〕第2項に違反した場合
- ⑧ 第36条〔最強のチームによる試合参加〕に違反した場合
- ⑨ 第45条〔Bクラブの責任〕第1項、第2項、第3項または第4項に違反し

- た場合（第130条第2号に該当する場合を除く）
- ⑩ 第49条〔試合日程の遵守〕に違反した場合
 - ⑪ 第53条〔抱き合せ開催の禁止〕に違反した場合
 - ⑫ 第61条〔有料試合の開催〕各項に違反した場合
 - ⑬ 第62条〔外国チームとの試合等〕に違反した場合
 - ⑭ 第63条〔興行等への参加禁止〕に違反した場合
 - ⑮ 第85条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕第2項に違反した場合
 - ⑯ 第88条〔選手エージェント等〕に違反した場合
 - ⑰ 第121条〔チアマンによる制裁および調査〕第3項に違反した場合

第133条 [1,000万円以下の制裁金]

次の各号のいずれかに該当する場合は、1,000万円以下の制裁金を科す。

- ① 第3条〔遵守義務〕第5項、第6項または第7項に違反した場合
- ② 第24条〔Bクラブの健全経営〕第3項に違反した場合
- ③ 第27条〔役職員等の禁止事項〕第1項に違反した場合
- ④ 第43条〔ユニフォーム〕に違反した場合

第134条 [500万円以下の制裁金]

次の各号のいずれかに該当する場合は、500万円以下の制裁金を科す。

- ① 第24条〔Bクラブの健全経営〕第2項に違反した場合
- ② 第42条〔出場資格〕第2項に違反した場合

第135条 [第3条第2項、第4項違反の制裁金]

第3条〔遵守義務〕第2項または第4項に違反し、刑罰法規に抵触する行為を行った場合の制裁金は次の各号のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 生命・身体に対する行為 | 5,000万円以下 |
| ② 公益に対する行為 | 3,000万円以下 |
| ③ 名誉・財産に対する行為 | 2,000万円以下 |

第3節 反 則 金

第136条 [アンフェアなプレーに対する反則金]

- (1) リーグ戦における反則ポイントが一定数を超える場合には、クラブに対し反則金を科すものとする。
- (2) 反則ポイントおよび反則金の計算方法等に関する事項は、別途理事会で定める「反則金に関する規程」に従うものとする。

第11章 最終的拘束力

第137条〔最終的拘束力〕

チェアマンの下す決定はBリーグにおいて最終のものであり、当事者およびBリーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

第12章 改 正

第138条〔改 正〕

本規約の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第13章 附 則

第139条〔施 行〕

本規約は、平成27年7月30日から施行する。ただし、第12条第1項及び第13条第1項は、平成28年7月1日から施行する。

〔制 定〕

平成27年7月30日

〔改 定〕

平成28年7月13日

入会金および会費規程

第1条 [趣旨]

この規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）定款第7条の規定に基づく入会金および会費に関する事項について定める。

第2条 [入会金及び会費]

正会員の入会金および会費は、次のとおりとする。

① B1リーグ会員（以下「B1会員」という）

入会金 15,000,000円

年会費 10,000,000円

② B2リーグ会員（以下「B2会員」という）

入会金 7,500,000円

年会費 5,000,000円

第3条 [入会金及び会費の納入]

(1) 入会金および会費は、Bリーグが発行する納付通知書により、次の期限までに納入しなければならない。

① 入会金

B1会員およびB2会員は、当該会員承認の日から1ヶ月以内に入会金を納入しなければならない。

イ. B1会員は、初めてB1会員になったときに、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、金1,500万円の入会金を納入しなければならない。

ロ. B2会員は、初めてB2会員になったときに（ただし、B1会員が降格によって初めてB2会員になった場合を除く）、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、金750万円の入会金を納入しなければならない。

ハ. B2会員が昇格によって初めてB1会員になったときは、当該会員承認の日から1ヶ月以内に、B1会員とB2会員の入会金の差額である金750万円の入会金を納入しなければならない。

ニ. B2会員が下部リーグに降格後、昇格によりB2会員になったときは、入会金を納入することを要しない。

ホ. 下部リーグから昇格によって、初めてB2会員になったときは、当該会員承認から1ヶ月以内に第2条に定めるB2会員の入会金を納入しなければならない。

② 会費

B 1会員およびB 2会員は、シーズン毎に年会費を、当該シーズンの9月末までに納入しなければならない。

③ 入会金および会費は、B リーグ口座に払い込むものとする。

第4条〔改廃〕

この規程の改廃は、社員総会の決議によらなければならない。

〔附 則〕

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

〔改 定〕

平成28年7月13日

特定費用準備資金等取扱規則

第1条〔目的〕

この規則は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）における特定費用準備資金等の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条〔定義〕

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

① 特定費用準備資金

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金を言う。

② 資産取得資金

認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金を言う。

③ 特費用準備資金等

上記①および②を総称する。

第3条〔特定費用準備資金等の保有〕

Bリーグは、特定費用準備資金等を保有することができる。

第4条〔特定費用準備金等の要件〕

前条の特定費用準備資金等は、次の要件を満たすものでなければならない。

- ① その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- ② 積立限度額が合理的に算定されていること。

第5条〔特定費用準備資金等の管理・取崩し等〕

- (1) 前条の特定費用準備資金等は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金等を含む）と明確に区分して管理する。
- (2) 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- (3) 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必

要な理由を付して、理事会に付議し、その決議を得なければならない。

第6条〔特定費用準備資金等の公表〕

特定費用準備資金等の公表については、資金の取崩しに係る手続き並びに積立限度額及びその算定根拠を事務所における書類の備え置きにより閲覧に供する。

第7条〔特定費用準備資金等の経理処理〕

- (1) 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。
- (2) 資産取得資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規程に基づき、経理処理を行う。

第8条〔改廃〕

この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第9条〔その他〕

この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定めるものとする。

〔附 則〕

この規則は、公益認定の承認を受けてから施行する。

〔改 定〕

平成28年7月13日

寄附金等取扱規程

第1条〔目的〕

この規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条〔寄附金の種類および募集〕

- (1) この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。
- ① 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - ② 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金
- (2) この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。
- (3) この法人は常時、寄附金を募ることができる。

第3条〔寄附金の使途〕

- (1) 一般寄附金は、定款第4条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。
- (2) 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用するものとする。

第4条〔受領の制限〕

寄附金が、次の各号に該当するときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- ① 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるときおよびこの法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められるとき。
- ② 第2条第1項第2号の特定寄附金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき。

第5条〔受領書の送付〕

- (1) 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。
- (2) 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

第6条〔情報公開〕

この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5号各号に定める事項について、事務所へ備え

置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

第7条〔補 足〕

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第8条〔改 廃〕

この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

〔附 則〕

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

〔改 定〕

平成28年7月13日

倫理規程

第1条〔組織の使命および社会的責任〕

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という。）の役職員は、この法人が、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

第2条〔社会的信用の維持〕

この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第3条〔法令等の遵守〕

この法人の役職員は、Bリーグ理念を共有し、関連法令ならびにこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規およびBリーグ活動方針を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

第4条〔私的利益の禁止〕

この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第5条〔利益相反の防止および開示〕

この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

第6条〔反社会的勢力の排除〕

この法人の役職員は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

第7条〔機密保持および個人情報の保護〕

この法人の役職員は、業務上知り得た非公開の情報を厳に秘密として保持し、第三者に漏洩してはならず、業務上取得した個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第8条〔研 鑽〕

この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第9条〔規程遵守の確保〕

この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第10条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施 行〕

本規程は、平成27年7月30日から施行する。

〔制 定〕

平成27年7月30日

理事会規程

第1条〔目的〕

この規程は、Bリーグ規約第4条に基づき、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という）理事会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔開催〕

- (1) 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
- (2) 通常理事会は、原則として毎月1回開催する。
- (3) 臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。
- (4) 理事会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第3条〔構成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第4条〔役員の任期等〕

- (1) 理事および監事を役員といい、役員は総会において選任する。
- (2) 理事が理事の選任議案を総会に付議するにあたり、理事長（以下「チアマン」という。）の候補者を指定した場合には、招集通知にその旨を記載する。
- (3) 役員は、就任する年の4月1日現在で、満65歳未満でなければならない。但し、前項に基づき理事会が指定した理事長（チアマン）の候補者については、満70歳未満とすることができる。
- (4) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その任期は原則として通算で8年を超えることはできない。
- (5) 前項にかかわらず、常勤の役員については、その任期を原則として通算で10年まで延長することができる。
- (6) 第21条の規定にかかわらず、前5項の変更は、理事会の決議のほか、総会の承認に基づきこれを行うものとする。

第5条〔招集権者〕

- (1) 理事会はチアマンが招集する。ただし、チアマンが欠けたときまたはチ

エアマンに事故があるときは、副理事長・専務理事・常務理事の順にその任にあたり、さらに副理事長・専務理事および常務理事がこれにあたることができないときは、各理事が招集することができる。

- (2) 前項により現に招集権を持たない理事は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。当該請求があつた日から5日以内に、当該請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
- (4) 監事は、必要があると認めるときは、第1項により現に招集権を持つ者に対して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があつた日から5日以内に、当該請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第6条〔議 長〕

- (1) 理事会の議長は、チェアマンがこれに当たる。ただし、チェアマンが欠けたときまたはチェアマンに事故があるときは、副理事長・専務理事・常務理事の順にその任にあたり、さらに副理事長・専務理事および常務理事がこれにあたることができないときは、出席した理事の互選により議長を定める。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定める。

第7条〔権 限〕

- (1) 理事会は、この法人の業務執行のために次の事項を決議する。
 - ① 金500万円以上の財産の処分および譲り受け
 - ② 金500万円以上の借財
 - ③ 重要な使用人の選任および解任
 - ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
 - ⑤ 理事長(チェアマン)、副理事長、専務理事および常務理事の選定及び解職
 - ⑥ 実行委員の選任
 - ⑦ 総会の招集
 - ⑧ 事業計画および収支予算に関する事項の承認
 - ⑨ 事業報告および計算書類ならびにこれらの附属明細書、財産目録の承認
 - ⑩ 理事の競業および利益相反取引の承認
 - ⑪ 債権放棄

- (12) 重要な会計方針の変更
 - (13) 重要な規程の制定および改廃
 - (14) 訴訟の提起、その取下、和解、調停、請求の放棄・認諾、上訴、その取下その他訴訟に関する事項
 - (15) 正会員の入会、退会および昇降格に関する事項
 - (16) リーグ運営の基本方針に関する事項
 - (17) 試合実施に関する事項
 - (18) スポンサー契約に関する事項
 - (19) 公衆送信権に関する事項
 - (20) 商品化権に関する事項
 - (21) 総会で理事会に決定を委任された事項
 - (22) 上記の他定款に規定する事項、Bリーグ規約に特段の定めのある事項およびこの法人の重要な業務執行に関する事項
- (2) 次の事項は、総会による決定に先立ち、理事会の審議を経るものとする。
- ① 会員の除名
 - ② 名誉会員の推薦
 - ③ 理事および監事の選任または解任
 - ④ 理事および監事の報酬等の額
 - ⑤ 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - ⑥ 定款の変更
 - ⑦ 解散および残余財産の処分
 - ⑧ 第4条1項乃至5項の変更
 - ⑨ その他総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項
- (3) 理事会は、理事の職務の執行を監督するとともにチェアマンおよび業務執行理事の選定および解職を行う。

第8条 [招集通知]

- (1) 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事および各監事に対して通知を発しなければならない。
- (2) チェアマンは、前項の書面による通知に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- (4) 第2項の電磁的方法とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」(平成19年法務省令第28号。以下「規則」という。) 第92条に定めるものとする。

第9条〔定足数および決議要件〕

- (1) 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (2) 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

第10条〔決議の省略〕

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- (2) 前項の電磁的記録とは、規則第89条に定めるものとする。

第11条〔報告の省略〕

- (1) 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- (2) 前項の規定は、第18条第1項の規定による報告には適用しない。

第12条〔監事の出席〕

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第13条〔関係者の出席〕

チェアマンは、必要に応じて議案に関係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第14条〔議事録〕

法令で定めるところにより作成された理事会の議事録には、出席した代表理事および監事が記名押印する。

第15条〔議事録の配布〕

議長は、欠席した理事および監事に対し、遅滞なく、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を報告するものとする。

第16条〔理事の取引の承認〕

- (1) 理事が定款第28条に規定するいづれかの取引をしようとする場合は、当該理事は当該取引につき次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
 - ① 取引をする理由

- ② 取引の内容
 - ③ 取引の相手方・金額・時期・場所
 - ④ 取引がこの法人の利益を害するものではないことを示す参考資料
 - ⑤ その他必要事項
- (2) 当該理事は、前項に規定する事項について変更しようとする場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

第17条〔責任の免除〕

- (1) 理事会は、役員の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号。以下「法」という。) 第111条第1項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- (2) 理事が前項の規定に基づき他の理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。
- (3) 理事会が第1項の規定に基づき同項の責任を免除する旨の決議を行ったときは、チエアマンは、遅滞なく法第113条第2項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。
- (4) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員が1か月以内に異議を述べたときは、理事会は第1項の定めに基づく免除をすることができない。
- (5) この法人は、理事会の決議によって、非業務執行理事との間で、法令に定める要件に該当する場合には第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第18条〔報告事項〕

- (1) チエアマンおよび業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。
- (3) 理事が第16条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第19条〔理事会に関する事務〕

理事会に関する事務は、この法人の事務局長が統括する。

第20条〔法令等の読み替え〕

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

第21条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第22条〔施行〕

本規程は、平成27年7月30日から施行する。

〔制定〕

平成27年7月30日

〔改定〕

平成28年7月13日

監事監査規程

第1章 総則

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令および定款に定めるもののほかは本規程による。

第2条〔基本理念〕

監事は、この法人の機関として、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第3条〔職務〕

監事は、法令、定款および本規程に定めるところに従って、理事の職務執行を監査し、また、監査報告を作成するものとする。

第4条〔業務・財産調査権〕

監事は、いつでも、理事および関係部門に対し事業の報告を求め、またはこの法人の業務および財産の状況を調査することができる。

第5条〔理事等の協力〕

監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事または関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

第6条〔監査事項〕

監事は、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

第7条〔会議への出席〕

(1) 監事は、理事会および総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述

べるものとする。

- (2) 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、または議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- (3) 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 監事の意見陳述等

第8条〔理事会に対する報告・意見陳述等〕

- (1) 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- (2) 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令の定めるところに従い、理事に対し理事会の招集を請求し、または自ら理事会を招集することができる。
- (3) 監事は、業務の執行に当たりこの法人の業務の適正な運営・合理化等またはこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

第9条〔差止請求〕

監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

第10条〔理事の報告〕

監事は、理事がこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したことを見たときは、当該理事に対し当該事実を直ちに報告するよう求めるものとする。

第11条〔会計方針等に関する意見〕

- (1) 監事は、理事が会計方針および計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。
- (2) 監事は、会計方針および計算書類等の記載方法について疑義があるときは、意見を述べることができる。

第12条 [総会への報告]

監事は、総会に提出される議案および書類について調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告するものとする。

第13条 [総会における説明義務]

監事は、総会において社員が質問した事項については、議長の議事運営および法令に従い説明する。

第14条 [監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述]

監事は、監事の選任、解任、辞任または報酬等について、総会において意見を述べることができる。

第15条 [監事の選任に関する監事の同意等]

- (1) 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。
- (2) 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第4章 監査の報告

第16条 [計算書類等の監査]

監事は、理事から事業報告およびその附属明細書、貸借対照表および損益計算書およびこれらの附属明細書ならびに財産目録を受領し、これらの書類について監査を実施する。

第17条 [監査報告]

- (1) 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。
- (2) 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印をするものとする。
- (3) 監事は前項の監査報告を、理事に提出する。

第5章 雜 則

第18条〔監査補助者〕

- (1) 監事の職務執行の補助機関としては、総務部が当たる。
- (2) 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

第19条〔改 正〕

本規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

第20条〔施 行〕

本規程は、平成27年7月30日から施行する。

〔制 定〕

平成27年7月30日

役員の報酬ならびに費用に関する規程

第1章 総 則

第1条〔目的〕

この規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条〔定 義〕

- (1) この規程において、役員とは理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

第2章 役員報酬

第3条〔報 酬〕

この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- ① 常勤役員に支給する月額報酬および退職慰労金
- ② 非常勤役員に対し、別に定める会議への出席の都度支給する日当
- ③ この法人から役員に対して出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

第4条〔費 用〕

役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）および手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区別しなければならない。

第5条〔報酬等の額の決定〕

常勤役員の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て理事長が決定する。

第6条〔月額報酬〕

月額報酬を毎月支給する。支給日、支給方法ならびに本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は、本規程に定める他、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

第7条〔支給日等〕

- (1) 月額報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その前勤務日とする。
- (2) 月の初日以外の日において就任または月の末日以外の日において退任した常勤役員の報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤役員に対する当該月分の月額報酬は第6条に規定する額の全額を支給する。

第8条〔費用の支払い〕

- (1) Bリーグは、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。
- (2) 通勤手当については、Bリーグの職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第3章 役員退職慰労金

第9条〔退職慰労金〕

常勤役員が理事を退任した場合に、Bリーグは退職慰労金を支払う。

第10条〔算出方法〕

- (1) Bリーグ常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。
(常勤理事退任時の第5条に定める月額報酬) × (第11条に定める役員在任年数) × (第12条に定める役位係数) = 退職慰労金
- (2) 支給額に10万円未満の端数が生じた場合は、10万円に切り上げるものとする。

第11条〔役員在任年数〕

- (1) 役員在任年数は、1か年を単位として、端数は月割とする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- (2) 役員が在任中に死亡し、またはやむを得ない事由により辞任したときは、残存期間を在任年数に加算することができる。

- (3) 役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除く。
ただし、特段の事情がある場合は、総会が別途決めることができる。

第12条 [役位係数]

役位係数は常勤役員退任時の役職により次のとおりとする。

- | | | | |
|--------|---------|-------------|------|
| ① 理事長 | (チェアマン) | ··· | 1.5 |
| ② 副理事長 | | ··· ··· ··· | 1.35 |
| ③ 専務理事 | | ··· ··· ··· | 1.3 |
| ④ 常務理事 | | ··· ··· ··· | 1.2 |
| ⑤ 理事 | | ··· ··· ··· | 1.1 |
| ⑥ 監事 | | ··· ··· ··· | 1.1 |

第13条 [功労加算金]

Bリーグは、在任中に特に功労のあった者に対しては、第10条により算定した金額に、その30パーセントを超えない範囲で功労加算金を支給することができる。

第14条 [特別減額]

Bリーグは、在任中に特に重大な損害をこの法人に与えた者に対しては、第10条により算定した金額を減額することができる。

第15条 [支給時期および方法]

- (1) 退職慰労金は、会員総会の決議後2ヶ月以内にその金額を支給する。
(2) 経済界の景況、Bリーグの業績などにより、当該役員と協議のうえ、支給時期、分割支給回数、支給方法などについて別に定めることができる。

第16条 [使用人兼務役員の扱い]

この規程により支給する退職慰労金は、使用人兼務役員に使用人として支給すべき退職金を含まない。

第4章 補則

第17条 [公表]

Bリーグは、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

第18条〔改 廃〕

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

第19条〔補 則〕

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第20条〔施 行〕

この規程は、公益社団法人の認定を受けてから、施行する。

〔制 定〕

平成27年7月30日

別表：役員報酬表 (単位：円)

号俸	月額	号俸	月額
1	200,000	25	1,400,000
2	250,000	26	1,450,000
3	300,000	27	1,500,000
4	350,000	28	1,550,000
5	400,000	29	1,600,000
6	450,000	30	1,650,000
7	500,000	31	1,700,000
8	550,000	32	1,750,000
9	600,000	33	1,800,000
10	650,000	34	1,850,000
11	700,000	35	1,900,000
12	750,000	36	1,950,000
13	800,000	37	2,000,000
14	850,000	38	2,050,000
15	900,000	39	2,100,000
16	950,000	40	2,150,000
17	1,000,000	41	2,200,000
18	1,050,000	42	2,250,000
19	1,100,000	43	2,300,000
20	1,150,000	44	2,350,000
21	1,200,000	45	2,400,000
22	1,250,000	46	2,450,000
23	1,300,000	47	2,500,000
24	1,350,000		

Bリーグ役員候補者選考委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）定款第22条および理事会規程第4条に基づく役員の選任にあたり、その候補者を選考する諸手続きについて定める。

第2条〔定義〕

本規程において、役員とは、Bリーグの理事および監事を指すものとする。

第3条〔役員候補者選考委員会の設置〕

- (1) Bリーグに、役員候補者を選考するため、「役員候補者選考委員会」（以下「委員会」という）を設置する。
- (2) 委員会は、第4条2項に基づく発足時から第5条に基づく理事会への答申時まで存続する。
- (3) 委員会の運営を円滑に行うため、「役員候補者選考委員会事務局」（以下「事務局）をBリーグ管理本部に置き、管理本部長がその長を務める。

第4条〔委員会〕

- (1) 委員会を構成する委員は理事長が以下の者から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
 - ① 理事
 - ② 監事
 - ③ 名誉会員
 - ④ 法務委員長
 - ⑤ 前4号のほか、理事長が委員として適任であると評価した者
- (2) 理事会は役員の改選を行う定時会員総会の6か月前を目途に委員会を発足させるものとする。
- (3) 委員は5名以上10名以下とし、このうち定款第21条第3項に定める業務執行理事およびその他、Bリーグの業務執行を行う者（以下単に「業務執行理事等」という）は過半数を超えてはならない。
- (4) 委員会には委員長1名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。
- (5) 委員は再任を妨げない。

第5条〔委員会の目的〕

委員会は、役員の改選を行う定時会員総会に付議する議案を決定する理事会ま

でに、委員会の決定により選出された理事長候補者及びその他の理事・監事候補者をそれぞれ理事会に答申する。なお、役員の改選を行う定時会員総会以外で、理事・監事候補者を選任する場合は本規程の定めによらない。

第6条〔委員会の開催〕

- (1) 委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第5条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。
- (4) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (5) 委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。

第7条〔役員候補者選考基準〕

- (1) 役員候補者の選考基準は以下のとおりとする。
 - ① 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という)および「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)に定める要件を満たしていること。
 - ② Bリーグ定款、Bリーグ規約、およびこれらに付随する諸規程に定める資格要件を満たしていること。
 - ③ Bリーグ設立趣旨、Bリーグ理念、Bリーグ活動方針およびBリーグ将来構想に対する深い見識を有し、それらの推進にふさわしい人格を有すること。
 - ④ 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識や経験を有していること。
 - ⑤ 健康であり、業務に支障がないこと。
 - ⑥ 遵法精神に富んでいること。
 - ⑦ 一年度内の理事会におおむね3分の2以上、出席できる見通しがあること。
 - ⑧ 推薦対象者が公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「協会」という)に属する者である場合は、上記各号に加え、協会の要職に就いていること。
 - ⑨ 推薦対象者がBクラブに属するものである場合は、第1号から第7号までの内容に加え、原則として取締役としてクラブの経営に2年以上携わってお

り、これに精通していること。

- ⑩ 推薦対象者がBリーグ、協会、Bクラブのいずれにも属しない者（いわゆる外部有識者）である場合には、第1号から第7号までの内容に加え、外部有識者としての独立性を保ちつつ、スポーツおよびバスケットボールの発展のための建設的な意見をすることことができ、当該意見を広く発信することができる。
- (2) 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、役員候補者になることができない。なお、委員についても同様とする。
- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という）または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者あるいはその他の反社会的勢力に属する者
- ② 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- イ. 一般社団・財団法人法に違反したこと
- ロ. 公益法人認定法の規定に違反したこと
- ハ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の第2項の規定を除く。）に違反したこと
- ニ. 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条または第247条の罪を犯したこと
- ホ. 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第2条または第3条の罪を犯したこと
- ヘ. 国税または地方税に関する法律中、偽りその他不正の行為により国税または地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の実行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

第8条〔役員候補者の決定〕

- (1) 委員会は、最初に理事長候補者のみを決定し、理事会に答申する。
- (2) 前項に基づき答申した理事長候補者が理事会にて承認されたときは、委員会は、当該理事長候補者に対して、他の理事・監事候補者名簿を作成して委員会に提出するよう指示する。
- (3) 役員候補者名簿に記載できる候補者の人数は、理事会が第4条第1項に基づいて委員を委嘱する際に、合わせて決定する。ただし、定款第21条第1項に定める理事および監事の定数の下限をいずれも下回らないものとする。
- (4) 役員候補者に記載する候補者には、Bクラブに属する者および外部有識者が

- それぞれ候補者総数の3分の1程度含まれているものとする。
- (5) 委員会は、第2項に基づき提出された役員候補者名簿に記載された各候補者について審議し、候補者を決定する。委員会は当該審議の際には、理事長候補者に対して委員会への出席を求め、適宜質疑応答することができる。
 - (6) 役員候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が否決された候補者に代わる新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
 - (7) 委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第9条〔議事録の作成〕

委員会の議事録につき、原則として事務局が議事録を作成し、出席委員が記名押印し、Bリーグに保管する。

第10条〔改廃〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施行〕

本規程は、平成28年3月2日から施行する。

〔改定〕

平成28年7月13日

実行委員会規程

第1条〔目的〕

本規程は、Bリーグ規約第7条および第7条の2に基づき、実行委員会及び実行委員幹事会（以下、併せて「実行委員会等」という）の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔実行委員〕

- (1) Bクラブは、その代表取締役または代表理事（原則としていずれも常勤）の中から実行委員候補者1名を指名しBリーグに届け出なければならない。ただし、Bクラブの運営法人が設立されていない場合、2016年6月末までの期間については、Bクラブの運営全体に責任を持つものを実行委員として指名できるものとする。
- (2) 前項に基づきBクラブから指名し届け出がなされた実行委員候補者は、理事会の承認をもって選任される。
- (3) 前項に基づき選任された実行委員は、本規程に基づき開催される実行委員会に出席する義務を負う。

第3条〔実行委員幹事〕

- (1) 実行委員幹事は、実行委員の中からチアマンが6名以上10名以内の範囲で指名し、理事会の承認をもって選任する。
- (2) 実行委員幹事は、本規程に基づき開催される実行委員幹事会に出席する義務を負う。

第4条〔実行委員会等の構成〕

- (1) Bリーグ1部（B1）およびBリーグ2部（B2）にそれぞれ実行委員会を設置するほか、実行委員幹事等により構成される実行委員幹事会を設置する。なお、それぞれの実行委員会は合同で開催することができる。
- (2) B1に設置する実行委員会を「B1実行委員会」、B2に設置する実行委員会を「B2実行委員会」といい、B1およびB2が合同で開催する実行委員会を「B1・B2合同実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してB1実行委員会、B2実行委員会および/またはB1・B2合同実行委員会を意味する。
- (3) 実行委員会の構成員は次のとおりとする。
 - ① B1実行委員会 チアマン、常勤理事およびすべてのB1クラブの実行委員

- ② B 2 実行委員会 チェアマン、常勤理事およびすべてのB 2 クラブの実行委員
- ③ B 1・B 2 合同実行委員会 チェアマン、常勤理事ならびにすべてのB 1 クラブおよびB 2 クラブの実行委員
- (4) 実行委員幹事会の構成員は、チェアマン、常勤理事および実行委員幹事とする。

第5条 [実行委員および実行委員幹事の任期]

- (1) 実行委員および実行委員幹事の任期は選任後1年経過後最初に開催される理事会の終結時までとする。ただし、増員または補欠のため選任された実行委員または実行委員幹事の任期は、他の実行委員または実行委員幹事の任期が満了すべき時までとする。
- (2) 実行委員および実行委員幹事は、再任されることがある。
- (3) 実行委員および実行委員幹事は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 実行委員および実行委員幹事は、選任後1年経過後最初に開催される理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該理事会において再任されたものとみなす。

第6条 [実行委員会等の招集]

- (1) B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会は、原則として3か月に1回、実行委員幹事会は、原則として毎月1回それぞれ招集し、その他必要があるごとに随時招集するものとする。
- (2) B 1 実行委員会およびB 2 実行委員会の各招集に代えて、B 1・B 2 合同実行委員会を招集することができる。
- (3) 実行委員会および実行委員幹事会は、電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が同時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができる環境であることを要する。

第7条 [実行委員会等の招集権者および議長]

- (1) 実行委員会および実行委員幹事会は、チェアマンがそれぞれ招集し、その議長となる。ただし、チェアマンに事故あるときは、理事会が予め指定した理事がこれにあたる。
- (2) 各実行委員会の実行委員のまたは実行委員幹事会の実行委員幹事の総数の3

分の 2 以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された実行委員会または実行委員幹事会を招集しなければならない。

- (3) 実行委員会および実行委員幹事会の招集は、予め各実行委員会または実行委員幹事会において定めた期日の場合を除き、第 4 条第 3 項および第 4 項に定める各実行委員会および実行委員幹事会の構成員に対し、会日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第 8 条 [実行委員会等の権限等]

- (1) 実行委員会は、理事会から委嘱された事項を決定する。
- (2) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員会の審議を経るものとする。
- ① 事業計画および事業報告に関する事項
 - ② 予算および決算に関する事項
 - ③ 次項に実行委員幹事会の審議を経るものとして定められた事項のうち、B 1 クラブと B 2 クラブとの間の利害が現に相反するかまたはそのおそれがあると認められる事項
 - ④ その他リーグ運営の基本方針に関する重要な事項
- (3) 次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員幹事会の審議を経るものとする。ただし、B 1 クラブと B 2 クラブとの間に利害が現に相反するまたはそのおそれがある事項については、この限りでない。
- ① リーグ運営の基本方針に関する事項（但し、重要な事項は除く。）
 - ② 試合実施に関する事項
 - ③ スポンサー契約に関する事項
 - ④ 公衆送信権に関する事項
 - ⑤ 商品化権に関する事項
 - ⑥ その他実行委員会から委嘱された事項
- (4) 実行委員幹事会の議長またはその指名する者は、実行委員幹事会における審議結果および理事会における決議内容を、実行委員幹事会後最初に開催される実行委員会において報告するものとする。

第 9 条 [実行委員会等の定足数および決議要件]

実行委員会および実行委員幹事会の決議は、各実行委員会または実行委員幹事会における構成員の現在数の 3 分の 2 以上が出席し、その出席構成員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 10 条 [実行委員会等へのオブザーバー出席]

予めチェアマンに届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）と

して実行委員会および実行委員幹事会に出席することができる。

第11条〔実行委員会等への関係者の出席〕

- (1) 協会の役付理事は、実行委員会および実行委員幹事会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 実行委員会および実行委員幹事会は、必要に応じて議案に關係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第12条〔実行委員会等の議事録〕

実行委員会および実行委員幹事会の議事経過の要領および結果は、議事録に記載し、これをBリーグに保存する。

第13条〔実行委員会等の事務の統括〕

実行委員会および実行委員幹事会に関する事務は、Bリーグの管理本部長が統括する。

第14条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第15条〔施　行〕

本規程は、平成27年10月28日から施行する。

〔制　定〕

平成27年7月30日

〔改　定〕

平成28年7月13日

専門委員会規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Bリーグ規約第8条に基づき、各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔組織・運営〕

- (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、バスケットボールに関する知識を有する者、または学識経験者の中から、チェアマンが任命する。
- (3) 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第3条〔委員の登録〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員に関する次の事項は、Bリーグが管理する「専門委員会名簿」に登録する。
 - ① 氏名および住所（連絡先）
 - ② 任 期
 - ③ 職業および勤務先
 - ④ その他の必要事項
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合は、遅滞なくBリーグに届け出なければならない。

第4条〔任 期〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

第5条〔各専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

第6条〔各専門委員会の職務〕

- (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
 - ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
 - ② その他チェアマンから特に指示された事項

(2) 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、チェアマンがこれを調整する。

第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならぬ。

第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施行〕

本規程は、平成27年7月30日から施行する。

〔制定〕

平成27年7月30日

〔改定〕

平成28年5月11日

〔別表1〕所管事項

専門委員会の名称	所 管 事 項
1. 規律委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① コートおよびその周辺部分ならびにアリーナにおける懲罰事由の調査および処分の決定 ② 競技および競技会における、Bリーグに対する社会一般の評価を悪化させるおそれのある事項の防止に関する検討・立案 ③ スポーツマンシップおよび秩序維持に関する事項の検討・立案 ④ その他規律および懲罰に関する事項の検討・立案
2. 法務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 定款、Bリーグ規約および諸規程の制定・改廃に関する検討・立案ならびに法的解釈・運用に関する事項 ② 選手契約の法的解釈・運用に関する事項 ③ バスケットボールに関する外国の制度、規程等の調査・検討 ④ 公式試合安定開催融資規程の運用に関する事項 ⑤ その他法務関連事項に関する検討・立案

裁定委員会規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、「Bリーグ規約」第116条に基づき、裁定委員会の運営に関する事項について定める。

第2条〔会議および議決〕

- (1) 裁定委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 裁定委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、または議決をすることができない。
- (3) 裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第3条〔審理の非公開〕

裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第4条〔申立手続き〕

- (1) 裁定の申立を行う者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。
 - ① 裁定申立書
 - ② 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
 - ③ 代理人により申立を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 裁定の申立の趣旨
 - ④ 裁定の申立の理由および立証方法
- (3) 申立の手数料は1件につき金10万円とし、申立と同時に納付しなければならない。

第5条〔申立の受理および通知〕

- (1) 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、その旨を通知する。

(2) 前項の通知には、裁定申立書1部を添付しなければならない。

第6条〔答弁〕

- (1) 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。
- ① 答弁書
 - ② 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し
 - ③ 代理人により答弁を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
- ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
 - ③ 答弁の趣旨
 - ④ 答弁の理由および立証方法
- (3) 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。
- (4) 前項の通知には、答弁書1部を添付しなければならない。
- (5) 裁定委員会は、第1項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

第7条〔提出書類の部数〕

本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き3部（原本を提出するときは、その写しを含めて3部）とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

第8条〔申立内容の変更〕

申立人は、被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

第9条〔訳文の添付〕

当事者が裁定委員会に対して提出する書面が外国語で記載されている場合には、日本語の訳文を添付しなければならない。

第10条〔代理人〕

弁護士および裁定委員会が承認した者以外の者は、申立人または被申立人の代理人となることができない。

第11条〔審理または調査のための権限等〕

裁判委員会は、申立の審理のために必要と認めたときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第12条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第13条〔裁 定〕

- (1) 裁判委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これをチアマンに提出しなければならない。
 - ① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
 - ② 代理人があるときは、その氏名および住所
 - ③ 主文（裁判委員会の判断の結論）
 - ④ 判断の理由
 - ⑤ 裁定書の作成年月日
- (2) 前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

第14条〔和 解〕

- (1) 申立後当事者が和解した場合において、裁判委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容を裁定書に記載する。
- (2) 前条第1項第1号、第2号および第5号ならびに第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第15条〔裁判委員会の運営細則〕

裁判委員会は、裁判委員会の会議その他運営に関する細則を定めることができる。

第16条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第17条〔施 行〕

本規程は、平成27年7月30日から施行する。

〔制 定〕

平成27年7月30日

公式試合安定開催融資規程

第1条〔目的〕

本規程は、Bリーグ規約第25条に基づき、公式試合安定開催融資制度（以下「本融資制度」という）の運営について定める。

第2条〔本融資制度の趣旨〕

本融資制度は、Bクラブの資金難によってBリーグ規約第34条に定める公式試合の開催が危ぶまれる事態となった場合に、当該公式試合が属する大会の終了までの間、大会を無事に終了させる目的で、BリーグがBクラブに融資を行うものである。

第3条〔本融資制度の限度額〕

本融資制度に基づきBリーグが融資する金額は、融資残高3億円を上限とする。

第4条〔1クラブあたりの融資額〕

本融資制度に基づきBリーグが融資する金額は、原則として1クラブあたり1億円を上限として、第6条1号に規定された融資申請書に記載された融資申請額の範囲内でBリーグ理事会が必要と認めた額とする。

第5条〔融資可能期間〕

- (1) 本融資制度に基づきBリーグが融資できる期間の開始日は、10月1日とする。
- (2) 本融資制度における返済期日は、融資実行日の属するシーズンにおけるBリーグ規約第34条に定める公式試合の最終日とする。ただし、当該期日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日とする。
- (3) 前項に定める返済期日から9月30日までの間は、本融資制度による融資（以下「制度融資」という）は行わない。

第6条〔融資の申請〕

制度融資を希望するクラブは、以下の資料を提出のうえ、Bリーグに融資の審査を申請する。

- ① クラブが作成した「融資申請書」
- ② 制度融資を申請することおよび融資後の返済計画について決議した取締役会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、クラブが一般社団法人または公益社団法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする）

- ③ Bリーグが個別に指定する、融資申請クラブの財務状況を説明する資料

第7条〔担保の設定〕

Bリーグは、制度融資を申請したクラブに対し、担保を差し出すことを融資の条件とすることができる。Bリーグは、制度融資の申請に先立って、制度融資を申請する可能性がある財務状態のクラブが、担保に相応しい財産を保有しているか否か、当該財産の価額その他の必要事項について調査することができる。

第8条〔融資の審査と決定〕

- (1) 制度融資を申請したクラブへの融資実行の可否は、Bリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。
- (2) 前項に定める調査の過程において、Bリーグは、法務委員会に調査協力を依頼し、法務委員会は必要な助言・指導を行うことができる。

第9条〔融資実行にともなう制裁〕

理事会は、融資の決定と同時に、制度融資を受けるクラブに対する制裁として、原則として勝率の計算に際して勝ち数を5減じるものとする。

第10条〔融資事実の公表〕

Bリーグは、制度融資の決定と同時に、以下の内容を公表する。

- ① 融資を受けたクラブおよび当該クラブが融資を申請した理由
- ② 融資金額・返済期日・期日までに返済できなかつた場合の措置
- ③ 当該クラブに対する制裁の内容

第11条〔融資審査申請クラブの管理〕

- (1) Bリーグは、第6条に基づき融資の審査を申請したクラブを、当該申請日から「予算管理団体」に指定し、返済期日までの間、当該クラブを一定の管理下に置く。
- (2) 当該クラブに対する管理の内容は、Bリーグが別途決定する。

第12条〔返済できなかつた場合の措置〕

- (1) 制度融資を受けたクラブは、第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済するものとする。返済期日は、天変地異、戦争、その他これに類するやむを得ない事由がある場合のほか延長しないものとする。
- (2) 制度融資を受けたクラブが第5条および第8条に基づき決定された返済期日までに融資を返済できなかつた場合、当該クラブに対しては、返済期日の属するシーズンの翌シーズンのBリーグクラブライセンスを原則として取消すもの

とする。この場合の当該クラブの補欠等の処置については、Bリーグ規約17条に基づき理事会で審議決定する。

第13条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第14条〔施 行〕

本規程は、平成28年5月11日から施行する。

配分金前倒し規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、Bリーグからクラブに対して支払われる配分金につき、Bリーグが別途定めている支払期日より前にクラブに支払う（以下、当該支払行為を「配分金前倒し」という）際の手続き等を定めたものである。

第2条〔目的〕

配分金前倒しは、クラブがBリーグ規約第24条およびBリーグクラブライセンス交付規則の趣旨に従い、健全で安定的な経営に最大限努めることを前提とし、Bリーグ公式試合の安定開催のため、クラブが資金不足となることを回避する方法の一つとして、Bリーグが設けるものである。

第3条〔配分金前倒し手続き〕

- (1) 配分金前倒しは、クラブからの申請に基づき、チェアマンが裁量によりその可否を決裁する。当該決裁に基づき配分金前倒しを実施した場合、チェアマンは、その概要をBリーグ理事会に報告する。
- (2) 配分金前倒しを申請するクラブは、原則として希望する配分金前倒しの実施日の10日前までに、下記の書類をBリーグに提出しなければならない。
 - ① 配分金前倒しが必要な理由を詳細に記し、クラブの代表者が押印した「配分金前倒し申請書」
 - ② 希望する配分金前倒しの実施日を含むクラブの事業年度の月次資金繰りの実績表（当該期間が6ヶ月に満たない場合は過去6ヶ月分）および希望する配分金前倒しの実施日を含む事業年度終了までの資金繰り計画表（当該期間が6ヶ月に満たない場合は将来6ヶ月分）
 - ③ 希望する配分金前倒しの実施日を含む月の日次資金繰り表
 - ④ 希望する配分金前倒しの実施日を含むクラブの事業年度の予算の進捗状況および今後の損益見通し
 - ⑤ 上記各号のほか、Bリーグが別途指定する書類

第4条〔配分金前倒し対象および前倒しが可能となる期日〕

- (1) Bリーグはクラブに対し、毎シーズン、支払われる配分金のうちの均等配分額および支払期日ならびに配分金前倒しが可能な配分金を通知する。
- (2) Bリーグはクラブに対し、配分金前倒しを行うことができる。ただし、配分金前倒しの対象となるのは、原則として、前項により配分金前倒しが可能な配分金として通知した配分金に限られるものとする。

(3) 当該配分金前倒しの実施日は、毎年10月1日からとする。

第5条〔配分金前倒し申請クラブへの調査〕

Bリーグは、配分金前倒しを申請するクラブに対し、クラブの経営状況に関する調査を行うことができる。調査の結果、Bリーグ規約第24条[Bクラブの健全経営]に違反するものと認められる場合には、Bリーグ規約に基づき制裁を科すものとする。

第6条〔改 定〕

本規程の改定は、理事会によりこれを行うものとする。

第7条〔施 行〕

本規程は、平成28年5月11日より施行する。

Bリーグ準加盟クラブ規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、「Bリーグ規約」第15条に基づき、Bリーグが、将来Bリーグへの入会を目指すクラブを、Bリーグ準加盟クラブ（以下「準加盟クラブ」という）として認定する際の事項について定める。

第2条〔準加盟クラブの条件〕

- (1) 準加盟クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、法人として次の条件を満たしていなければならない。
- ① Bリーグ規約第1条〔Bリーグの目的〕に賛同していること
 - ② 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社または特定非営利活動法人もしくは一般社団法人であり、原則として1年以上の運営実績があること
 - ③ 将来のBリーグ入会を目指し、Bリーグの指導を受けながら、Bリーグ入会に向けた取り組みを進める意思を持っていること
 - ④ Bリーグ入会後のホームタウンを予定または決定していること
 - ⑤ バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること
 - ⑥ 2016年に開幕する新リーグ3部に入会していること
 - ⑦ 天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること
 - ⑧ 普及活動（バスケットボールスクールまたはクリニック）を1年以上継続して実施していること。ただし、2016年6月末までの申請においては、本項は適用されないものとする。
 - ⑨ 適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとBリーグが評価できる状態であること
 - ⑩ 定款が適法かつ適正に整備されていること
 - ⑪ 取締役（理事）に、第4号にいうホームタウンに居住または勤務している者が1名以上含まれていること
 - ⑫ 常勤役員（常勤理事）が1名以上、その他常勤社員（常勤職員）が3名以上いること。なお、常勤役員（常勤理事）は複数で、そのうち1名以上は代表取締役（代表理事）であることが望ましい
 - ⑬ 申請クラブの名称、ロゴ、エンブレムについて、Bリーグが指定する商標が取得済みであるかまたは出願中であることあるいは商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態であること

- (2) 申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。
- ① 前項第3号にいう申請クラブの意思を、当該クラブの所属する都道府県バスケットボール協会が承認、支援していることを、当該バスケットボール協会が文書で具体的に示していること
 - ② 前項第4号において予定または決定したホームタウンが、当該クラブのBリーグ入会を応援するとともに、Bリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に示していること
- (3) 申請クラブは、アリーナ（ホームアリーナ）について、以下の条件を満たしていなければならない。
- ① ホームアリーナを決定しており、当該アリーナについて前項第1号にいうバスケットボール協会および前項第2号にいう自治体がホームアリーナであることを承認していること
 - ② 加盟するリーグ戦のホーム試合を、第1項第4号にいうホームタウン内の特定アリーナで相当数開催できること

第3条【準加盟クラブの権利】

- (1) 準加盟クラブは、自己の名刺や印刷物へ「Bリーグ準加盟クラブ」と表記し、PRすることができる。ただし、Bリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。
- (2) 準加盟クラブは、B1およびB2の実行委員会にオブザーバーとして出席することができる。

第4条【準加盟クラブの義務】

- (1) Bリーグは準加盟クラブをBリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、準加盟クラブは、Bリーグ規約第3条に定める遵守義務の適用を受けるものとする。
- (2) 準加盟クラブは、Bリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Bリーグが指定する会議、研修等への出席を通じてBリーグ入会に向けた知識を深め、Bリーグの指示に従いながら着実な準備を行わなければならない。
- (3) 準加盟クラブは、一度予定または決定したホームタウンを、原則としてBリーグ入会までの間に変更することはできない。
- (4) 準加盟クラブは、Bリーグが相当の期日を定めて財務諸表、活動報告等の書類の提出を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。
- (5) 準加盟クラブは、Bリーグが当該クラブに対して調査が必要と認められる場合には、調査に協力しなければならない。ただしBリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。
- (6) 準加盟クラブは、以下の通り会費を支払うものとする。なお、一度支払われ

た会費は、理由の如何を問わず返還しない。

- ① 準加盟クラブは、会費（年会費：対象年の7月1日～6月30日までの期間分）として、当年の7月末までに60万円を納入しなければならない
- ② 前号に関わらず、年の途中で準加盟クラブに認定された場合は、資格認定された日から1か月以内に、認定日の属する月から6月30日までの残存月数に5万円を乗じた金額を納入する

第5条〔準加盟クラブの申請〕

- (1) 申請クラブは、Bリーグが別に指定する書類の提出をもって、隨時申請を行うことができる。
- (2) Bリーグ規約第14条第1項に定める入会審査を受けるクラブは、同項に定める入会申込の日の前年の6月30日までに、Bリーグに準加盟クラブの認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。

ただし、2015年については、2015年4月30日までにBリーグに対し所定の入会申込を行ったクラブのうち、別途Bリーグが指定する期限までに準加盟クラブの認定を申請し、理事会の承認を受ければ足りるものとする。

第6条〔審査〕

- (1) 前条第1項に基づく申請に際してクラブが提出した書類は、Bリーグが審査を行い、書類を受理した場合には、Bリーグが次項の審査を行う。
- (2) Bリーグは、申請クラブに対し、次の審査を行う。
 - ① 申請クラブの責任者および第2条第1項第4号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞
 - ② 地域との協力関係およびホームアリーナ、練習場等に関する現地調査
 - ③ クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Bリーグが必要と認める事項に関する調査
- (3) 理事会は、前2項の審査の結果を踏まえ、準加盟クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の90日後までに、申請クラブに書面で通知する。

第7条〔資格の停止および失格〕

- (1) 準加盟クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会は当該クラブに対し、準加盟クラブとしての資格を最大1年間停止させ、または失格させることができる。
 - ① Bリーグの名誉を傷つけ、またはBリーグの目的に反する行為があったとき
 - ② 第2条に定める条件を満たさなくなったとき
 - ③ 第4条に定める義務に違反したとき

- (2) 前項の規定により準加盟クラブの資格を停止させ、または失格させる場合は、Bリーグはその事実と理由を公表する。
- (3) 前項の規定により準加盟クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。

第8条【準加盟クラブからの脱退】

準加盟クラブは、チェアマンに書面で届け出ることにより、いつでも準加盟クラブから脱退することができる。ただし、脱退する場合は、Bリーグはその事実を公表するとともに、当該クラブは脱退した日から最低2年間は準加盟クラブに申請することができない。

第9条【改正】

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第10条【施行】

本規程は、平成27年7月30日から施行する。

〔制定〕

平成27年7月30日

2016-17

B1・B2リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第1号および第2号に定める公式試合として、2016-17 B1リーグ（以下「B1」という）およびB2リーグ（以下「B2」という）のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

本実施要項において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Bリーグ規約において定義された意味を有する。

第1章 試合

第1条〔試合の概要〕

試合の主催等に関する事項は、Bリーグ規約第4章に定める。

第2条〔大会方式〕

B1およびB2のリーグ戦は、それぞれ以下のとおりとする。

- ① B1：カンファレンス制。B1の18クラブを東地区、中地区、西地区の3地区に分け、それぞれ6クラブずつを置く。自地区では6回戦総当たり、および任意に選ばれる自地区内の他の3クラブとさらに2回戦を行い、他2地区とは2回戦総当たりを行い、合計で60試合を行う。
- ② B2：カンファレンス制。B2の18クラブを東地区、中地区、西地区の3地区に分け、それぞれ6クラブずつを置く。自地区では6回戦総当たり、および任意に選ばれる自地区内の他の3クラブとさらに2回戦を行い、他2地区とは2回戦総当たりを行い、合計で60試合を行う。

第3条〔カンファレンス方式〕

B1およびB2のカンファレンスの分け方は、いずれも、ホームアリーナが所在する市区町村を基準とし、47都道府県に固有の番号を割り当て、「東地区」「中地区」「西地区」の3地区に分割する。都道府県が同一の場合は、市区町村の北から順とし、さらに同一の場合はチーム名の五十音順とする。

第4条〔ハーフタイム〕

前半と後半の間に原則15分のハーフタイムを設ける。ただし、事前にBリーグ

～申請を行い、承諾があった場合は、20分とすることができます。

第5条【試合エントリー選手およびチームスタッフの人数】

各試合にエントリーできる選手の人数は、1チームあたり10名～12名とし、チームスタッフの人数は、9名以内とする。

第6条【外国籍選手等】

- (1) 試合にエントリーすることができる外国籍選手および帰化選手（満16歳となつた後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手をいう。以下同じ。）は、1クラブ合計3名以内とする。ただし、帰化選手は1名以内とする。
- (2) 同時にプレーできる外国籍選手および帰化選手は、以下のとおりとする。
 - ① B 1：各クラブは、第1ピリオドから第4ピリオドまでの、各ピリオドにおいて同時にプレーできる外国籍選手数を、試合ごとに当該試合日のゲームディレクターミーティングにて申請して決定する。なお、各ピリオドにおける申請数は2名以内とし、第1ピリオドから第4ピリオドまでの合計数は6名以内とする。帰化選手は、当該申請数にかかわりなく各ピリオドにおいてプレーできるが、外国籍選手2名と同時にプレーすることはできないものとする。
 - ② B 2：ホームクラブおよびアウェイクラブのいずれも、第1ピリオドおよび第3ピリオドが外国籍選手1名以内と帰化選手1名以内、第2ピリオドおよび第4ピリオドが外国籍選手と帰化選手を合わせて2名以内とする。
- (3) 延長时限において同時にプレーできる外国籍選手および帰化選手は、ホームクラブ、アウェイクラブともに外国籍選手と帰化選手を合わせて2名以内とする。

第7条【コート内のチームスタッフ】

- (1) ベンチには、交代選手5～7名が着席できる。
- (2) ベンチ入りを認めるチームスタッフは、ヘッドコーチ、アシスタントコーチに加え、マネージャー、ドクター、トレーナー、分析員、通訳など特別な責務を負う者のみとし、9名以内とする。
- (3) Bクラブは、協会またはBリーグの決定により、出場停止処分を受けた者、または試合中に審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者を、ベンチ入りさせてはならず、また、以上のいずれかに該当する者は、選手等への指示を出してはならない。
- (4) 協会またはBリーグの決定により出場停止処分を受けた者は、スタンド席の2階以上にのみ立ち入ることができるものとする。
- (5) 前各項に違反する行為は、審判により排除されるものとし、試合終了後に審

判から報告を受けた協会、Bリーグにより処分を決定される。

第8条〔順位決定の方法〕

- (1) クラブの順位は、勝率によって決定し、リーグ戦全日程が終了した時点で、勝率が高いクラブを各地区の上位とする。ただし、勝率で同じ順位になった場合には、次の各号の順序により順位を決定する。
- ① 当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム（3クラブ以上ある場合は、当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム。以下、2号および3号につき同じ。）において勝率が高いクラブを上位とする
 - ② 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて得失点差が多いクラブを上位とする
 - ③ 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて1試合あたりの平均得点数が多いクラブを上位とする
 - ④ リーグ戦すべてのゲームにおける得失点差が多いクラブを上位とする
 - ⑤ リーグ戦すべてのゲームにおける1試合あたりの平均得点数が多いチームを上位とする
 - ⑥ 抽選
- (2) 前項第6号の抽選は、理事会が必要と判断した場合にのみ実施される。
- (3) 第1項の規定に基づき、B1において各地区の1位および2位になったクラブをBリーグチャンピオンシップの進出クラブとする。また、各地区の上位2クラブを除いた12クラブのうち、上位2クラブもBリーグチャンピオンシップの進出クラブとする。
- (4) 第1項の規定に基づき、B2において各地区の1位になったクラブをB2プレーオフの進出クラブとする。また、各地区の上位1クラブを除いた15クラブのうち上位1クラブもB2プレーオフの進出クラブとする。
- (5) 第1項の規定に基づき、B1における全18クラブのうち下位4クラブをB1残留プレーオフの出場クラブとする。
- (6) 第1項の規定は、前3項における順位をそれぞれ決定するにあたり準用する。

第9条〔日 程〕

リーグ戦は、Bリーグにより決定された日程に従い開催される。

第2章 運営

第10条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、Bリーグ規約第4章第3節に定める。

第11条【運営責任】

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの実行委員は、ティップオフ時刻の120分前までにアリーナに到着しなければならない。
- (3) ホームクラブの実行委員は、あらかじめチアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

第12条【ティップオフ時刻の厳守】

- (1) いずれのクラブも、あらかじめ定められたティップオフ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりティップオフ時刻を遅らせる場合は、審判の事前の承認を得なければならない。ただし、テレビまたはラジオの放送の都合による変更は、5分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームがティップオフ時刻にアリーナに現れない場合、相手チームは15分間、待機する義務を負う。

第13条【チームの試合前日入り】

チームは、Bリーグ規約第22条に定める本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。但し、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。）の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満の場合を除き、試合会場に試合の前日に到着しなければならない。

第14条【入場料金の払戻し】

入場料金の払戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となつた場合

第15条【退場処分等】

審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。

第16条【警告による出場停止処分】

- (1) 出場停止処分は、規律委員会の答申に基づきチアマンが決定するところによる。ただし、公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開催される前に規律委員会を開催することが困難である場合は、チアマンが規律委員会の審議を経ることなく、出場停止処分を決定できるものとする。

- (2) 出場停止処分の未消化分が登録年度終了時に2試合以上に及ぶ場合には、次の登録年度に持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該登録年度終了をもって失効するものとする。

第3章 試合の収支

第17条 [試合の収支に関する事項]

試合の収支に関する事項は、Bリーグ規約第4章第5節に定める。

第18条 [収支報告]

Bクラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」の写しをBリーグに提出しなければならない。

第19条 [改 正]

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

[改 定]

平成28年7月13日

Bリーグチャンピオンシップ試合実施要項

第1条 [趣 旨]

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第3号に定める公式試合として、2016-17 Bリーグチャンピオンシップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2016-17 B1・B2リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条 [大会の目的]

- (1) 2016-17 B1リーグにおける各地区の1位および2位のクラブと、各地区的上位2クラブを除いた12クラブのうち上位2クラブが本大会に参加する。
- (2) 2016-17 B1リーグにおける各地区1位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間2位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間3位クラブ」といい、各地区2位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間2位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間3位クラブ」という。上位を決定するにあたっては、「2016-17 B1・B2リーグ戦実施要項」第8条第1項の規定を準用する。
- (3) 各地区的上位2クラブを除いた12クラブのうち上位2クラブを上位から順に、「ワイルドカード上位」、下位のクラブを「ワイルドカード下位」という。上位を決定するにあたっては、「2016-17 B1・B2リーグ戦実施要項」第8条第1項の規定を準用する。
- (4) 本大会に優勝したクラブが2016-17 Bリーグの年間優勝クラブとなり、準優勝したクラブが年間準優勝クラブとなる。

第3条 [大会方式]

- (1) 本大会は、トーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。
- (2) 準々決勝と準決勝はそれぞれ2試合、決勝は1試合を行い、3位決定戦は行わない。
- (3) 準々決勝は2試合とも、それぞれ「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間1位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間2位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区1位/三地区間3位クラブ」および「レギュラーシーズン自地区2位/三地区間1位クラブ」のホームゲームとし、準決勝は2試合とも、そ

それぞれ対戦チーム間において上位クラブのホームゲームとする（上位を決定するにあたっては、「2016-17 B1・B2リーグ戦実施要項」第8条第1項の規定を準用する。）。また、決勝は中立地にて行う。

第4条 [試合の主催等]

試合は、すべて協会およびBリーグが主催し、Bリーグが主管する。

第5条 [試合の勝敗の決定]

準々決勝と準決勝において2試合が終了した時点で1勝1敗となった場合は、次のとおり3試合目を行うことにより順位を決定する。

- ① 10分間（前後半各5分）の試合を行う。
- ② 前号で勝敗が決定しなかった場合は、1回5分の延長時間限を勝敗が決定するまで行う。

第6条 [3試合目の競技規則]

- (1) 3試合目においては、各チーム前後半各1回のタイムアウトを認め、延長時間も各1回のタイムアウトを認める。なお、使わなかったタイムアウトは、次のハーフまたは延長時間に持ち越すことはできない。
- (2) 3試合目においては、2試合目の個人ファウル数及び失格・退場は持ち越さない。ただし、出場停止にかかる処分が下された選手は、これを適用する。
- (3) 2試合目の終了後、3試合目の開始までは20分のインターバルを設け、また3試合目のハーフタイムは2分とし、以降の延長時間においても、2分のインターバル後に実施する。ただし、公衆送信権および送信可能化権にかかる中継放送実施時は、インターバルを短縮することができる。
- (4) 前半と延長時間は、センターサークルでのジャンプ・ボールで試合を開始する。
- (5) 後半は攻撃するバスケットを交換し、延長時間は後半と同じバスケットを攻撃する。
- (6) 原則的に、ユニフォームとベンチは2試合目と同じとする。
- (7) 3試合目を通じて3回のファウルを宣せられたプレイヤーは、失格・退場とし、以後そのゲームに出場することはできない。
- (8) 1チームに各ハーフ3回のファウルが記録されたあとは、チーム・ファウルの罰則が適用される。
- (9) 延長時間に起こったチーム・ファウルは後半に加算する。
- (10) 前第1号から第9号までに記載のなき事項については、国際バスケットボール連盟（FIBA）および協会の競技規則を適用する。

第7条 [順位の決定および表彰]

本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2016-17 Bリーグ年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2016-17 Bリーグ年間準優勝クラブとして、別途定める「表彰規程」により表彰する。

第8条 [同時にプレーできる外国籍選手等]

本大会において同時にプレーできる外国籍選手および帰化選手については、2016-17 B1・B2リーグ戦試合実施要項第6条2項1号を準用する。ただし、3試合目については、同条3項を準用する。

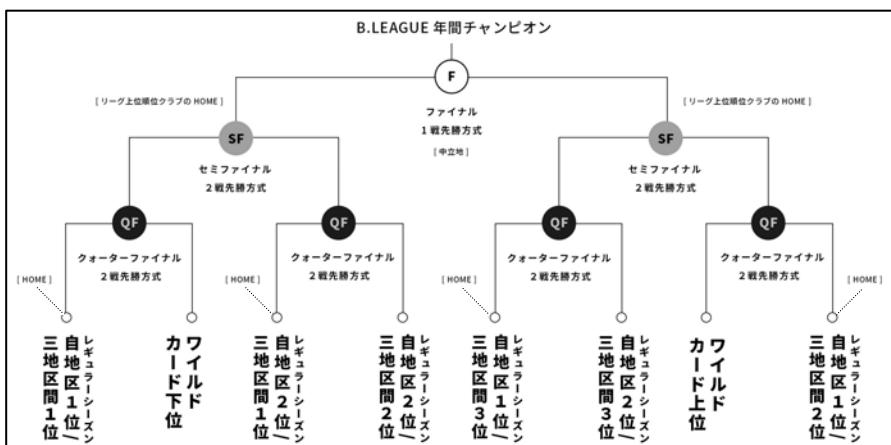
第9条 [遠征経費]

本大会の出場クラブには、別途定める「旅費規程」に基づき、Bリーグがチームの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。

第10条 [改正]

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

【図】



2016-17

B 1 残留プレーオフ試合実施要項

第1条 [趣 旨]

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第5号に定める公式試合として、2016-17 B 1 残留プレーオフ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2016-17 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条 [大会の目的]

- (1) 2016-2017 B 1 リーグにおける下位4位から最下位までの4クラブが本大会に参加する。
- (2) 本大会の最下位クラブと下位2位クラブがBリーグ規約第16条第1項により、翌シーズンにB 2 に降格する。
- (3) 本大会の下位3位クラブがBリーグ規約第16条第2項により2016-17 B 1・B 2 入れ替え戦に出場する。
- (4) 第2項及び第3項の定めにかかわらず、Bリーグ規約第16条第3項各号の規定は適用される。

第3条 [大会方式]

- (1) 本大会は4クラブによるトーナメント方式で行う。
- (2) 本大会1回戦の組み合わせおよびホームは次のとおりとする。
 - ① 組み合わせはB 1 リーグ最下位クラブ対同下位4位クラブ、同下位3位クラブ対同下位2位クラブとし、それぞれ2試合行う。
 - ② 試合は、B 1 リーグ下位4位クラブおよび同下位3位クラブがホームクラブとして行う
- (3) 前項第1号において勝利したクラブ同士が中立地において1試合行い、敗退したクラブを本大会の下位3位クラブとする。
- (4) 第2項において敗退したクラブのうち、B 1 リーグ戦での上位クラブを本大会の下位2位クラブとし、B 1 リーグ戦での下位クラブを本大会の最下位クラブとする。

第4条 [試合の主催等]

試合は、すべて協会およびBリーグが主催し、Bリーグが主管する。

第5条〔試合の勝敗の決定〕

本大会1回戦の2試合が終了した時点で1勝1敗となった場合は、次のとおり3試合目を行うことにより順位を決定する。

- ① 10分間（前後半各5分）の試合を行う。
- ② 前号で勝敗が決定しなかった場合は、1回5分の延長時限を勝敗が決定するまで行う。

第6条〔3試合目の競技規則〕

- (1) 3試合目においては、両チーム前後半各1回のタイムアウトを認め、延長時限も各1回のタイムアウトを認める。なお、使わなかったタイムアウトは、次のハーフまたは延長時限に持ち越すことはできない。
- (2) 3試合目においては、2試合目の個人ファウル数及び失格・退場は持ち越さない。ただし、出場停止にかかる処分が下された選手は、これを適用する。
- (3) 2試合目の終了後、3試合目の開始までは20分のインターバルを設け、また3試合目のハーフタイムは2分とし、以降の延長時限においても、2分のインターバル後に実施する。ただし、公衆送信権および送信可能化権にかかる中継放送実施時は、インターバルを短縮することができる。
- (4) 前半と延長時限は、センターサークルでのジャンプ・ボールで試合を開始する。
- (5) 後半は攻撃するバスケットを交換し、延長時限は後半と同じバスケットを攻撃する。
- (6) 原則的に、ユニフォームとベンチは2試合目と同じとする。
- (7) 3試合目を通じて3回のファウルを宣せられたプレイヤーは、失格・退場とし、以後そのゲームに出場することはできない。
- (8) 1チームに各ハーフ3回のファウルが記録されたあとは、チーム・ファウルの罰則が適用される。
- (9) 延長時限に起こったチーム・ファウルは後半に加算する。
- (10) 前第1号から第9号までに記載のなき事項については、国際バスケットボール連盟（FIBA）および協会の競技規則を適用する。

第7条〔同時にプレーできる外国籍選手〕

本大会において同時にプレーできる外国籍選手および帰化選手については、1試合目および2試合目について2016-17 B1・B2リーグ戦試合実施要項第6条2項1号を準用し、3試合目について同条3項を準用する。

第8条〔遠征経費〕

本大会の出場クラブには、別途定める「旅費規程」に基づき、Bリーグがチー

ムの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。

第9条〔改　正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

2016-17

B 2 プレーオフ試合実施要項

第1条 [趣 旨]

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第4号に定める公式試合として、2016-17 B 2 プレーオフ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2016-17 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条 [大会の目的]

- (1) 2016-17 B 2 リーグの各地区の1位クラブおよび各地区の上位1位クラブを除いた15クラブのうち上位1位クラブ（以下「ワイルドカード」という）が本大会に参加する。
- (2) 2016-17 B 2 リーグの各地区の1位クラブを上位から順に、それぞれ「三地区間1位クラブ」、「三地区間2位クラブ」、「三地区間3位クラブ」という。上位を決定するにあたっては、「2016-17 B 1・B 2 リーグ戦試合実施要項」第8条第1項の規定を準用する。
- (3) 本大会に優勝したクラブが2016-17 B 2 リーグの年間優勝クラブとなり、準優勝したクラブが年間準優勝クラブとなり、3位となったクラブが年間3位クラブとなる。
- (4) 本大会に優勝または準優勝したクラブがBリーグ規約第16条第1項に基づき翌シーズンにB 1に昇格することができ、3位となったクラブはBリーグ規約第16条第2項に基づき2016-17 B 1・B 2入れ替え戦に出場することができる。ただし、Bリーグ規約第16条第3項各号の規定は適用される。

第3条 [大会方式]

- (1) 本大会は4クラブによるトーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。
- (2) 準決勝はそれぞれ2試合、3位決定戦と決勝はそれぞれ1試行を行う。
- (3) 準決勝は2試合とも、それぞれ「三地区間1位クラブ」および「三地区間2位クラブ」のホームゲームとし、決勝および3位決定戦は中立地にて行う。

第4条 [試合の主催等]

試合は、すべて協会およびBリーグが主催し、Bリーグが主管する。

第5条 [試合の勝敗の決定]

本大会準決勝において2試合が終了した時点で1勝1敗となった場合は、次とのおり3試合目を行うことにより勝敗を決定する。

- ① 10分間（前後半各5分）の試合を行う。
- ② 前号で勝敗が決定しなかった場合は、1回5分の延長時間限を勝敗が決定するまで行う。

第6条 [3試合目の競技規則]

- (1) 3試合目においては、両チーム前後半各1回のタイムアウトを認め、延長時間も各1回のタイムアウトを認める。なお、使わなかったタイムアウトは、次のハーフまたは延長時間に持ち越すことはできない。
- (2) 3試合目においては、2試合目の個人ファウル数及び失格・退場は持ち越さない。ただし、出場停止にかかる処分が下された選手は、これを適用する。
- (3) 2試合目の終了後、3試合目の開始までは20分のインターバルを設け、また3試合目のハーフタイムは2分とし、以降の延長時間においても、2分のインターバル後に実施する。ただし、公衆送信権および送信可能化権にかかる中継放送実施時は、インターバルを短縮することができる。
- (4) 前半と延長時間は、センターサークルでのジャンプ・ボールで試合を開始する。
- (5) 後半は攻撃するバスケットを交換し、延長時間は後半と同じバスケットを攻撃する。
- (6) 原則的に、ユニフォームとベンチは2試合目と同じとする。
- (7) 3試合目を通じて3回のファウルを宣せられたプレイヤーは、失格・退場とし、以後そのゲームに出場することはできない。
- (8) 1チームに各ハーフ3回のファウルが記録されたあとは、チーム・ファウルの罰則が適用される。
- (9) 延長時間に起ったチーム・ファウルは後半に加算する。
- (10) 前第1号から第9号までに記載のなき事項については、国際バスケットボール連盟（FIBA）および協会の競技規則を適用する。

第7条 [順位の決定および表彰]

本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2016-17 B2リーグの年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2016-17 B2リーグの年間準優勝クラブとし、別途定める「表彰規程」により表彰する。

第8条 [同時にプレーできる外国籍選手等]

準決勝、決勝戦および3位決定戦において同時にプレーできる外国籍選手およ

び帰化選手については、2016-17 B1・B2リーグ戦試合実施要項第6条2項2号を準用する。ただし、準決勝の3試合目については、同条3項を準用する。

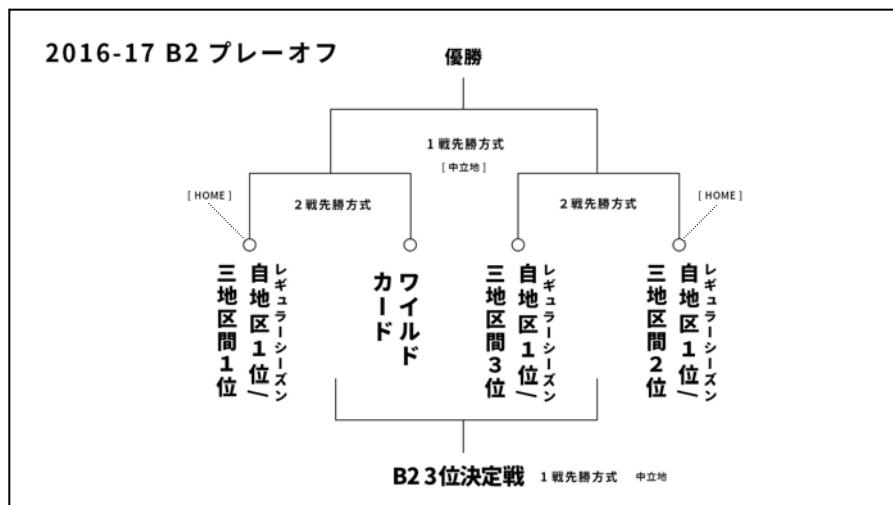
第9条【遠征経費】

本大会の出場クラブには、別途定める「旅費規程」に基づき、Bリーグがチームの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。

第10条【改 正】

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

【図】



B 1・B 2入れ替え戦試合実施要項

第1条 [趣旨]

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第6号に定める公式試合として、2016-17 B 1リーグ（以下「B 1」という）に所属するクラブと2016-17 B 2リーグ（以下「B 2」という）に所属するクラブとの入れ替えを決める試合（以下「入れ替え戦」という）の実施に関し定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については、「2016-17 B 1・B 2リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条 [参加クラブおよびB 1・B 2の入れ替え]

- (1) 入れ替え戦は、B 1 残留プレーオフの下位3位クラブと、B 2 プレーオフの3位クラブが出場する。
- (2) 入れ替え戦の勝者が翌シーズンのB 1 クラブとなり、敗者が翌シーズンのB 2 クラブとなる。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、B 1 クラブライセンスの交付判定を受けられなかったB 2 クラブがあった場合は、Bリーグ規約第16条第3項各号の規定が適用される。

第3条 [出場資格]

- (1) 前条第3項により入れ替え戦の出場資格を満たさないクラブがあった場合でも、B 2 リーグプレーオフ4位以下のクラブが繰り上がって入れ替え戦に出場することはできない。
- (2) Bリーグクラブライセンスの取り消しが決定したクラブが発生した場合、当該クラブに対する補欠等の処置およびプレーオフの開催方法については、理事会で審議決定する。

第4条 [大会方式]

入れ替え戦は、1試合のみ行う。

第5条 [試合の主催等]

試合は、すべて協会およびBリーグが主催し、Bリーグが主管する。

第6条 [同時にプレーできる外国籍選手等]

同時にプレーできる外国籍選手および帰化選手については、2016-17 B 1・B

2 リーグ戦試合実施要項第6条2項1号を準用する。

第7条〔遠征経費〕

入れ替え戦の出場クラブには、別途定める「旅費規程」に基づき、Bリーグがチームの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。

第8条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行うものとする。

2016-17

B 2・B 3入れ替え戦試合実施要項

第1条〔趣旨〕

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第8号に定める公式試合として、2016-17 B 2リーグ（以下「B 2」という）に所属するクラブと2016-17 B 3リーグ（以下「B 3」という）に所属するクラブとの入れ替えを決める試合（以下「入れ替え戦」という）の実施に関し定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については、「2016-17 B 1・B 2リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第2条〔参加クラブおよびB 2・B 3の入れ替え〕

- (1) 入れ替え戦は、B 2最下位クラブと、B 3より推薦されたクラブが出場する。
- (2) 入れ替え戦の勝者が翌シーズンのB 2クラブとなり、敗者が翌シーズンのB 3クラブとなる。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、B 3の推薦クラブがB 2クラブライセンスの交付判定を受けられなかった場合は、入れ替え戦は実施されない。

第3条〔出場資格〕

- (1) B 3より推薦されるクラブは、別に定める推薦要項を満たしたクラブとする。
また、推薦要項は事前に理事会の承認を得るものとする。
- (2) B 2リーグにおいて、クラブライセンスの取り消しが決定したクラブが発生した場合、当該クラブに対する補欠等の処置については、理事会で審議決定する。

第4条〔大会方式〕

入れ替え戦は、1試合のみ行う。

第5条〔試合の主催等〕

試合は協会およびBリーグが主催し、Bリーグが主管する。

第6条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕

同時にプレーできる外国籍選手および帰化選手については、2016-17 B 1・B 2リーグ戦試合実施要項第6条2項2号を準用する。

第7条〔遠征経費〕

入れ替え戦の出場クラブには、別途定める「旅費規程」に基づき、Bリーグがチームの遠征に要する交通費・宿泊費を負担する。

第8条〔改　正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行うものとする。

〔改　定〕

平成28年7月13日

旅 費 規 程

第1条〔目的〕

本規程は、Bリーグ規約第74条に基づき、選手、ヘッドコーチ、コーチおよび審判員等の交通費・宿泊費について定める。

第2条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

- (1) 公式試合におけるB1リーグに所属するチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
- ① 人員数は18名（役員およびチームスタッフ6名、選手12名）を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする
ただし、
 - イ. 在来線による場合は普通車の特急または寝台とする
 - ロ. 本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。但し、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。以下同じ）の本庁舎から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める
 - ハ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認める
 - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金12,000円以下とする
ただし、
 - イ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満のときを除く
 - ロ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の1泊分の宿泊を認める
- (2) 公式試合におけるB2リーグに所属するチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
- ① 人員数は18名（役員およびチームスタッフ6名、選手12名）を上限とする
 - ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする
ただし、
 - イ. 在来線による場合は普通車の特急またはB寝台とする
 - ロ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める
 - ハ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認める
 - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金10,000円以下とする
ただし、

イ. 本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満のときは除く
ロ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の一泊分の宿泊を認める

(3) 前2項の交通費・宿泊費の負担は、次の各号のとおりとする。

① Bリーグ規約第48条第2項にて定められた日にホームクラブの活動区域内で試合が開催される場合は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するBクラブが負担する

② ホームクラブの責に帰すべき事由により、前号以外の日又は場所で試合が開催される場合であり、かつ、そのことにより、前号の日及び場所で試合が開催される場合と比べて、交通費・宿泊費の実費額が増加した場合は、その増加分をホームクラブが負担する。

③ 前2号のいずれの事由にもよらない場合は、理事会にてその負担先を決定する。

(4) 前項の規定にかかわらず、第1項から第3項に基づき計算した各チームの交通費・宿泊費の総額に著しい差異が生じた場合、Bリーグは理事会の定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。

第3条 [審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費]

(1) 公式試合（ただし、B2リーグ戦およびB2プレーオフを除く）の審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

① 宿泊費は、試合前の1泊分として金12,000円以下とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が200km未満のときは除く。また、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復2,000円を超えない場合、一律金2,000円とする

ロ. 往復2,000円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、直線距離が100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車のB寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。また、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認めないが、不可避の場合はこの限りではない。

(2) B2リーグ戦およびB2プレーオフの審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

① 宿泊費は、試合前の1泊分として金10,000円以下とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が200km未満のときはを除く。また、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ. 往復2,000円を超えない場合、一律金2,000円とする

ロ. 往復2,000円を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、直線距離が100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車のB寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。また、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(3) Bリーグ規約第4章第4節における非公式有料試合の審判員の交通費・宿泊費は、前2項に定める基準により、主管者が支給する。

第4条 [ヘッドコーチ・コーチ等の行事参加]

(1) B1クラブのヘッドコーチおよびコーチ等が、Bリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする。なお、本拠地の本庁舎からの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める。

② 宿泊費は、1泊につき金12,000円以下とする

(2) B2クラブのヘッドコーチおよびコーチ等が、Bリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりBリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする。なお、本拠地の本庁舎からの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認めることがある。

② 宿泊費は、1泊につき金10,000円以下とする

第5条 [選手の行事参加]

選手が、Bリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第2条第1項または第2項に定める基準により、Bリーグが支給する。

第6条 [団体割引等の適用]

第2条から前条までを適用するにあたって、交通費について団体割引及び往復割引の適用が可能である場合には、それらを適用して交通費を算出するものとする。

第7条〔協会の規程の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の「旅費規程」を準用する。

第8条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条〔施　行〕

本規程は、平成27年12月2日から施行する。

〔改　定〕

平成28年7月13日

ユニフォーム要項

第1条〔趣旨〕

本要項は、Bリーグ規約第43条第3項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム〕

本要項においてユニフォームとは、シャツ、パンツ、ウォームアップスーツ、セカンドリーシャツ等選手が身につけるものをいう。

第3条〔ユニフォームの事前承認〕

Bクラブは、使用するユニフォームに関し、Bリーグの承認を得なければならない。

第4条〔使用義務〕

Bクラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用させなければならない。

第5条〔クラブロゴ〕

Bクラブは、シャツ、ウォームアップスーツおよびセカンドリーシャツにはクラブロゴをつけなければならない。ただし、1か所に限るものとし、その面積は50cm²以上とする。

第6条〔選手番号〕

選手番号は事前にBリーグに登録しなければならず、シーズン途中の変更は認めないものとする。

第7条〔指定ロゴ等〕

- (1) Bクラブは、シャツ、ウォームアップスーツおよびセカンドリーシャツの右胸部には、Bリーグが大会に応じて指定する「Bリーグロゴ」を1点付けなければならない。
- (2) 前項の定めに関わらず、Bリーグ年間優勝クラブは、優勝の翌シーズンの間は、前項の指定するロゴに代えて、Bリーグ指定の「Bリーグチャンピオンロゴ」をつけなければならない。

第8条〔メーカー名の表示〕

Bクラブは、ユニフォームのメーカー（以下単に「メーカー」という。）の名称またはロゴを表示することができる。ただし、その表示場所およびサイズは、以下のとおりとする。

- ① シャツ：胸に1か所表示し、サイズは20cm²以下とする
- ② パンツ：1か所表示し、サイズは20cm²以下とする
- ③ ウオームアップスーツ上着：胸に1か所表示し、サイズは20cm²以下とする
- ④ ウオームアップスーツパンツに1か所表示し、サイズは20cm²とする
- ⑤ セカンダリーシャツ：胸に1か所表示し、サイズは20cm²以下とする

第9条〔広告の表示〕

- (1) Bクラブは、ユニフォームにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」（別紙）によりBリーグに届け出なければならない。
- (2) 前項に基づく広告は、以下のとおりとする。
 - ① シャツ前面左胸部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは50cm²以下とする
 - ② シャツ前面下部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは300cm²以下とする
 - ③ シャツ背面上部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは200cm²以下とする
 - ④ シャツ背面下部：1か所表示でき、1社に限る。サイズは200cm²以下とする
 - ⑤ パンツ前面大腿部：左右に各1か所表示でき、各サイズ250cm²以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。
 - ⑥ パンツ背面大腿部：左右に各1か所表示でき、各サイズ250cm²以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。
 - ⑦ ウオームアップスーツ上着腹部：2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm²以下とする。ただし、4か所表示とし、サイズを各100cm²以下として各1社にすることができる。
 - ⑧ ウオームアップスーツ上着袖部：左右各1か所表示でき、各1社に限る。サイズは各50cm²以下とする。
 - ⑨ ウオームアップスーツ上着背面：4か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm²以下とする。
 - ⑩ ウオームアップスーツパンツ前面大腿部：左右各2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各80cm²以下とする。
 - ⑪ ウオームアップスーツパンツ背面大腿部：左右各2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各80cm²以下とする。
 - ⑫ セカンダリーシャツ腹部：2か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm²以下とする。

- (13) セカンダリーシャツ袖部：左右各1か所表示でき、各1社に限る。サイズは各50cm以下とする。
- (14) セカンダリーシャツ背面：4か所表示でき、各1社に限る。サイズは各200cm以下とする。
- (3) ユニフォームに協会またはBリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。
- (4) 本条第2項第7号から第14号の各規定は、B2クラブにおいては適用外とし、表示数や社数ならびにそのサイズについてはクラブの裁量にて表示できるものとする

第10条〔選手名の表示〕

- (1) シャツには、選手名を苗字で表示することができる。
- (2) 前項の表示をする場所および文字の種類は、次のとおりとする。
 - ① 場所：シャツ背中の選手番号上部または下部とする
 - ② 文字の種類：アルファベットで表記する
- (3) 選手名の表示を苗字以外にて行うことを希望する場合は、事前に実行委員会に申請し、承認を得なければならない。

第11条〔その他表示できるもの〕

- (1) シャツには、優勝回数に相当する個数の星印を1か所に表示することができる。
- (2) クラブロゴまたはクラブ名を、選手番号の下辺中央部に1か所に入れることができる。ただし、高さは4cm以下とする。

第12条〔記念ユニフォーム等〕

Bクラブは、「『ユニフォーム使用計画』とは異なるユニフォームの着用申請」によりBリーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なるユニフォーム（記念ユニフォーム等）を使用することができる。ただし、当該ユニフォームは、本要項に従つたものに限る。

第13条〔アンダーガーメント〕

シャツおよびパンツからはみ出してしまう上半身および下半身用のアンダーガーメント（パワー・サポーター、パワー・スリーブ、パワー・タイツ等および通常のサポーターを含む）の着用については以下のとおりとする。なお、シャツの下にTシャツ等を着用することは、認められない。

- ① 上半身および腕用のアンダーガーメント：着用を認めるが、ユニフォーム

と同色か、ユニフォームが濃色の場合は黒、ユニフォームが淡色の場合は白にてチーム内で統一することとする。

- ② 下半身用のアンダーガーメント:着用を認めるが、ユニフォームと同色か、ユニフォームが濃色の場合は黒、ユニフォームが淡色の場合は白にてチーム内で統一することとする。
- ③ ソックス様およびストッキング様のもの：ひざ頭にかかるものも着用を認めるが、ユニフォームと同色か、ユニフォームが濃色の場合は黒、ユニフォームが淡色の場合は白にてチーム内で統一することとする。

第14条〔協会の規程の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の競技規則およびユニフォーム規程を準用する。

第15条〔改　正〕

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制　定〕

平成28年6月1日

〔改　定〕

平成28年7月13日

主管権譲渡規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、「Bリーグ規約」第39条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

第2条〔主管権の譲渡〕

- (1) Bクラブは、Bリーグの事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県バスケットボール協会に対し譲渡することができる。
- (2) 主管権譲渡の対象となった試合（以下「譲渡試合」という）の運営に関する一切の費用（協会納付金等を含む）は、主管権の譲渡を受けた都道府県バスケットボール協会が負担する。
- (3) Bクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Bリーグ規約」に定めるBクラブの義務を免れるものではない。

第3条〔後援・協力〕

主管権の譲渡を受ける都道府県バスケットボール協会は、Bリーグの事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

第4条〔譲渡の手続き〕

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

- ① 主管権を譲渡しようとするBクラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の3か月前までに、主管権を譲渡する都道府県バスケットボール協会との連名にて、Bリーグに対し所定の申請書（様式1）により申請する
- ② Bリーグは、申請を受理した後14日以内に、承認の可否を、申請元のBクラブに通知する

第5条〔譲渡金および純益の配分〕

本規程に基づくB1の主管権の譲渡の対価は、金200万円/試合（消費税を含まない）以上とし、B2の主管権の譲渡の対価は、金100万円/試合（消費税を含まない）以上とする。

第6条〔公衆送信権および送信可能化権〕

譲渡試合の公衆送信権および送信可能化権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信または送信可能化を行う権利を含む）は、す

べてBリーグに帰属する。

第7条〔試合の運営〕

譲渡試合の運営については、「Bリーグ規約」および各「試合実施要項」の定めるところによる。

第8条〔改正〕

本規定の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条〔施行〕

本規程は、平成27年12月2日から施行する。

〔制定〕

平成27年12月2日

平成 年 月 日

公益社団法人 ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チエアマン 大河 正明 殿

甲 [譲渡するBクラブ] (住所)
(名称)
(代表者)

(印)

乙 [譲受ける都道府県] (住所)
(名称)
バスケットボール協会] (代表者)

(印)

主管権譲渡承認申請書〔様式1〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Bリーグ規約」第39条および「主管権譲渡規程」第4条に基づき申請いたします。

記

1	譲渡試合	①日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
		②場 所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Bリーグの試合実施要項に準拠する。	
3	経 費	①必要経費	乙が、Bリーグ規約第68条の必要経費を負担する。
		②その他	(1) ゲームディレクターならびに審判員の旅費等はBリーグが負担する。 (2) 試合使用球2個は甲が準備する。 (3) 記録関連機材スタッフは甲が配置する。
4	入場料および入場券等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からBリーグに報告する。
		③招待券	乙は、Bリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてBリーグに提供する。
		④協会納付金	乙は、協会納付金を、甲を経由して協会に納付する。

	⑤事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を経由してBリーグの承認を得る。						
5	公衆送信権および送信可能化権	公衆送信権および送信可能化権はBリーグに帰属する。						
6	ポスター等	ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。						
7	広告掲載等	乙は、アーニャに提出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等については、事前に甲を経由してBリーグの承認を得る。						
8	譲渡の対価	<table border="1"> <tr> <td>①金額</td> <td>主管権譲渡の対価は金_____円(ただし、消費税を含まない)とする。</td> </tr> <tr> <td>②支払時期</td> <td>乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。</td> </tr> <tr> <td>③支払方法</td> <td>Bリーグの指定する方法による。</td> </tr> </table>	①金額	主管権譲渡の対価は金_____円(ただし、消費税を含まない)とする。	②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。	③支払方法	Bリーグの指定する方法による。
①金額	主管権譲渡の対価は金_____円(ただし、消費税を含まない)とする。							
②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。							
③支払方法	Bリーグの指定する方法による。							
9	後援または協力 (団体名)	<table border="1"> <tr> <td>①後援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②協力</td> <td></td> </tr> </table>	①後援		②協力			
①後援								
②協力								
10	収支報告	乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して30日以内に、甲を経由してBリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。						
11	協議	本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Bリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびBリーグが誠意をもって協議の上決定する。						

以上

[注]：本申請書は、甲乙捺印済みのもの3通を提出して下さい。

承認書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

平成 年 月 日

公益社団法人 ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チエアマン 大河 正明 (印)

承認番号	平成 年・第 号
------	----------

選手契約および登録に関する規程

第1章 選手契約

第1節 総 則

第1条 [目的]

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）の会員たるクラブ（以下「Bクラブ」という）およびその選手の契約と登録等に関する事項について定める。

第2条 [契約区分]

選手の契約区分は次の各号のとおりとする

- ①アマチュア選手
- ②プロ選手

第3条 [アマチュア選手]

アマチュア選手とは、その所属クラブとの書面による誓約を有しており、報酬または利益を目的とすることなくプレーする者をいい、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料、その他クラブが必要と認めた手当以外を受理してはならない。また、各手当の金額は当該経費として厳正、常識的な水準でなければならぬ。

第4条 [プロ選手]

プロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約を有しており、当該選手のバスケットボール選手としての活動の対価として、当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。ただし、ここでの「バスケットボール選手としての活動」とは、プレーヤーとして試合に出場し、そのためにトレーニングを行い、付随して広報活動、ファンサービス、社会貢献活動を行うものを指す。

第5条 [新人選手]

新人選手とは、協会の基本規程第99条にいう外国籍選手に該当せず、かつ国内リーグ（NBL、bjリーグ、NBDL、B3）および海外リーグ（NBA Summer League含む）の在籍経験がなく、当該シーズンに初めてBリーグに登録された選手をいう。なお、2015-16シーズンのNBL、bjリーグ、NBDLにてアーリーエントリー制度を利用

して登録された選手はBリーグ2016-17シーズンは新人選手として扱う。さらに、特別指定選手については、上記に基づき新人選手として扱われるシーズンにおいて、B1およびB2リーグ戦の1シーズンの出場試合数が当該選手の所属するチームの行った試合の半分以下の場合、当該シーズンの翌シーズンも新人選手として扱うものとし、以後も同様とする。但し、特別指定選手が、インジュアリーリストに登録されていた期間を除き、1シーズンのすべてにわたって選手登録された場合は、当該特別指定選手は当該シーズンまで新人選手として扱うものとし、翌シーズン以後は新人選手として扱わないものとする。

第6条【アマチュア選手誓約】

アマチュア選手は、所属クラブに対し、Bリーグが定めるアマチュア選手誓約書に署名し提出することとする。なお、当該クラブは本書のほか、当該選手との間で諸手当について確認した書式の写しすべてをBリーグに提出しなければならない。

第7条【プロ選手契約】

プロ選手は、所属クラブとの間に、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）が定める選手統一契約書を締結することとする。なお、当該クラブは選手統一契約書のほか、当該選手と締結したすべての契約書の写しをBリーグに提出しなければならない。

第8条【プロ選手契約の原則】

プロ選手及び当該選手と契約を締結するBクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

- ① 契約は尊重されなければならない
- ② 契約は正当事由がある場合には、解除することができる
- ③ 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。
- ④ 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対して、懲罰を科すことができるものとする。

第9条【契約年数】

契約の最長期間は3年間とし、最短期間は原則として当該契約の効力発生日から、シーズン終了時までとする。なお、シーズン終了時とは、6月末日をさす。

第10条【選手の報酬等】

- (1) Bクラブは、プロ契約選手に対し、第7条に基づきBリーグに提出した契約

書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。

- (2) Bクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。
- (3) B1、B2クラブの基本選手年俸については、以下のとおりとする
 - ① B1：最低年俸は300万円（税別）、新人選手のみ上限460万円（税別）とする。
 - ② B2：最低年俸は240万円（税別）、新人選手のみ上限460万円（税別）とする。
- (4) 新人選手のインセンティブ給については、以下のとおりとする。
 - ① クラブが支払うことのできるインセンティブ給は、出場給（公式戦に出場した場合に、1試合ごとに支払われる報酬）と勝利給（公式戦において所属クラブが勝利した場合に、1試合ごとに支払われる報酬）のみとする。
 - ② 出場給の上限は5万円（税別）/試合とし、勝利給の上限は8万円（税別）/試合とする。
- (5) 新人選手において、複数年の契約を締結した場合の基本年俸については、前2項の上限額が契約期間中適用されるものとする。

第2節 契約更新

第11条〔契約更新通知期限〕

Bクラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思およびその契約条件を、シーズン終了の7日後までに書面により通知しなければならない。当該期日までに契約更新通知がなかった場合、当該Bクラブに契約更新の意思が無いものとみなし、当該Bクラブは当該選手を直ちに自由交渉選手リストへ登録しなければならない。なお、ここでいうシーズン終了日とは、当該BクラブのBリーグ公式戦（チャンピオンシップおよびプレーオフを含む）終了日をさす。

第12条〔自由交渉選手リスト〕

- (1) Bクラブおよび所属選手に下記のいずれかの事由が発生した場合、Bクラブは所属選手を自由交渉選手リストへ公示する。
 - ① 所属元クラブによる当該選手への契約更新の意思がない場合
 - ② 所属元クラブと当該選手との契約交渉が決裂し、契約更新がなされないことが確定した場合
 - ③ 所属元クラブと当該選手との現行契約の契約期間が満了した場合
- (2) いかなるクラブも、所属元クラブへの通知なくして、自由交渉選手リストに掲載された選手と契約交渉および契約締結できるものとする。

第13条〔契約交渉期限〕

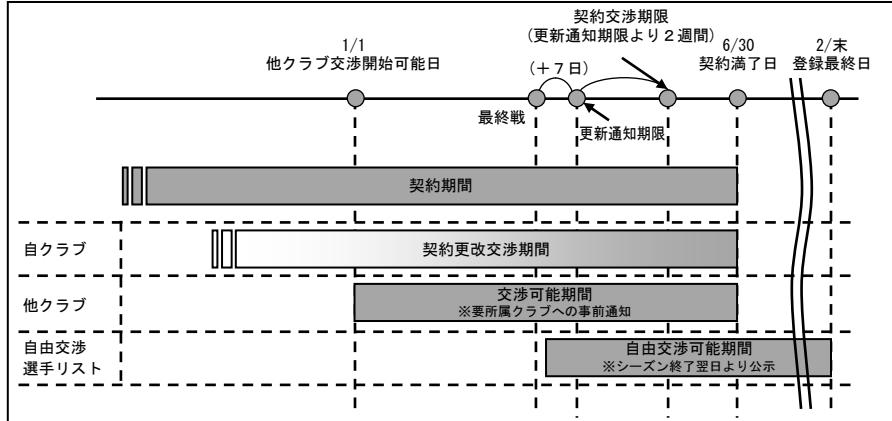
Bクラブは、契約更新通知後すみやかに選手との交渉の場を設定し、契約更新通知期限から2週間後に設定される契約交渉期限までに、新たな契約の条件についての交渉を終えなければならない。契約交渉期限までに更新通知に対する選手からの回答がなかった場合、選手は契約更新を承諾したものとみなされる。

第14条〔選手契約の締結〕

Bクラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を締結し、Bクラブは、締結したすべての契約書の写しをBリーグに提出しなければならない。

第15条〔自由交渉選手リストへの登録〕

- (1) 契約交渉期限までにBクラブと選手との交渉が決裂して契約更新しないことが確定した場合、Bクラブは、ただちに当該選手を自由交渉選手リストに登録しなければならない。
- (2) 契約交渉期限までに契約更新の最終合意に至らなかつた場合でも、選手とBクラブの合意があれば、自由交渉選手リストへの申請を延期することができる。ただし、申請を延期できる期日は、現行契約の満了日までとする。
- (3) 自由交渉選手リストへの登録申請は「自由交渉選手リスト申請書」により行う。
- (4) 自由交渉選手リストに登録された選手は、所属元クラブへの通知なくして、自由に他クラブと契約交渉および契約締結することができる。
- (5) 自由交渉選手リストに登録された選手がいずれかのBクラブと契約を締結した場合、当該Bクラブは当該選手を自由交渉選手リストから抹消するための申請を「自由交渉選手リスト取消申請書」により行うものとする。
- (6) 自由交渉選手リストに登録された選手が自由交渉選手リストからの抹消を希望した場合、所属元クラブは当該選手を自由交渉選手リストから抹消するための申請を行うものとする。



第3節 移籍

第16条 [移籍の手続き]

- (1) 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元クラブから登録抹消され、移籍先クラブが登録申請をし、協会の承認を得なければならない。
- (2) 前項により移籍元クラブが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元クラブの承諾に変わらざる決定をなすことができる。

第17条 [アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合]

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に關し対価を請求することができない。

第18条 [アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合]

アマチュア選手が、プロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

第19条 [プロ選手がプロ選手として移籍する場合]

プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図するクラブは、下記のとおりとする。

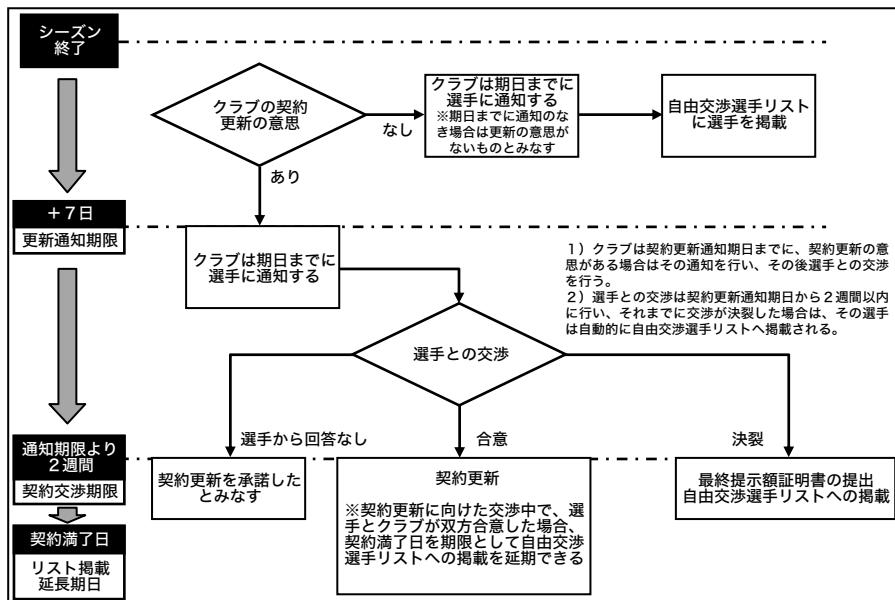
- ① 契約期間満了後の移籍の場合、移籍先クラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手のその時点では在籍するクラブに通知しなければならない。但し、当該プロ選手が自由交渉選手リストに登録されている

場合を除く。なお、移籍先クラブは、当該プロ選手がその時点のクラブとの契約が満了したか、または満了前6ヶ月間に限り、該当プロ選手と契約交渉および契約締結をすることができるものとする。

- ② プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先クラブと移籍元クラブとが移籍に伴う補償について合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。この場合の補償については、クラブ間での交渉により決定される。

第20条 [プロ選手の期限付移籍]

- (1) プロ選手は、選手と関連するクラブとの間の書面による合意により他のクラブに期限付移籍ができるよう、その場合移籍先クラブ、移籍元クラブ、該当選手とは、三者間契約を締結するものとする。なお、併せて該当選手と移籍先クラブは所定の期限付移籍契約書を締結する。
- (2) 期限付移籍に際して、移籍元クラブおよび選手自身の書面による同意なしに、移籍先クラブは選手を第三のクラブに移籍させる権利を有しない。
- (3) 期限付移籍の移籍期間は、最短1ヶ月から最長移籍元クラブと当該選手との原契約満了日までとする。
- (4) 移籍元クラブは、移籍先クラブへ補償金を請求することができ、その金額は移籍元クラブと移籍先クラブとの交渉によって決定される。



第4節 移籍金

(2015-16シーズン終了後の移籍にのみ適用)

第21条〔目的〕

本節は、B1、B2、B3クラブによる戦力の保持と、移籍した選手に替わる選手の獲得コストを鑑みたBクラブへの補償として導入する移籍金について定める。

第22条〔対象〕

本節の移籍金は次の各号を適用の対象とし、選手契約の契約期間中の移籍か否かにかかわらず発生する。なお、いずれも所属リーグは2016-17シーズンの所属をさすものである。

- ① B2リーグ所属クラブからB1リーグ所属クラブへの移籍
- ② B3リーグ所属クラブからB1リーグ所属クラブへの移籍
- ③ B3リーグ所属クラブからB2リーグ所属クラブへの移籍

第23条〔移籍金の算定〕

移籍する当該選手の2015-16シーズンにおける基本報酬金額と、所属元クラブが2016-17シーズン契約交渉時において提示した最終提示金額のいずれか低い金額を移籍金とする。

第24条〔移籍金上限額〕

移籍金の上限額は500万円（税別）とし、前条にて算定した金額が500万円（税別）を超える場合は、500万円（税別）を移籍金とする。

第25条〔移籍金の対象選手〕

本節の移籍金の対象は、2015-16シーズン終了時まで移籍元クラブへ所属した日本人のプロ選手を対象とし、2015-16シーズンにてアマチュア選手や外国籍選手の場合は対象外とする。

第5節 支度金

第26条〔目的〕

本節は、Bクラブが新規採用した選手および移籍した選手に対して支払うことができる、支度金の上限額について定める。

第27条〔支度金支給上限額〕

支度金支給上限額は、下図のとおりとする。なお、いずれの金額も消費税を含むものとする。

(単位：万円)

費用/支払対象	独身者	妻帯者(配偶者のみ)	妻帯者(同居扶養家族有)
住居費	80(1DK)	100(2DK)	150(3LDK)
子ども用品等	0	0	50
家具等	電化製品	100	
	その他の家具等	100	
自動車		100	
合計	380	400	500

第28条〔支給時期〕

支度金を支払う場合は、次の各号のとおりとする。

- ① 初めてプロ契約選手として、統一契約を締結するとき。
- ② 移籍によりプロ契約選手を新たに獲得するとき。ただし、支度金に該当する費用が伴う場合のみ。

第29条〔支払対象区分〕

支度金の支払対象は、次の各号のとおりとする。

- ① 独身者
- ② 妻帯者（配偶者のみ）
- ③ 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合

第30条〔支度金該当費目〕

支度金の該当費目は、次の各号のとおりとする。

- ① 住居費
- ② 家具等
- ③ 子供用品等
- ④ 自動車

第31条〔その他〕

Bクラブは、新規採用した選手および移籍により獲得した選手に対し、支度金のほか、引越し費用および引越しに関わる交通費、宿泊費の実費を支給することができる。

第6節 2015-16シーズン終了後の選手契約

第32条〔契約交渉〕

2015-16シーズンの選手契約満了後の移籍については、移籍先クラブがBリーグの平成28年3月2日理事会終了後から移籍交渉をできることとし、この場合移籍元クラブへの通知は不要とする。

第33条〔契約期間満了後の保有権〕

現行選手契約満了後については、現行契約クラブに一切の保有権はなく、選手は自由に移籍を選択することができるものとする。

第34条〔移籍金〕

第4節に規定する移籍金が適用されるものとする。

第35条〔自由交渉選手リスト〕

- (1) Bクラブは、当該クラブおよび選手に下記の事由が発生した場合、当該選手を自由交渉選手リストへ公示する。
- ① Bクラブが、所属選手との契約更新の意思がない場合
 - ② Bクラブと当該選手との契約交渉が決裂し、契約更新しないことが確定した場合
 - ③ Bクラブと当該選手との現行契約の契約期間が満了した場合
- (2) 前項により、Bクラブが自由交渉選手リストへ公示する場合、Bクラブは当該選手の現行シーズンにおける基本年俸および2016-17シーズン交渉における最終提示金額を記載し、所定の申請書をリーグへ提出する。

第36条〔移籍金の確定〕

移籍先クラブは、当該選手の移籍にかかる移籍金額をリーグに確認し、移籍元クラブへ支払うものとする。

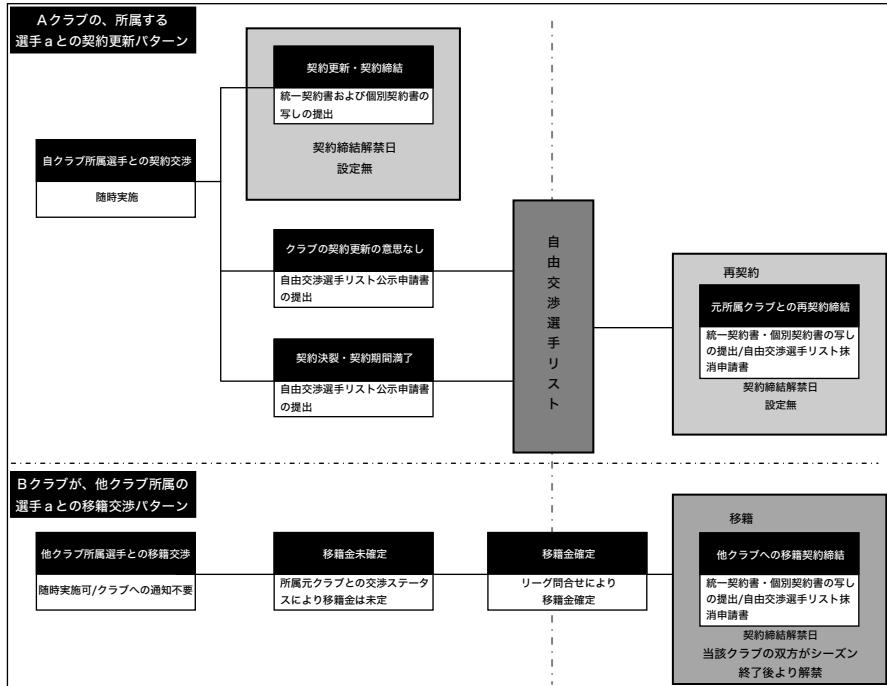
第37条〔自由交渉選手リストの抹消〕

自由交渉選手リストへ公示された選手と契約を締結したクラブは、締結した統一契約書、個別契約書と合わせ、自由交渉選手リスト抹消申請書をリーグへ提出し、当該選手の公示を抹消する。

第38条〔選手移籍契約締結リリース解禁日〕

選手移籍に関する報道発表およびクラブ発表は、別途定める選手移籍契約締結リリース解禁日以降とする。なお、契約更新に関するリリースについては、各ク

ラブ毎に実施できるものとする。



第2章 選手登録

第1節 選手登録

第39条 [選手登録]

- (1) Bクラブは、協会の基本規程第104条[選手登録の手続き]の定めるところにより、協会への選手登録を行わなければならない。
- (2) 協会に登録されている選手に限り公式試合に出場することができ、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。

第40条 [再登録の禁止]

選手は、原則同一シーズン内で2回以上同一クラブへの登録ができない。

第41条 [登録区分]

- (1) 協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) アマチュア選手
 - (2) プロ選手
- (2) 選手は、前項に従いプロ選手またはアマチュア選手のいずれかとして協会に登録しなければならない。なお、登録した選手は、協会およびBリーグの諸規則に従う。

第42条〔登録人数〕

- (1) クラブの選手登録人数は、次の各号の要件を満たすものとする。
 - (1) B1クラブのアマチュア選手は2名以内とする。
 - (2) B2クラブのプロ選手は5名以上とする。
- (2) クラブの選手登録人数は、B1およびB2クラブいずれも10名から13名とする。

第43条〔外国籍選手と帰化選手〕

外国籍選手および帰化選手（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手をいう。以下同じ）の登録人数は、1クラブ合計3名以内とする。ただし、帰化選手は1名以内とする。

第44条〔インジュアリーリスト〕

- (1) シーズン中に怪我の診断を受けた選手は、同時に2名までインジュアリーリストに登録することができる。
- (2) インジュアリーリストに登録する場合は、インジュアリーリスト登録申請書と医師の診断書をリーグへ提出することで、当該選手との契約を保持したまま、一時的に登録を抹消することができる。
- (3) インジュアリーリストに登録された選手は、当該登録から30日間再登録することができない。
- (4) インジュアリーリストを抹消し、当該選手を再登録する場合は、インジュアリーリスト抹消申請書をリーグへ提出することとする。

第45条〔特別指定選手〕

全日本大学バスケットボール連盟および全国高等学校体育連盟バスケットボール部所属選手ならびに、満22歳以下の選手を対象に、個人の能力に応じた環境を提供することを目的に特別指定選手として認定する。

第46条〔特別指定選手の対象〕

Bクラブは、当該シーズン3月31日時点で満16歳以上（ただし中学校在学選手を除く）満22歳以下の選手を特別指定選手として認定できる。なお、当該選手に

については、4月1日以降当該シーズン終了までは、特別指定選手の認定を外れることはないものとする。

第47条【特別指定選手の条件】

特別指定選手は次の各号の条件を満たすものとする。

- ① 日本国籍を有すること
- ② 協会の基本規程第99条にいう外国籍選手ではないこと
- ③ 健康であることを証明されていること

第48条【特別指定選手の登録人数】

クラブは第42条に規定した登録数に加えて、シーズン中に特別指定選手を2名まで登録することができる。この場合、当該選手が全日本大学バスケットボール連盟または全国高等学校体育連盟バスケットボール部に選手登録している場合も、所属チームへの登録のままBリーグの公式戦に出場することができるものとする。

第49条【特別指定選手の契約区分】

特別指定選手の契約区分は次の各号のとおりとする。

- ① 全日本大学バスケットボール連盟または全国高等学校体育連盟バスケットボール部に選手登録された選手との契約は、アマチュア契約のみとする。この場合、クラブは所属元と選手（未成年の場合は保護者同伴）の三者合意を得て、所定の申請書をリーグへ提出することとする。
- ② いずれのチームにも所属していない選手との契約は、アマチュア契約またはプロ契約のいずれも可とする。

第2節 選手登録手続き

第50条【選手登録の方法】

- (1) 協会への選手登録は、協会の基本規程に基づき、アマチュア選手およびプロ選手のいずれもBクラブが登録申請をもって行う。
- (2) Bクラブは、所属選手との契約に用いた統一契約書および誓約書、ならびに個別契約書の全ての写しをリーグへ提出するものとする。

第51条【選手の登録期間最終日】

Bクラブは、登録期間最終日の翌日以降、選手の登録が出来ないこととする。なお、登録期間最終日は、当該シーズンの2/3終了時を基準とし、2月末日と定める。

第52条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第53条〔施 行〕

本規程は、平成28年5月11日から施行する。

〔改 正〕

平成28年6月1日



アマチュア選手誓約書

私は、_____所属のアマチュア選手として以下の事項を厳守することを、ここに誓約いたします。

第1条〔誠実義務〕

_____（以下「クラブ」という）、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）および公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）の諸規程・諸規則を遵守することを誓約いたします。

第2条〔履行義務〕

次の各事項を履行します。

- ① クラブの指定する試合への出場
- ② クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- ③ クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- ④ クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- ⑤ クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- ⑥ クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動及び社会貢献活動への参加
- ⑦ 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- ⑧ 協会およびBリーグの指定するドーピングテストの受検
- ⑨ 協会およびBリーグの指定する薬物検査の受検
- ⑩ 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- ⑪ 就業に関する事前のクラブへの報告
- ⑫ その他クラブが必要と認めた事項

第3条〔禁止事項〕

次の各事項を行いません。

- ① クラブ、協会およびBリーグの内部事情の部外者への開示
- ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- ③ 協会のアンチ・ドーピング規程に違反する行為
- ④ バスケットボール選手としての活動の対価にあたる報酬（利益）等の受理



- ⑤ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- ⑥ クラブ、協会およびBリーグにとって不利益となる行為

第4条 [手当]

下記の手当の内、クラブからアマチュア選手に支払われる手当を受取ることができる。

- ① 交通費（トレーニング、試合、研修）
- ② 宿泊費（合宿、試合、研修）
- ③ 備品手当
- ④ 食事手当
- ⑤ 保険料
- ⑥ その他クラブが必要と認めた手当

上記各手当の金額は当該経費として厳正、常識的な水準でなければならないこと、また各手当には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとすることを承諾します。

第5条 [肖像等の使用]

次の各事項を承諾します。

- ① 本誓約書の義務履行に関する私の肖像、映像、氏名等（以下「肖像等」という）を報道・放送において無償使用すること
- ② クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびBリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力すること
- ③ クラブが、私の肖像等を包括的に利用してマーチャンダイジング（商品化）を行う権利を有し、また協会、Bリーグその他の第三者に対して、その権利を承諾することができること
- ④ クラブの指示に拠らずに次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、事前にクラブの書面による承諾を得ること
 - イ. テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
 - ロ. 私の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）
 - ハ. 新聞・雑誌取材への応諾
- 二. 第三者の広告宣伝等への関与
- ⑤ 第1項および第3項の規定は、本誓約書の有効期間の満了又は終了後であっても、本誓約書の有効期間中の選手の肖像等が使用される場合に限り、当該使



用との関係ではなお有効に存続すること。

第6条〔有効期間〕

- (1) 本誓約書の有効期間は、_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までとする。
- (2) クラブは、選手に移籍を求められた場合は、移籍を承諾しなければならず、本誓約書はこれをもって終了する。

以上

年　　月　　日

住所

氏名

※選手が未成年者の場合、親権者または後見人の署名

年　　月　　日

住所

氏名



年 月 日

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チェアマン 大河 正明 様

自由交渉選手リスト公示申請書

クラブ名 :

実行委員名 :

(印)

下記の選手は、 年 月 日(契約満了日)を以て現行契約を満了し、当クラブとの契約関係が終了することを証明致します。また、公示後速やかに下記の選手の当クラブでのJBA登録抹消手続きを致します。

■申請の対象となる選手

氏 名								
申請理由	契約満了 ・ 契約解除							
国 籍								
TEAMJBAメンバーID								
交渉窓口	本人 ／ 代理人							
連絡先	TEL・携帯： E-mail： *下記、代理人がいる場合のみ 氏名： F I B A公認代理人登録番号：							
15-16シーズン 基本報酬額	万円(税別)							
16-17最終提示額	万円(税別)							

■申請対象選手は、上記申請内容に同意することを、自署(選手本人)をもって証明する

自署(選手)				(印)
--------	--	--	--	-----

*上記個人情報は、移籍に関する諸連絡のためにのみ利用するものであり、当該目的以外に利用することはございません。

申請書受付日	年 月 日	受付印	
--------	-------	-----	--



年 月 日

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チェアマン 大河 正明 様

自由交渉選手リスト抹消申請書

クラブ名 :

実行委員名 :

(印)

下記の選手は、 年 月 日 (契約合意日) を以て当クラブと契約合意に至りましたので、自由交渉選手リストからの抹消を申請致します。

■申請の対象となる選手

氏 名								
TEAMJBAメンバーID								

■申請対象選手は、上記申請内容に同意することを、自署をもって証明する

自署 (選手)	(印)
---------	-----

※上記個人情報は、移籍に関する諸連絡のためにのみ利用するものであり、当該目的以外に利用することはありません。

申請書受付日	年 月 日	受付印	
--------	-------	-----	--

選手統一契約書

_____（以下「クラブ」という）と_____（以下「選手」という）とは、選手がクラブのためにプロ選手としてバスケットボール活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条〔誠実義務〕

- (1) 選手は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）、クラブが所属するリーグおよび連盟（以下単に「リーグ」という）およびクラブの諸規程・諸規則を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- (2) 選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。
- (3) 選手は、プロ選手として公私ともに日本バスケットボール界の模範たるべきことを認識し、日本バスケットボールの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

第2条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

- ① クラブの指定する試合への出場
- ② クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
- ③ クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
- ④ クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
- ⑤ クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
- ⑥ クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動及び社会貢献活動への参加
- ⑦ 協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
- ⑧ 協会およびリーグの指定するドーピングテストの受検
- ⑨ 協会およびリーグの指定する薬物検査の受検
- ⑩ 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
- ⑪ 居住場所に関する事前のクラブの合意の取得
- ⑫ 副業に関する事前のクラブの同意の取得
- ⑬ その他クラブが必要と認めた事項

第3条〔禁止事項〕

選手は、次の各事項を行ってはならない。

- ① クラブ、協会およびリーグの内部事情の部外者への開示

- ② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
- ③ 協会のアンチ・ドーピング規程に違反する行為
- ④ クラブ、協会およびリーグの承認が得られない広告宣伝・広報活動への参加または関与
- ⑤ 本契約の義務履行の妨げとなる第三者との契約の締結
- ⑥ クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するバスケットボールまたはその他のスポーツの試合等への参加
- ⑦ 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- ⑧ その他クラブ、協会およびリーグにとって不利益となる行為

第4条〔報酬〕

クラブは選手に対し、次の報酬を支払う。ただし、当該報酬には、消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

- (1) 基本報酬
 - ・ 総額 金_____円（ヶ月分）
(月額 金_____円 ただし、_月は____円)
- (2) 変動報酬、その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。
- (3) 前2項の報酬は、クラブと選手とが別途合意する支払期日に従って、適用される消費税を加算して、選手の指定する選手名義の銀行口座に振り込んで支払うものとする。

第5条〔費用の負担〕

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第6条〔休暇〕

選手は、競技シーズン終了後に連続して2週間以上の休暇を取得することができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

第7条〔疾病および傷害〕

- (1) 選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。
- (2) 本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療ないし療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。
- (3) 前項の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、

競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、この限りでない。

第8条 [選手の肖像等の使用]

- (1) 本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」という）を報道・放送において使用することについて、選手は如何ら権利を有しない。
- (2) 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。
- (3) クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング（商品化）を自ら行う権利を有し、また協会、リーグその他の第三者に対して、その権利を許諾することができる。
- (4) 選手は、クラブの指示に拠らずに次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。
 - ① テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
 - ② 選手の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）
 - ③ 新聞・雑誌取材への応諾
 - ④ 第三者の広告宣伝等への関与
- (5) 第3項において、選手個人単独の肖像等を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、および前項各号の場合の対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。
- (6) 第1項、第3項および第5項の規定は、本契約期間の満了又は終了後であっても、本契約期間中の選手の肖像等が使用される場合に限り、当該使用との関係ではなお有効に存続するものとする。

第9条 [クラブによる契約解除]

次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。なお、第4号または第5号の薬物検査が本契約締結後選手登録前に行われるものであったときは、クラブは、選手に対して本契約に基づき既払いの報酬の一切の返還を求めることができる。

- ① 本契約の定めに違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき
- ② 疾病または傷害によりバスケットボール選手としての運動能力を永久的に喪失したとき
- ③ 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

- ④ 協会およびリーグの指定する薬物検査の受検を拒絶したとき
- ⑤ 協会およびリーグの指定する薬物検査において、陽性結果が確定したとき
- ⑥ 自らの責に帰すべき事由により、6ヶ月以上の試合出場停止処分を受けたとき
- ⑦ クラブの秩序風紀を著しく乱したとき
- ⑧ 協会のアンチ・ドーピング規程に違反したとき

第10条 [選手による契約解除]

- (1) 次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
 - ① 本契約に基づく報酬等の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき
 - ② 協会およびリーグが出場を義務付ける試合に正当な理由なく連続して3試合以上出場しなかったとき
 - ③ リーグから除名されたとき
- (2) 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第11条 [制裁]

- 選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれらの双方を課すことができる。
- ① 出場した試合において警告、退場または出場停止の処分を受けたとき
 - ② クラブの指示命令に従わなかったとき
 - ③ クラブの秩序風紀を乱したとき
 - ④ 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
 - ⑤ 協会およびリーグの指定する薬物検査の受検を拒絶したとき
 - ⑥ 協会およびリーグの指定する薬物検査において、陽性結果が確定したとき
 - ⑦ 協会のアンチ・ドーピング規程に違反したとき

第12条 [有効期間および更新手続き]

- (1) 本契約の有効期間は、____年____月____日から____年____月____日までとする。
- (2) クラブは、契約更新を行う場合、リーグの規程に定められた期限までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行わなければならない。
- (3) 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を更新する意思がないものとみなしう、選手はクラブに対し、自由交渉選手リストへの登録を請求することができ、

クラブはこれに応じなければならない。

第13条 [修正]

本契約は、クラブおよび選手の署名または押印ある文書によってのみ修正され得るものとし、口頭による修正は効力を持たないものとする。

第14条 [準拠法]

本契約は、日本法によって解釈されるものとする。

第15条 [紛争の解決]

- (1) 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。
- (2) 前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、リーグまたは協会の規程の定めにより、リーグまたは協会に紛争解決を求めることができる。

第16条 [保管]

本契約書は同時に正本2通を作成し、クラブの代表者及び選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管する。

契約締結日：_____年_____月_____日

(住所) (住所)
(クラブ名) (選手)

(代表者) (生年月日) 年 月 日

※選手が未成年者の場合、法定代理人（親権者または後見人）の署名/選手エージェントが関与する場合、その選手エージェントの署名

(住所) (住所)
(氏名) (氏名)

Uniform Player Agreement

This Agreement is made and entered into by and between _____ (hereinafter referred to as the “Club”) and _____ (hereinafter referred to as the “Player”) with regard to the Player’s basketball activities for the Club as a professional player to witness the following.

Article 1 (Good Faith Performance)

- (1) The Player shall comply with the rules and regulations of Japan Basketball Association (hereinafter referred to as “JBA”) and the league and federations to which the Club belongs (hereinafter collectively referred to as the “League”) as well as those of the Club, and perform the duties and obligations of this Agreement in good faith.
- (2) In order to render the Club all of his/her services as a professional player to the best of his/her ability, the Player shall always endeavor to maintain his/her best physical condition and to keep and improve his/her athletic capabilities.
- (3) The Player shall keep in mind his/her responsibility to serve as a good example in the Japanese basketball society as a professional player, both in his/her public and private lives, and shall endeavor not to damage the prestige of Japanese basketball.

Article 2 (Undertakings)

The Player shall perform the following obligations:

- (I) To participate in games designated by the Club;
- (II) To participate in training sessions, training camps and seminars designated by the Club;
- (III) To participate in meetings as well as events that are necessary in preparation for games designated by the Club;
- (IV) To wear uniforms and training wear supplied by the Club;
- (V) To submit to medical examinations, vaccinations and other preventative measures and treatments designated by the Club;
- (VI) To participate in promotional, fan-service, and social action activities designated by the Club;
- (VII) To participate in relevant training sessions, training camps and games if selected by JBA as a member player for any category of Japan’s national team or other national delegation teams;

- (VIII) To undergo doping tests designated by JBA or the League;
- (IX) To undergo drug tests designated by JBA or the League;
- (X) To use transportation and accommodation facilities designated by the Club for training camps, games on the road, etc.;
- (XI) To obtain the prior consent of the Club for the choice of residence;
- (XII) To obtain the prior consent of the Club for engaging in any income generating activities other than the services for the Club; and
- (XIII) Any other matters that the Club may consider necessary.

Article 3 (Prohibited Conducts)

The Player shall not conduct or engage in any of the following activities:

- (I) To disclose information regarding internal affairs or confidential matters of the Club, JBA, or the League to outsiders;
- (II) To disclose confidential information regarding games or training (tactics and strategies for games, names of players, content of the training, etc.) to outsiders;
- (III) Any acts that violate the Anti-Doping Code of JBA;
- (IV) To participate or be involved in any advertising or public relations activities without the authorization of the Club, JBA, and/or the League;
- (V) To enter into an agreement with a third party which will conflict with the performance of the obligations in this Agreement;
- (VI) To participate in a basketball game or any other type of sport game or event organized by a third party without the prior consent of the Club;
- (VII) To participate in illegal acts that may affect the result of a game; and
- (VIII) Any other acts that will adversely affect the Club, JBA, and/or the League.

Article 4 (Remuneration)

The Club shall pay the Player the remuneration below; provided, however, that the remuneration shall include all taxes, including income tax and inhabitants tax, but excluding consumption tax.

(1) Basic remuneration

- (I) Total amount: _____ yen (corresponding to _____ months)

- (II) Monthly amount: _____ yen (however, _____ yen in _____ month)
- (2) The Club shall pay to the Player fluctuating remuneration and other remuneration based on the criteria separately agreed upon between the Club and the Player.
- (3) The remuneration in the preceding two (2) paragraphs, with the applicable consumption tax thereon, shall be paid by wire transfer to the bank account in the Player's name designated by the Player, in accordance with the due date agreed upon separately between the Club and the Player.

Article 5 (Expenses)

Any expenses necessary for transportation and accommodation of the Player during any trips for the activities for the Club shall be borne by the Club.

Article 6 (Leave)

The Player shall be entitled to a leave of at least two (2) consecutive weeks after the end of the regular season; provided, however, that the Player shall use the leave only for the purpose of resting or refreshing him/herself.

Article 7 (Illness and Injuries)

- (1) In the event of illness or injury, the Player shall promptly notify the Club thereof and follow any instructions as may be given by the Club.
- (2) If the Player suffers an illness or injury due to a cause directly attributable to any activities during the course of performance of this Agreement, the Club shall bear expenses for medical treatment or care corresponding to the part of the social insurance to be individually paid, if a physician designated by the Club recognizes the need for such treatment or care.
- (3) If the Player becomes temporarily incapable of playing due to any illness or injury in the preceding paragraph, the Club shall pay the Basic Remuneration for the period of incapability; provided, however, that this shall not apply if this Agreement expires or otherwise terminates during the period of incapability.

Article 8 (Use of the Player's Likeness)

- (1) The Player shall have no rights or claims with regard to any use in news

- coverage or broadcast of the Player's likeness, image, name, etc. (hereinafter collectively referred to as the "Player's Likeness") related to his/her performance of the obligations in this Agreement.
- (2) If a request is made by the Club, the Player shall, in principle, cooperate with the Club, JBA or the League, etc. in advertising, public relations, and promotion activities (hereinafter collectively referred to as the "Publicity Activities") for them with no additional remuneration.
 - (3) The Club shall have the right to conduct merchandising activities using the Player's Likeness by itself and/or through the granting of licenses to use the same to JBA, the League, or any other third parties.
 - (4) The Player shall obtain the prior written authorization of the Club if he/she seeks to carry out an activity that falls under any of the following items, regardless of the instructions of the Club:
 - (I) Participation in any television or radio programs, or events;
 - (II) Use of the Player's Likeness and its permission (including the Internet);
 - (III) Interviews for newspapers and magazines; and
 - (IV) Participation in any Publicity Activities for any third party.
 - (5) In the event of manufacture and sale of any products utilizing the Player's Likeness solely and independently pursuant to Paragraph 3, and in the event of the items in the preceding paragraph, the Club and the Player shall separately determine through discussion the rate or amount of distribution of any income or fees arising therefrom.
 - (6) As long as the Player's Likeness during the term of this Agreement is used, the provisions in Paragraphs 1, 3, and 5 shall survive the expiration or termination of this Agreement for the purpose of such use of the Player's Likeness.

Article 9 (Termination of this Agreement by the Club)

If any of the following events occurs on the part of the Player, the Club shall have the right to terminate this Agreement immediately, by notifying the Player in writing. If the drug test in either Item 4 or 5 was conducted after this Agreement was entered into but before the Player was registered, the Club shall be entitled to demand that the Player refund all remuneration that has already been paid pursuant to this Agreement.

- (I) If the Player violates the provisions of this Agreement and fails

- to comply with a notice given by the Club to cure or remedy the same;
- (II) If the Player permanently loses his/her athletic ability as a basketball player due to any illness or injury;
 - (III) If the Player commits an act that constitutes a penal crime;
 - (IV) If the Player refuses to undergo a drug test designated by JBA and/or the League;
 - (V) If the positive result of the drug test designated by JBA and/or the League is confirmed;
 - (VI) If the Player receives an order of suspension from games for a period of six (6) months or more due to any cause attributable to him/herself;
 - (VII) If the Player materially disturbs the order of the Club; or
 - (VIII) If the Player violates the Anti-Doping Code of JBA.

Article 10 (Termination of this Agreement by the Player)

- (1) If any of the following events occurs on the part of the Club, the Player shall have the right to terminate this Agreement immediately, by notifying the Club in writing:
 - (I) If the Club fails to make payment of any remuneration or other amount due and payable pursuant to this Agreement for more than fourteen (14) days from the due date;
 - (II) If the Club fails to participate in three (3) or more consecutive games indicated by JBA and the League with no justifiable reason; or
 - (III) If the Club is expelled from the League.
- (2) If the Player terminates this Agreement pursuant to the preceding paragraph, he/she shall be entitled to receive the Basic Remuneration for the entire remaining term of this Agreement.

Article 11 (Liquidated Damages)

If any of the following events occurs on the part of the Player, the Club may give a disciplinary warning to the Player or claim from him/her liquidated damages in an amount decided by the Club, or do both:

- (I) If the Player, in a game in which he/she plays, receives a warning, is disqualified, or is suspended from playing;
- (II) If the Player fails to comply with any orders or instructions given by the Club;

- (III) If the Player disturbs the order of the Club;
- (IV) If the Player commits an act that constitutes a penal crime;
- (V) If the Player refuses to undergo a drug test designated by JBA and/or the League;
- (VI) If the positive result of the drug test designated by JBA and/or the League is confirmed; or
- (VII) If the Player violates the Anti-Doping Code of JBA.

Article 12 (Term and Renewal)

- (1) The term of this Agreement shall be from _____ to _____.
- (2) In the case of renewing this Agreement, the Club shall send to the Player a written notice of intent to renew this Agreement, by the deadline specified in the regulations of the League.
- (3) If the Club fails to send the notice referred to in the preceding paragraph, the Club shall be deemed to have no intention to renew this Agreement. The Player shall then have the right to demand the Club to register him/her onto the free agent list and the Club shall comply with it.

Article 13 (Modifications)

This Agreement may only be modified in writing, with the signature or seal of both the Club and the Player. Modifications made orally shall have no effect.

Article 14 (Governing Law)

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan.

Article 15 (Settlement of Disputes)

- (1) Should any dispute arise between the parties hereto from or in connection with the interpretation or performance of this Agreement, the Club and the Player shall endeavor to resolve the dispute through mutual discussion in good faith.
- (2) If the dispute is not resolved within thirty (30) days from the request in the preceding paragraph, either of the Club and the Player, according to statutes of the League or JBA, may ask the League or JBA for a

resolution of the dispute.

Article 16 (Duplicate)

This Agreement has been prepared and executed in duplicate and a representative of the Club and the Player shall sign them and keep one copy each.

Article 17 (Language)

This Agreement shall be executed in the Japanese Language and the English version of this Agreement is made for the reference purposes only. Thus, in the event of any inconsistency between the Japanese version and the English Version, the Japanese version shall prevail over the English version.

**This Agreement has been executed as of this _____ day of _____ ,
_____ .**

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have duly executed this Agreement in duplicate in the Japanese language as of the day and year set out below.

(Address)

(Name of the Club)

(Name of the representative)

(Address)

(Name of the Player)

(Date of birth)

* In the event the Player is a minor, the signature of his/her legal representative (person with parental authority or guardian) / In the event the Player's agent is involved, the signature of the Player's agent

(Address)

(Name)

(Address)

(Name)

2016-17 B.LEAGUEメディカルチェック報告書

チーム名 _____

選 手 名		生年月日(西暦)	年 月 日生	年齢	
実施年月日(西暦)	年 月 日	在籍年数	新人・移籍 / 在籍	年目	
身長	cm	体重		kg	

◆1-10は必須項目

◆11(心エコー)、12(負荷心電図)は新人選手と移籍選手、および在籍5、10年目の選手は必ず実施してください。

現在治療中の 1. 内科的疾患、 治療薬の有無	なし・あり 〔 〕					
2. 整形外科的疾患 の手術歴の有無	なし・あり 〔 〕					
3. 特記すべき 既往歴・家族歴	既往歴; 家族歴;心臓病(なし・あり)、突然死(なし・あり)、他(詳細:)					
4. TUE申請の有無	なし・あり [申請時期; 年 月頃、申請薬品名;]					
5. 診察	血圧 ; / 、脈拍 ; /分、 心雜音 ; なし・あり その他の所見 ; 異常なし・あり []					
6. マルファンSx.の疑い	疑いなし・あり [家族歴・大動脈疾患・その他の所見:]					
7. 胸部レントゲン検査	異常なし・あり []					
8. 静安時心電図	異常なし・あり [洞性徐脈(HR:)・左室高電位・その他の所見:]					
血液検査 9. ※検査データの コピー添付でも可	WBC (/ μ l)	Hb (g/dl)	Ht (%)	TP (g/dl)		
	GOT (IU/L)	GPT (IU/L)	γ GTP (IU/L)	ALP (IU/L)		
	CPK (IU/L)	BUN (mg/dl)	Cr (mg/dl)	T-chol (mg/dl)		
	TG (mg/dl)	HDL-C (mg/dl)	U.A (mg/dl)	HbA1c (%)		
10. 尿検査	蛋白 (3+, 2+, +, -,)		糖 (3+, 2+, +, -,)		潜血 (3+, 2+, +, -,)	
11. 心エコー検査	異常なし・あり []					
12. 負荷心電図	異常なし・あり []					
13. その他のコメント						

以上の診察および検査の範囲ではバスケットボール競技に参加することに問題ないと考える。

病院名、所在地、電話、FAX

医師名 _____

印 _____

懲罰規程

第1条〔目的〕

本規程は、公式試合における選手、チームスタッフおよびBクラブに対して、チアマンが科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。

第2条〔懲罰の種類〕

- (1) 選手およびチームスタッフ（以下「選手等」という）に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。
- ① 戒告 口頭をもって戒める
 - ② けん責 始末書をとり、将来を戒める
 - ③ 罰金 一定の金額をBリーグに納付させる
 - ④ 没収 取得した不正な利益を剥奪し、Bリーグに帰属させる
 - ⑤ 賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
 - ⑥ 出場停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の期限もしくは違反行為1件につき60試合の上限を付して、公式試合への出場資格（エントリーする資格）を停止する
 - ⑦ 公的職務の停止・禁止・解任 BリーグまたはBクラブにおける一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する
 - ⑧ 除名 Bリーグから除名する
- (2) Bクラブに対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。
- ① 戒告 口頭をもって戒める
 - ② けん責 始末書をとり、将来を戒める
 - ③ 罰金 一定の金額をBリーグに納付させる
 - ④ 没収 取得した不正な利益を剥奪し、Bリーグに帰属させる
 - ⑤ 賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
 - ⑥ 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
 - ⑦ 得点または勝ち数の無効・減算
 - ⑧ 無観客試合の開催 入場者のいない試合を開催させる
 - ⑨ 試合の没収 得点を0対20として試合を没収する
 - ⑩ 競技会への出場権の剥奪 特定の競技会への出場権を剥奪する
 - ⑪ 公的業務の停止 一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または

一部を停止する

- ⑫ 下位ディビジョンへの降格 所属するリーグより 1つ以上下位のリーグに降格させる
- ⑬ 除名 Bリーグから除名する（ただし、総会において正会員現在数の4分の3以上の多数による議決を要する）

第3条 [規律委員会への諮問]

チアマンは、第2条による懲罰の種類および内容に関し規律委員会に諮問し、その答申に基づき懲罰を決定する。

第4条 [規律委員会開催が困難である場合の対応]

公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始される前に前条に従って懲罰を決定することが困難である場合は、前条の規定にかかわらず、チアマンは、第2条に定める懲罰のうち、出場停止については、規律委員会の審議を経ることなく、決定することができる。かかる場合、チアマンは、出場停止以外の懲罰については、その後可及的速やかに、規律委員会に諮問した上で、その答申に基づき決定する。

第5条 [懲罰の基準]

- (1) Bリーグ規約第60条第1項第1号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。
 - ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止および罰金
 - ② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金
- (2) Bリーグ規約第60条第1項第2号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。
 - ① 繰り返した場合（同一シーズンにおいて既に同一内容のファウルを宣されている場合）：最大1試合の出場停止
 - ② 同一シーズンにおいて、前号の処分に該当する行為を重ねて行った場合：最大2試合の出場停止および罰金
- (3) Bリーグ規約第60条第1項第3号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。
 - ① 選手等が選手等に対して暴行・脅迫を行った場合または一般大衆に対して挑発行為を行った場合
 - ア 1回目の場合：最低1試合の出場停止および罰金
 - イ 繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金
 - ② 選手等が選手等に対してつばを吐きかける行為をした場合
 - ア 1回目の場合：最低6試合の出場停止および罰金

- イ 繰り返した場合：最低12か月の出場停止および罰金
- ③ 選手等が審判に対して侮辱または公然の批判行為を行った場合
ア 1回目の場合：最低2試合の出場停止
- イ 繰り返した場合：最低4試合の出場停止および罰金
- ④ 選手等が審判に対して暴行・脅迫した場合
ア 1回目の場合：最低6ヶ月の出場停止および罰金
- イ 繰り返した場合：最低12か月の出場停止および罰金
- ⑤ 選手等が審判に対してつばを吐きかける行為をした場合
ア 1回目の場合：最低12ヶ月の出場停止および罰金
- イ 繰り返した場合：無期限の出場停止
- ⑥ 選手等がアリーナまたはその周辺関連施設において故意により器物破損を行った場合
ア 1回目の行為：最低1試合の出場停止
- イ 繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金
- ⑦ 選手等が乱闘または喧嘩に関与した場合。ただし、乱闘または喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔てまたは分離することのみをしようとした者は懲罰を受けない。
ア 1回目の場合：最低6試合の出場停止
- イ 繰り返した場合：最低12か月の出場停止
- ⑧ 選手等がバスケットボールに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合：最低12か月のバスケットボール関連活動の停止
- ⑨ 選手等が、選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造または変造した場合：処分決定日から1か月の出場停止
- ⑩ 出場資格の無い選手等が公式試合にエントリーした場合
ア エントリーさせた者：処分決定日から1か月間の出場停止
- イ エントリーした選手：処分決定日から1か月間の出場停止
- ⑪ その他Bリーグ規約第60条第1項第3号に該当すると認められる場合：前各号の基準を踏まえ、諸般の事情を総合的に考慮して懲罰を決定する。

第6条【選手等に対する罰金】

選手等に対して罰金を科す場合は、出場停止処分1試合あたり金5万円以下を基準とする。ただし、アマチュア選手に対しては罰金を科さないものとする。

第7条【管理監督関係者の加重】

Bクラブおよびチームスタッフその他の管理監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以

下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第8条 [Bクラブに対する懲罰]

- (1) 次の各号に定める場合は、Bリーグ規約第60条第1項第3号に該当するものとして、Bクラブに対して懲罰を科す。
- ① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、失格・退場処分となつた場合、当該チームのBクラブに対して罰金を科す。
 - ② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、または、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行った場合、当該チームのBクラブに対して罰金を科す。
 - ③ 前2号についてのBクラブに対する罰金は以下のとおりとする。
 - ア B1の場合：金50万円
 - イ B2の場合：金25万円
- (2) 前項に定めるほか、チームがBリーグ規約第60条第1項第3号に該当する不正な行為を行った場合は、当該チームのBクラブに対して懲罰を科す。

第9条 [差別的・侮辱的行為]

人種、肌の色、性別、言語、宗教、または出自等に関する差別的または侮辱的な発言または行為により、個人または団体の尊厳を害した場合、Bリーグ規約第60条第1項第3号に該当するものとして、以下のとおり懲罰を科すものとする。ただし、軽度の違反の場合は、譴責または戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。

- ① 違反者が選手（アマチュア選手を含む）の場合は、違反当事者に対して、原則として最低5試合の出場停止処分および10万円以上の罰金を科す。
- ② 同一のBクラブに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該Bクラブに勝ち数の減算処分（初回の違反は1試合、二度目の違反は2試合）を科す。さらなる違反の場合は、下位リーグへの降格処分を科す。
- ③ 違反者がいずれかのBクラブのファンの場合は、その有責性に関わらず、当該Bクラブに対して40万円以上の罰金を科す。重大な違反には、無観客試合の開催、試合の没収、勝ち数の減算、または競技会への出場権剥奪などの追加的な懲罰を科す。

第10条 [両罰規定]

Bクラブに所属する選手等が違反行為を行った場合には、違反行為を行った本人に対して懲罰を科すほか、選手等が所属するBクラブに対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該Bクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第11条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第12条〔酌量減輕〕

違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

第13条〔他者を利用した違反行為に対する懲罰〕

他の者をして違反行為を行わせたBクラブまたは選手等には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

第14条〔チアマンの決定の最終的拘束力および再審査請求〕

- (1) チアマンの懲罰に関する決定は最終的なものであり、全てのBクラブおよび選手等はこれに拘束され、チアマンの決定に関しては裁判所その他の機関等に不服申立を行うことはできない。ただし、懲罰を受けた者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、懲罰の当事者への通知後10日以内に、リーグの裁定委員会に対して申立書および証拠を提出し、手数料10万円を納付して再審査を請求することができる。
- (2) 再審査の手続きは、裁定委員会の調査および審議の手続きに準ずるものとし、再審査申立に対して出された決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めるることはできない。

第15条〔協会の規程の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の「基本規程」を準用する。

第16条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第17条〔施　行〕

本規程は、平成28年6月1日から施行する。

反則金に関する規程

第1条〔目的〕

本規程は、B1およびB2リーグ戦における反則ポイントと、それに伴う反則金について定める。

第2条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

- (1) B1およびB2リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が、それぞれ31ポイントを超えた場合、当該Bクラブに対し、以下のとおり反則金を科すものとする。
- | | |
|-------------------------|-------|
| ① B1 : 31ポイント以上40ポイント以下 | 20万円 |
| 41ポイント以上50ポイント以下 | 40万円 |
| 51ポイント以上60ポイント以下 | 60万円 |
| 61ポイント以上70ポイント以下 | 80万円 |
| 71ポイント以上80ポイント以下 | 100万円 |
| 81ポイント以上 | 150万円 |
| ② B2 : 31ポイント以上40ポイント以下 | 20万円 |
| 41ポイント以上50ポイント以下 | 40万円 |
| 51ポイント以上60ポイント以下 | 60万円 |
| 61ポイント以上70ポイント以下 | 80万円 |
| 71ポイント以上 | 100万円 |
- (2) 前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって徴収する。

第3条〔反則ポイントの計算方法〕

- (1) 前条の反則ポイントの計算は、退場1回につき3ポイント（同一試合において5回のプレイヤー・ファウルによる退場は除く）、テクニカル・ファウルおよびアンスポートマンライク・ファウル1回につき1ポイント、出場停止試合1試合につき3ポイントとして計算する。
- (2) 前項にかかわらず、試合の第1および第3クオーターそれぞれにおいて、チームの責めに帰すべき事由により試合開始時刻に遅れた場合には、前項に定めるポイントのほか試合開始遅れ1分につき1ポイントを別途加算するものとする。
- (3) 試合開始時刻に遅れた理由（両クラブまたはいずれかのクラブに責めがあるか）および遅れた分数については、ゲームディレクター報告書に基づき算出することとする。遅れた理由および分数について疑義が生じた場合はチアマン

の決定を最終とする。

- (4) 前各項の反則ポイントは、原則減算しないものとする。ただし、理事会が認めた場合に限り、減算することがある。

第4条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第5条〔施 行〕

本規程は、平成28年6月1日から施行する。

デジタルマーケティング規程

第1条〔目的〕

本規程は、BリーグおよびB1クラブおよびB2クラブ（以下「各Bクラブ」という）によるウェブサイト上におけるチケットおよびグッズ等の販売等（以下「デジタルマーケティング」という。）に関するBリーグおよび各Bクラブ間の法律関係について定めることを目的とする。

第2条〔システム利用のライセンス〕

- (1) デジタルマーケティングに用いる基幹システムについては、ぴあ株式会社（以下「ぴあ」という。）が提供する「ファンビジネスプラットフォーム」（以下「本システム」という。）を用いるものとし、Bリーグがぴあとの間で契約を締結することにより、ぴあから本システムの利用についてのライセンスを受け、各Bクラブは、本規程に基づき、Bリーグから本システムの利用についてのサプライセンスを受ける。
- (2) 本システムの不具合に関連して各Bクラブが損害を被った場合、Bリーグは当該損害について何ら責任を負わないものとし、当該損害についての賠償請求はBリーグとぴあ間の契約に従ってBリーグを通じてぴあに対してなされるものとする。
- (3) 各Bクラブは、本システムの不具合に関連して損害を被ったときは、速やかにその旨をBリーグに通知するものとし、その対応についてはBリーグの指示に従うものとする。

第3条〔ぴあへの業務委託〕

各Bクラブは、ぴあと直接契約を締結することにより、当該Bクラブのチケット販売業務、ファンクラブ管理業務、関連グッズ等のウェブサイト上での販売業務をぴあに対して委託するものとする。

第4条〔チケット販売業務の相互業務委託〕

Bリーグおよび各Bクラブは、顧客のアクセスの容易性の確保およびチケット販売機会の最大化の確保の観点から、それぞれが主管する試合のチケットの販売を相手方のウェブサイトにおいて行うことを相互に相手方に対して委託するものとする。当該業務委託の対価は、無償とする。Bリーグおよび各Bクラブは、当該受託業務を善良なる管理者の注意を以て遂行するものとするが、当該受託業務について何らかの不履行があったとしても、委託者に対して何ら責任を負わないものとする。

第5条 [グッズ等販売業務の相互業務委託]

Bリーグおよび各Bクラブは、顧客のアクセスの容易性およびグッズ等販売機会の最大化の確保の観点から、それぞれが取り扱うグッズ等の販売業務を相手方のウェブサイトにおいて行うことを相互に相手方に対して委託するものとする。当該業務委託の対価は、無償とする。Bリーグおよび各Bクラブは、当該受託業務を善良なる管理者の注意を以て遂行するものとするが、当該受託業務について何らかの不履行があったとしても、委託者に対して何ら責任を負わないものとする。

第6条 [個人情報の共同利用]

本システムを用いたデジタルマーケティングにあたっては、BリーグならびにB1クラブ、B2クラブおよびB3クラブを横断した統合顧客データベースを構築し用いることに鑑み、各Bクラブは、各BクラブのチケットサイトやECサイトを利用する者が遵守すべき規約（以下「クラブ利用規約」という。）において、少なくとも以下のとおり個人情報の共同利用について定めなければならない。なお、各Bクラブは、共同利用する情報項目について、Bリーグの指示に従うものとする。

① 共同利用する者の範囲

B1クラブ、B2クラブ、B3クラブ、Bリーグおよび日本バスケットボール協会

② 共同利用する情報項目

(i) 連絡先情報等

- (a) 氏名
- (b) 住所
- (c) 年齢または生年月日
- (d) 性別
- (e) 電話番号、メールアドレスその他の連絡先情報
- (f) アカウントへのアクセス者の本人確認に必要な会員ID、パスワードその他的情報

(g) その他当該Bクラブが指定する会員に関する情報

(ii) 利用履歴等

- (a) 当該Bクラブの各サービスの利用履歴、アクティビティに関する情報
- (b) カスタマーサポートの利用時のやり取り

(iii) クッキー等

当該Bクラブの各サービスにアクセスする際のクッキー、IPアドレス、ブラウザの種類、ブラウザの言語、参照ページおよび出口ページ、プラットフォームの種類、クリック数、ドメイン名、ランディングページ、ページ閲覧

数およびページの閲覧順序、各ページのURL、特定のページの閲覧時間、アプリもしくはウェブサイトの状況および当リーグのアプリもしくはウェブサイトにおけるアクティビティを行った日時その他の情報

③ 共同利用の目的

- (i) Bリーグまたは当該Bクラブの商品・サービス等の提供、連絡および関連する規約等の変更などの重要な通知のため
- (ii) Bリーグまたは当該Bクラブの商品・サービス等その他のバスケットボールに関する商品・サービス等の開発、提供、メンテナンスおよび向上に役立てるため
- (iii) Bリーグまたは当該Bクラブの商品・サービス等その他のバスケットボールに関する商品・サービス等の広告の開発、配信・提供およびその成果確認のため
- (iv) 本人確認、認証サービスのため
- (v) アンケート、懸賞、キャンペーンの実施のため
- (vi) マーケティング調査、統計、分析のため
- (vii) システムメンテナンス、会員からの問い合わせ対応のため
- (viii) 不正行為または違法となる可能性のある行為を防止するため
- (ix) Bリーグまたは当該Bクラブの利用規約を執行するため
- (x) その他、Bリーグまたは当該Bクラブの各サービスにおいて定める目的のため

④ 共同利用の管理責任者

当該Bクラブ

第7条 [改 正]

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

[制 定]

平成28年6月1日

Bリーグクラブライセンス交付規則

第1章 総 則

第1条〔趣 旨〕

本交付規則は、Bリーグ規約第11条に基づき、B1リーグおよびB2リーグの参加資格であるBリーグクラブライセンス（以下「Bライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続、その他の必要事項について定めるものである。

第2条〔定 義〕

- (1) 本交付規則において用いられている各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、本交付規則の別紙「定義集」に定める意味を有するものとする。
- (2) 本交付規則において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Bリーグ規約において定義された意味を有する。

第3条〔Bライセンス制度の目的〕

Bライセンス制度は、以下の各事項を目的とする。

- ① 日本バスケットボールのさらなる水準の向上
- ② シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
- ③ Bリーグおよび所属クラブの持続的発展
- ④ ユースチームなどの育成環境の構築
- ⑤ プロリーグにふさわしい設備や雰囲気を備えたアリーナの整備促進
- ⑥ 安全性を兼ね備えた観戦環境の向上
- ⑦ 選手のトレーニング施設の整備・改善
- ⑧ クラブの組織体制の充実、コーポレートガバナンスの強化
- ⑨ クラブの財務状況の向上、継続的な安定化
- ⑩ クラブの透明性の確保、インテグリティの保持、信頼性の維持

第4条〔遵守義務〕

- (1) Bライセンスの申請者（以下「ライセンス申請者」という）およびライセンサーならびにそれらの役職員およびその他の関係者は、本交付規則およびこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンサーは、ライセンスの申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、

虚偽の情報を提供し、または虚偽の事実を述べてはならない。

- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、ライセンスの申請または取消しに関連する手続において、ライセンスマネージャー、ライセンス事務局および理事会による調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第2章 ライセンス

第5条 [ライセンスの種類]

- (1) Bライセンスは、以下の2つのライセンスから構成される。
- ① B1リーグまたはB2リーグに参加するための資格であるB1ライセンス
 - ② B2リーグに参加するための資格であるB2ライセンス
- (2) B1ライセンスはあくまでB1リーグに参加するために必要な資格に過ぎず、B1ライセンスの付与は、当該付与されたクラブが翌シーズンにおいてB1リーグに所属することを保証するものではない。当該クラブが翌シーズンにおいてB1リーグに所属するためには、B1ライセンスの付与を受け、かつ、Bリーグ規約等の諸規程に定める条件、国内競技会の結果等を充足しなければならない。B2ライセンスについても同様である。

第6条 [Bライセンスの付与／譲渡]

- (1) ライセンス申請者が第6章から第10章に定める各ライセンス基準を充足しているか否かの判定は、当該ライセンス基準において別段の定めがない限り、第8条に定める申請期日を基準日として行う。
- (2) ライセンス申請者が、第6章から第10章に定める各ライセンス基準のうちB1に関するものであって、A等級のものを全て充足する場合は、B1クラブライセンスが付与されるものとする。ただし、かかる場合であっても、ライセンス申請者が準加盟クラブである場合は、B2クラブライセンスが付与されるものとする。
- (3) 前項に定める場合を除き、ライセンス申請者が、第6章から第10章に定める各基準のうちB2に関するものであって、A等級のものを全て充足する場合は、B2クラブライセンスが付与されるものとする。
- (4) ライセンス申請者が、第6章から第10章に定める各基準のうちA等級のものをいずれか1つでも充足しない場合は、Bライセンスは付与されないものとする。ただし、基準のいずれかを充足しない場合であっても、当該基準の未充足の程度が軽微であって、近い将来に充足することが合理的に見込まれ、かつ、対象シーズンのリーグ戦の安定開催に支障を及ぼさないなどの特段の事情が認められる場合には、当該ライセンス申請者には制裁を科してBライセンスを交

付することができるものとする。

- (5) ライセンス申請者およびライセンサーは、ライセンス申請者たる地位またはライセンサーである地位を第三者に譲渡することができないものとする。

第7条 [ライセンスの有効期間／取消し等]

- (1) B ライセンスの有効期間は、当該B ライセンスの対象となるシーズンとする。
- (2) ライセンサーが以下のいずれかに該当する事態となった場合には、当該ライセンサーは、第5章に定める審査の手続きにより、交付されたB ライセンスを取り消されまたは制裁を科され得る。
- ① 当該ライセンサーが本交付規則に定めるライセンス基準を満たさない状況となり、短期的な回復が見込めない場合
 - ② 当該ライセンサーまたは第三者が当該ライセンサーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立を行ったとき
 - ③ 当該ライセンサーが解散、合併、会社分割または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ④ B リーグ定款に基づきライセンサーが除名処分となったとき

第3章 ライセンス申請

第8条 [ライセンス申請者]

対象シーズンの初日の属する年の前年11月30日（以下「申請期日」という）において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、当該対象シーズンのライセンス申請者となり得る。

- ① B 1 クラブ
- ② B 2 クラブ
- ③ 準加盟クラブ。ただし、入会申込の日の前年の6月30日までに、B リーグに準加盟クラブの認定を申請し、理事会によりB リーグの準加盟クラブに認定されているクラブ。

第9条 [申請]

ライセンス申請者は、B リーグに対して、申請期日までに、B ライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。

第10条 [申請書類]

ライセンス申請者は、前条の申請手続の一環として、別途B リーグが指定する期限までに、別途B リーグが指定するライセンス申請書類一式（以下「ライセン

ス・パッケージ」と総称する)に所定の事項を記入の上、Bリーグに提出しなければならない。

第4章 審査機関

第11条〔審査機関〕

ライセンス申請者に対するBライセンスの交付の可否ならびにライセンシーに対するライセンスの取消しその他の制裁の要否および内容についての審査(以下「ライセンス審査」という)及び決定は、理事会が行う。Bリーグは、理事会によるライセンス審査及び決定を補助するために、Bリーグ内に以下の機関または人員を設置したまは配置する。

- ① ライセンスマネージャー
- ② ライセンス事務局
- ③ ライセンス諮問会

第12条〔ライセンスマネージャー〕

- (1) ライセンスマネージャーは、チェアマンが任命する。
- (2) ライセンスマネージャーは、以下の業務を行うものとする。
 - ① Bライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
 - ② ライセンス申請者およびライセンシーに対する援助および助言
 - ③ ライセンス審査のための調査
 - ④ ライセンス諮問会への諮問
 - ⑤ 理事会に提出するBライセンス交付の可否および制裁内容の原案の決定
 - ⑥ シーズン中におけるライセンシーの本交付規則の遵守状況の監視
- (3) ライセンスマネージャーは、完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、ライセンス申請者またはライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、ライセンス申請者またはライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (4) ライセンスマネージャーは、ライセンス審査に関する業務において、ライセンス申請者およびライセンシーを平等に取り扱わなければならない。
- (5) ライセンスマネージャーは、ライセンス申請者およびライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンスマネージャー自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族がライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならない。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること

- ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの株主またはその役職員であること
- ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
- ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
- ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第13条〔ライセンス事務局〕

- (1) ライセンス事務局の構成員は、Bリーグの事務局長が、Bリーグ職員または専門知識をもった外部の者から任命する。
- (2) ライセンス事務局は、ライセンス申請者からの申請を受け付け、ライセンスマネージャーのライセンス審査に関する業務を補助するものとする。
- (3) ライセンス事務局は、ライセンスマネージャーの指示に基づき、ライセンス申請者またはライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、ライセンス申請者またはライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
- (4) ライセンス事務局は、ライセンス審査に関する業務において、ライセンス申請者またはライセンシーを平等に取り扱わなければならない。

第14条〔ライセンス諮問会〕

- (1) ライセンス諮問会は、専門知識をもった3名以上の者から構成されるものとし、その構成員は、Bリーグ理事会が承認のうえ、チアマンが任命する。
- (2) ライセンス諮問会の構成員は、少なくとも1名が日本弁護士連合会に登録された弁護士および少なくとも1名が日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (3) ライセンス諮問会の構成員の任期は2年とし、4期まで再選されることができる。
- (4) JBAの理事、監事および職員、Bリーグの理事、監事および職員は、ライセンス諮問会の構成員になることはできない。
- (5) ライセンス諮問会は、ライセンスマネージャーから、ライセンス審査の結果の原案の提示を受け、それが妥当なものであるか否かの答申を行うものとする。
- (6) ライセンス諮問会の構成員は、ライセンス審査に関する業務において、ライセンス申請者またはライセンシーを平等に取り扱わなければならない。
- (7) ライセンス諮問会の構成員は、ライセンス申請者およびライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンス審査会の構成員自身またはその生

計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族がライセンス申請者またはライセンサーと以下の関係にあってはならない。

- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンサーの役職員であること
- ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンサーの株主またはその役職員であること
- ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンサーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
- ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンサーのスポンサーまたはその役職員であること
- ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンサーのコンサルタントまたはその役職員であること

第5章 ライセンス審査

第15条〔ライセンス審査〕

- (1) 第9条に基づく申請がなされたときは、ライセンスマネージャーおよびライセンス事務局がライセンス審査のための調査を実施し、必要に応じてライセンス申請者に対して追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施するものとする。
- (2) 前項の調査の結果、ライセンスマネージャーは、Bライセンス交付の可否および制裁の内容の原案を作成する。ライセンスマネージャーは、当該原案の妥当性についてライセンス諮問会に諮問して答申を求め、必要に応じて原案の修正を行う。
- (3) ライセンスマネージャーは、前項の手続きにより決定した原案の内容およびライセンス諮問会の答申内容を理事会に提出し、理事会が、Bライセンス交付の可否および制裁の内容について最終決定する。理事会は、ライセンスマネージャーの原案およびライセンス諮問会の答申内容に拘束されるものではない。
- (4) 前項の理事会の決議には、Bリーグに所属するクラブの役員（社団法人または特定非営利活動法人にあっては理事）および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。
- (5) 第7条に基づくライセンサーのライセンスの取消し等の審査の手続きは、前4号を準用する。

第16条〔審査の基準と等級〕

- (1) Bライセンスの審査は、以下の5つの基準（以下「ライセンス基準」という。）

について行われる。これらの各ライセンス基準は、B 1 ライセンスと B 2 ライセンスとで求められる内容が異なることがある。

- ① 競技基準（第6章）
- ② 施設基準（第7章）
- ③ 人事体制・組織運営基準（第8章）
- ④ 法務基準（第9章）
- ⑤ 財務基準（第10章）

(2) 前項の各ライセンス基準には以下の3つの等級に分けられ、各等級の定義はそれぞれ以下のとおりとする。

① A等級

A等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるA等級基準の未充足は、原則として当該ライセンス申請者へのライセンスの交付拒絶事由を構成する。

ただし、基準のいずれかを充足しない場合であっても、当該基準の未充足の程度が軽微であって、近い将来に充足することが合理的に見込まれ、かつ、対象シーズンのリーグ戦の安定開催に支障を及ぼさないなどの特段の事情が認められる場合には、当該ライセンス申請者には制裁を科してBライセンスを交付することができる。

② B等級

B等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるB等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのBライセンスの交付拒絶事由を構成するものではないが、当該ライセンス申請者に対して制裁が科され得る。

③ C等級

C等級基準はライセンス申請者による達成が推奨されるものであり、将来において、達成が必須のものと改められる可能性があるものである。

第17条 [ライセンス制度上の制裁]

(1) ライセンシーまたはライセンス申請者にA等級またはB等級基準の未充足があった場合、理事会により、以下の制裁（ただし、当該制裁は網羅的なものではない）が科され、または科される可能性がある。制裁は、シーズンの開始前のみならず、シーズン中にも科されることがある。

- ① 戒告
- ② けん責
- ③ 改善報告書などの追加の資料提出
- ④ 特定の期限までにライセンス基準を満たす義務
- ⑤ 罰金（1千万円を上限とする）

- ⑥ 勝ち数を減じての勝率計算（勝ち数5を上限とする）
 - ⑦ 人員の停職
 - ⑧ 配分金の保留
 - ⑨ 賞金の保留
 - ⑩ 無観客試合
 - ⑪ 収容人数の削減
 - ⑫ ライセンスの見直し・取消し
 - ⑬ ライセンスの保留
 - ⑭ 停止条件などの条件付のライセンス交付
 - ⑮ 移籍契約締結の禁止
 - ⑯ プレーオフへの出場停止
 - ⑰ 下位リーグへの降格
- (2) ライセンス申請者またはライセンシーに本交付規則の違反（虚偽または事実と異なる文書の提出、期限の無視、ライセンスマネージャー、ライセンス事務局および理事会に対する非協力的なあらゆる行為を含むがこれらに限られない）があった場合、当該ライセンシーまたはライセンス申請者は、チアマンの決定によって前項の制裁を科されることがある。チアマンは、当該制裁の種類および内容を決定するに際して、Bリーグ規約に定める法務委員会に諮問し、答申を求めることができるものとする。

第18条〔決定内容の通知〕

第15条に定められた審査により、ライセンスの交付の可否および制裁内容が確定した場合には、原則として、申請期限の翌年の3月末日までに、ライセンスマネージャーはライセンス申請者に対して、当該決定内容の通知を行うものとする。

第6章 競技基準

第19条〔競技基準〕

- (1) 競技基準の目的は、以下のとおりである。
- ① ユースチームなどの育成環境の構築
 - ② スクールの質の向上
 - ③ 選手契約が適法、適正に締結されていること
 - ④ 選手の医療ケアを充実させること

(2) 競技基準の内容および等級を下表のとおり定める。

基準番号	等級	内 容
S. 01	A	<p>ユースチームの保有状況の報告</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、ユースチームを現に保有するか将来ユースチームを保有するまでの計画書（2018年までの計画）を策定しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ユースチームを保有する場合は、ユースチームの活動状況が分かる資料（様式自由） ② ユースチームを保有していない場合は、ユースチーム保有するまでの計画書（様式自由）
S. 02	C	<p>ユースチームの保有</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、以下のユースチームを保有するか、ライセンス申請者と関連する法人内に置くことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① U-18チーム ② U-15チーム <p>(2) 提出資料</p> <p>なし</p>
S. 03	A	<p>スクールの活動状況の報告</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者が、スクールを運営している場合（関連する法人が運営する場合も含む）には、活動状況をライセンス事務局に報告しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スクールを運営しているか否かを記載した書面 ② （スクールを運営している場合には）生徒数、授業料などスクールの概況がわかる資料（様式自由）

S. 04	A	<p>選手の医療面でのケア</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、メディカルチェックを年に1回受診させなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料をライセンス事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途ライセンスマネージャーが指示する。</p> <p>① メディカルチェックの報告書</p>
S. 05	A	<p>プロ選手との書面による契約</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、すべてのプロ選手と書面によって契約を締結しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料をライセンス事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途ライセンスマネージャーが指示する。</p> <p>① プロ選手との契約書（覚書など選手契約に関する全ての書面を含む）</p>
S. 06	A	<p>アマチュア選手との契約の報告</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、すべてのアマチュア選手と書面によって契約を締結しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料をライセンス事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途ライセンスマネージャーが指示する。</p> <p>① アマチュア選手との契約書（覚書など選手契約に関する全ての書面を含む）</p>
S. 07	A	<p>トップチームの編成状況の報告</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、申請期日が属するシーズンのトップチームのヘッドコーチ、アシスタントコーチおよび選手をラ</p>

		<p>イセンス事務局に報告しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、選手一覧表（Bリーグ様式）</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第7章 施設基準

第20条〔施設基準〕

(1) 施設基準の目的は、以下のとおりである。

- ① 選手がベストなプレーができる試合環境の確保
- ② プロリーグにふさわしい設備や雰囲気を備えたアリーナの整備促進
- ③ 安全性を兼ね備えた観戦環境の向上

(2) 施設基準の内容および等級を下表のとおり定める。

基準番号	等級	内 容
I. 01	A	<p>ホームアリーナ</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、Bリーグの公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすアリーナを確保しなければならない。</p> <p>ただし、震災や事故等またはアリーナの新設計画や改修計画がある場合等、理事会がやむ得ない事情があると判断した場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。</p> <p>イ. ライセンス申請者がアリーナを所有していること</p> <p>ロ. ライセンス申請者と使用するアリーナ所有者との間でBリーグの公式試合においてアリーナを使用できることが、書面にて合意されていること。なお、Bリーグの公式試合においてアリーナを使用できるとは、B1ライセンスにおいてはリーグ戦のホームゲーム数の80%以上、B2ライセンスにおいては、リーグ戦のホームゲーム数の60%以上を当該アリーナで開催できることを指す。</p>

		<p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を、申請期日までにライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 施設所有者及びライセンス申請者が押印して作成された「ホームアリーナ使用確認書」(原則としてBリーグ様式)</p>
I. 02	A	<p>ホームアリーナ要件</p> <p>(1) 基準</p> <p>基準I. 01のホームアリーナは、別紙で定める「ホームアリーナ検査要項」の条件を充足していなければならない。</p> <p>ただし、震災や事故等またはアリーナの新設計画や改修計画がある場合等、理事会がやむを得ない事情があると判断した場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料をライセンス事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途ライセンスマネージャーが指示する。</p> <p>① ホームアリーナ検査表 (Bリーグ様式)</p> <p>② 「ホームアリーナ検査要項」で定める提出書類</p>

第8章 人事体制・組織運営基準

第21条 [人事体制・組織運営基準]

- (1) 人事体制・組織運営基準の目的は、以下のとおりである。
- ① ライセンス申請者が、プロフェッショナルな方法で運営管理されること
 - ② ライセンス申請者が、一定のノウハウおよび経験、スキルを持つ者を有すること
 - ③ トップチームが、資格を有する監督およびコーチによりサポートされること

(2) 人事体制・組織運営基準の内容および等級を下表のとおり定める。

基準番号	等級	内 容
P. 01	A	<p>クラブ事務局</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、以下の各号の情報をライセンス事務局に書面で報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① チーム名・法人名 ② 設立年月日 ③ 決算月 ④ 事務所の所在地(複数ある場合はすべて記載する)・所有、賃貸の区分 ⑤ メイン練習場名・所在地 ⑥ ホームアリーナ名・住所・所有者・指定管理者 ⑦ 株主 ⑧ 主要スポンサー ⑨ 取引金融機関 ⑩ 役員・従業員 ⑪ その他Bリーグが指定する事項 <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス事務局は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会社概要表（Bリーグ様式） ② 担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式） ③ 役員一覧表（書式自由） ④ 従業員一覧表（書式自由） ⑤ 組織図（書式自由） ⑥ 全株主の一覧表（書式自由）
P. 02	A	<p>代表取締役等</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者には、適用法令に従って適切に選定された代表取締役または代表理事がいなければならない。</p> <p>実行委員に選任された代表取締役または代表理事は、Bリーグ実行委員会に出席する義務を負う。</p> <p>なお、代表取締役または代表理事は、マーケティング担当を除く、他の基準に定められた担当と兼務できるものとする。</p>

		<p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① P. 01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式） ② 職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P. 03	A	<p>ライセンス担当</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、Bライセンスに関する事項について責任を有する常勤のライセンス担当を置かなければならぬ。</p> <p>また、当該担当者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Bリーグに適格性を認められたものでなければならない。</p> <p>なお、ライセンス担当は、代表取締役および財務担当とのみ兼務することができる。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① P. 01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式） ② 職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P. 04	A	<p>財務担当</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、クラブの経理・財務に関する事項について責任を有する常勤の財務担当を置かなければならぬ。</p> <p>また、当該担当者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Bリーグに適格性を認められたものでなければならない。</p> <p>なお、財務担当は、代表取締役およびライセンス担当とのみ兼務することができる。</p>

		<p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① P. 01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(Bリーグ様式) ② 職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P. 05	A	<p>運営担当</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、試合運営に関する事項について責任を有する常勤の運営担当を置かなければならない。</p> <p>また、当該担当者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Bリーグに適格性を認められたものでなければならない。</p> <p>なお、運営担当は、代表取締役、セキュリティ担当および広報担当とのみ兼務することができる。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① P. 01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(Bリーグ様式) ② 職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P. 06	A	<p>セキュリティ担当</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、試合運営にかかる安全および治安に関する事項について責任を有するセキュリティ担当を置かなければならない。</p> <p>また、当該担当者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Bリーグに適格性を認められたものでなければならない。</p> <p>なお、セキュリティ担当は、代表取締役、広報担当および運営担当とのみ兼務することができる。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライ</p>

		<p>センス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① P. 01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(Bリーグ様式)</p> <p>② 職務経歴が分かる資料(ライセンスマネージャーが指定した場合のみ)</p>
P. 07	A	<p>広報担当</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、メディアに関する事項について責任を有する常勤の広報担当を置かなければならない。</p> <p>また、当該担当者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Bリーグに適格性を認められたものでなければならない。</p> <p>なお、広報担当は、代表取締役、セキュリティ担当および運営担当とのみ兼務することができる。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① P. 01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(Bリーグ様式)</p> <p>② 職務経歴が分かる資料(ライセンスマネージャーが指定した場合のみ)</p>
P. 08	A	<p>マーケティング担当</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、マーケティング(チケット・ファンクラブ・グッズ)に関する事項について責任を有する常勤のマーケティング担当を置かなければならない。</p> <p>また、当該担当者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Bリーグに適格性を認められたものでなければならない。</p> <p>なお、マーケティング担当は、他の基準に定められた担当と兼務することはできないものとする。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① P. 01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(Bリーグ様</p>

		<p>式)</p> <p>② 職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）</p>
P. 09	A	<p>医師（メディカルドクター）</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、シーズンを通して選手のケガ、病気、ドーピング等の対応・相談のできる日本国医師免許を保有している医師を1名以上置かなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① P. 01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式）</p>
P. 10	A	<p>トレーナー</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するトレーナーを置かなければならない。なお、トレーナーは、医療に関わる以下のいずれかの国家資格等を保有しているものとする。</p> <p>① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー</p> <p>⑦ 上記①～⑥に準ずる資格（海外の資格を含む）を持ち、Bリーグが認めた者</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① P. 01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式） ② 第1項①から⑥までに該当する資格認定証の写し</p>

		③ ライセンス申請者と当該トレーナーとの雇用契約書あるいはそれに準ずる書類の写し
P. 11	A	<p>ヘッドコーチ</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、以下のいずれかの条件を満たす者をトップチームのヘッドコーチとして置かなければならない。</p> <p>① B1ライセンス S級ライセンス</p> <p>② B2ライセンス A級ライセンス</p> <p>ただしB2クラブがB1ライセンスを申請する場合は、A級ライセンスを保持しており、かつ次回のS級ライセンス講習を受ける予定があることをもって本基準を充足しているもののみなす。</p> <p>なお、ライセンス申請者の責に帰さない事由その他やむを得ないと認められる事由により、本来保持すべきライセンスを有したヘッドコーチが配置できない場合については、理事会が別途定めるとおりに取り扱うものとする。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は以下の資料は申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(Bリーグ様式)</p> <p>② 職務経歴が分かる資料(ライセンスマネージャーが指定した場合のみ)</p>
P. 12	C	<p>アシスタントコーチ</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、以下のいずれかの条件を満たす者をトップチームのアシスタントコーチとして置かなければならない。</p> <p>① B級ライセンス</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料は申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知(Bリーグ様式)</p>

		② 職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P. 13	A	<p>安全・警備組織・警備員</p> <p>(1) 基準</p> <p>① ライセンス申請者は、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保するために十分な数の警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託しなければならない。</p> <p>② 前号の内容を証するため、ライセンス申請者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。</p> <p>イ 警備員を雇用すること</p> <p>ロ 警備員を提供するアリーナ所有者と書面による契約を締結すること</p> <p>ハ 警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結すること</p> <p>③ ライセンス申請者は、ホームゲームの際、適切な資格を有している警備員を配置させなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンスマネージャーに提出しなければならない。</p> <p>① P. 01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式）</p> <p>② 当該警備員またはスタジアム所有者との契約書、またはそれに類する書類の写し</p>
P. 14	A	<p>提出後の変更通知義務</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、基準P. 02から基準P. 13までの人員に変更が生じた場合には、ただちにライセンスマネージャーに報告しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を、変更が生じた日から3日以内に、ライセンスマネージャーに提出しなければならない。</p> <p>① 担当者等一覧表変更通知（Bリーグ様式）</p>

第9章 法務基準

第22条 [法務基準]

(1) 法務基準の目的は、以下のとおりである。

- ① ライセンス申請者が、日本国の法律に準拠して適法に運営されていること
- ② ライセンス申請者が、法令違反などにより社会的信用が失墜しないようにすること

③ シーズンを通じて安定かつ継続的に公式試合を開催できること

(2) 法務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

基準番号	等級	内 容
L. 01	A	<p>宣言書</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、以下の内容を遵守する旨の宣言書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、事務局への提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 國際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）、JBA およびBリーグの規約、規程、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること② 國際的な次元の紛争、とりわけFIBAが関与している紛争について、CAS（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること③ FIBAおよびJBA基本規程に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること④ JBAまたはBリーグに公認されている競技会で競技すること⑤ FIBAに公認されている競技会に出場すること（ただし、本号は親善試合については適用されない）⑥ Bリーグに提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること⑦ 申請書類の提出後に発生した、重大な変更、経済的重要性のある事象または状況および事後の事象の発生について、本交付規則に定められた期限までにライセンス事務局に通知すること⑧ 収益事業（放映権、スポンサー権益、商品化権など）や

		<p>プロパティ方針（商標、肖像など）についてはBリーグが別途定める方針に従うこと</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 宣言書（Bリーグ様式）</p>
L. 02	A	<p>クラブの登記情報</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、株式会社または一般社団法人として法人格を有していなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① ライセンス申請者の定款原本の写し</p> <p>② ライセンス申請者の登記簿謄本の写し（申請期日より3か月前以内に発行されたものであり、申請期日におけるライセンス申請者の現況を反映しているものであること）</p> <p>③ ライセンス申請者の印鑑登録証明書の写し（申請期日より3か月前以内に発行されたものであること）</p>
L. 03	A	<p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の文書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、事務局への提出期限3か月前以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。</p> <p>① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与える割合で保有するかまたは取引すること</p> <p>② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること</p> <p>③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること</p>

		<p>④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること</p> <p>⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブの社員であること</p> <p>⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること</p> <p>⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権限を有していること</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 宣言書</p>
L. 04	B	<p>規約・規程の整備</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、法人運営が適切に運営できるように必要な規約・規程を整備しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>提出が必要と認められる書類がある場合には、別途ライセンスマネージャーが、提出資料および提出期日を指示するものとする。</p>
L. 05	A	<p>訴訟の報告</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、ライセンス申請者が訴訟を提起した場合または提起された場合には、ライセンス事務局に報告をしなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を、訴訟を提起した日または訴状を受領した日から 7 日以内にライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 訴訟の内容がわかる資料</p>
L. 06	C	<p>顧問弁護士</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、常勤・非常勤を問わず、ライセンス申請者の活動における法務事項について責任を有する顧問弁</p>

		護士を置くことが推奨される。
		(2) 提出資料 なし
L. 07	A	<p>ライセンス交付後の重要な後発事象の報告義務</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、ライセンスの交付を受けた後、本交付規則に定めた事項の他、申請書類に記載した事項について重大な変更、経済的重要性のある事象または状況および事後的事象（以下「重大事象」という。）が発生した場合、ライセンス事務局に報告しなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を、重大事象が発生した日から7日にライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 重大事象の具体的な内容が分かる資料</p>
L. 08	A	<p>商標の保護</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、理事会で別途定める「B. LEAGUE 商標ガイドライン」に従って、エンブレム等に関する商標が取得済みであるかまたは出願中であることあるいは商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態であること。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 登録済証</p> <p>② 出願したことまたは出願のための準備の状況が分かる資料</p>

第10章 財務基準

第23条 [財務基準]

- (1) 財務基準の目的は以下のとおりとする。
 - ① Bリーグの安定的な開催を保護すること
 - ② 財務面でのフェアプレーを監視すること

- ③ クラブの財務状況を向上させること
- ④ クラブの財務状況を安定させること
- ⑤ クラブの透明性を確保すること
- ⑥ クラブの信頼性を維持すること
- ⑦ 債権者等クラブの利害関係者の保護を重視すること

(2) 財務基準を以下のとおり定める。

基準番号	等級	内 容
F. 01	A	<p>利益基準</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者の計算書類において、3期連続で当期純損失を計上した場合は、本基準は充足しないものと判定する。決算期変更により事業年度が1年未満の場合の判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。</p> <p>本基準は、2018年7月から導入されるものとする。したがって、6月決算の場合、2017年6月期、2018年6月期、2019年6月期の3期が最初の判定対象になる。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>① ライセンス申請者は、以下の資料を事業年度終了後3カ月以内に事務局に提出しなければならない。</p> <p>イ 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）</p> <p>ロ 法人税確定申告書一式（別表・勘定科目内訳書などを含む税務署に提出した書類全て）</p> <p>ハ 勘定科目明細（ロで税務署に提出する勘定科目内訳書が含まれている場合は不要）</p> <p>ニ 固定資産減価償却内訳表</p> <p>ホ 監査役の監査報告書（写し）</p> <p>ヘ 株主一覧表（決算日現在の全株主）</p> <p>ト 前年度の損益実績表（Bリーグ指定様式）</p> <p>チ 子会社および実質的に支配している会社等（社団法人、特定非営利活動法人を含む）を保有している場合には、当該会社等のイからハまでの資料</p> <p>② ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p>

		<p>イ 今年度の損益見込み（書式自由。ただし、事業年度の開始から9月末日または10月末日までの各科目の実績数値を必ず記載すること）</p> <p>ロ 資金繰り予測表（書式自由。ただし、事業年度の開始から9月末日または10月末日までの実績数値を記載し、翌年の6月までの予測数値を必ず記載すること）</p>
F. 02	B 1 : A B 2 : B	<p>純資産基準</p> <p>本基準は、B 1 ライセンスにおいてはA基準とし、B 2 ライセンスにおいてはB基準とする。</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、債務超過であってはならない。</p> <p>ライセンス申請者の計算書類において、申請期日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合は、本基準は充足しないものとする。</p> <p>本基準は、2017年7月に導入されるものとする。したがって、6月決算の場合、2018年6月期が最初の判定対象となる。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>なし（基準F. 01で提出された資料で判定を行う）</p>
F. 03	A	<p>売上高基準</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、申請期日の属する年度の直前年度の計算書類において売上高を1億円以上計上している、もしくは対象シーズンの売上高が1億円以上（税抜）となることを合理的に証明できなくてはならない。</p> <p>また、決算期変更により事業年度が1年未満の場合には、判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。</p> <p>本基準は、2016年7月に導入されるものとする。したがって、6月決算の場合、2017年6月期が最初の判定対象となる。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 基準F. 01で提出された資料</p> <p>② 対象シーズンの売上高が1億円以上（税抜）となることを合理的に証明できる資料</p>

F. 04	A	<p>資金繰り基準</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、資金繰りが安定していることを要する。</p> <p>ライセンス申請者の対象シーズンの資金繰りの状況が、公式試合の安定的な開催に著しく支障をおよぼすと認められる場合には、本基準は充足しないものとする。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>なし（基準F. 01で提出された資料で判定を行う）</p>
F. 05	B 1 : A B 2 : C	<p>監査</p> <p>本基準は、B 1 ライセンスにおいてはA基準とし、B 2 ライセンスにおいてはC基準とする。</p> <p>(1) 基準（B 1 ライセンスのみ）</p> <p>提出されるライセンス申請者の計算書類は、監査法人または公認会計士による監査を受けていなければならない。</p> <p>ただし、本基準は2016年7月以降に最初に到来する決算に関する監査報告書を受領していればよいものとする。したがって、6月決算の場合2016年7月から2017年6月までの事業年度に関する計算書類に監査が必要となる。</p> <p>また、当該監査報告書で否定的な意見が付されるかまたは意見不表明となった場合は、本基準は充足しないものとする。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>以下の資料は、事業年度終了後3カ月以内にライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <p>① 公認会計士または監査法人の監査報告書</p>
F. 06	A	<p>報告内容の修正義務</p> <p>(1) 基準</p> <p>事務局に既に提出された計算書類および税務申告書の数値が、会計監査または税務調査などの理由で修正を行った場合には、ライセンス申請者およびライセンサーは、ライセンス事務局に書面をもって報告しなければならない。</p> <p>当該修正の結果、過去において基準F. 01、基準F. 02および基準F. 03を充足していなかったことが判明した場合には、ライセンスの取消し、ライセンスの不交付その他の制裁が科されるものとする。</p>

		<p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を、修正が行われた日から7日以内にライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修正された計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表） ② 修正された法人税確定申告書一式 ③ 修正された内容および理由が分かる資料
F. 07	A	<p>期限経過未払金の皆無</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、以下の各号の期限経過未払金があつてはならない。</p> <p>ライセンス申請者に、申請期日現在、契約上・法律上の義務に関して、以下の各号の期限経過の未払金がある場合は、本基準は充足しないものとする。ただし、審査日前日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 選手への給料・報酬 ② ヘッドコーチ・アシスタントコーチへの給料・報酬 ③ 他のクラブへの移籍金等の債務 ④ 従業員への給料 ⑤ 税務当局に対して納付すべき額 ⑥ 社会保険当局に対して納付すべき額 <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を、申請期日までにライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宣言書（Bリーグ様式） ② 納税証明書（ライセンスマネージャーが指定したクラブのみ）
F. 08	A	<p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、直近の事業年度末日以降、本表明書提出日までの間に以下の事項が発生したか否かを書面によりライセンス事務局に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自然灾害および事件、事故により500万円以上の損害を受けた場合 ② 契約金額が300万円（税抜）以上のスポンサーが倒産した

		<p>場合、もしくは入金期限から3カ月を超えて入金がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 増資・減資の実行または取締役会の決議があった場合 ④ 基準F. 01で提出した当期の損益見込みにおいては当期純利益を計上する見込みであったが、当期純損失を計上することが見込まれることとなった場合 ⑤ 基準F. 01で提出した当期の損益見込みから、当期純利益（当期純損失）が30%以上ブレることが見込まれることとなった場合 <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を2月21日から2月末日までの間にライセンス事務局に提出しなければならない。なお、第1号の事象が発生していない場合であっても、その旨を記載して以下の資料を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 表明書（Bリーグ様式） ② 第1号に該当がある場合、内容を詳細に説明する資料
F. 09	A	<p>損益見込み（予算）の提出</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、申請期日が属するライセンス申請者の事業年度の年次の損益見込みを科目ごとの明細とともに、事務局に提出しなければならない。なお、当該損益見込みは、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものであり、合理的に達成が可能であると判断されたものでなければならない。</p> <p>(2) 提出資料</p> <p>ライセンス申請者は、以下の資料を、事業年度が開始する前日（6月決算の場合は6月末日）までにライセンス事務局に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 損益見込み（Bリーグ様式）
F. 10	A	<p>クラブ間の金銭貸借の禁止</p> <p>(1) 基準</p> <p>ライセンス申請者は、他のライセンス申請者およびライセンシーと金銭の貸借（第三者を経由しての金銭の貸借を含む。）を行ってはならない。</p> <p>なお、既に上記に該当する金銭の借入を行っているライセ</p>

		ンス申請者は、2018年6月末日までに金銭の貸借を解消しなければならない。
	(2)	提出資料 なし

第11章 雜 則

第24条〔改 正〕

本交付規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第25条〔施 行〕

本交付規則は、平成28年2月3日から施行する。

〔改 定〕

平成28年7月13日

別紙「定義集」

「FIBA」	国際バスケットボール連盟を意味する。
「JBA」	公益財団法人日本バスケットボール協会を意味する。
「Bリーグ」	公益社団法人ジャパン・プロフェショナル・バスケットボールリーグを意味する。
「Bライセンス」	B1リーグおよびB2リーグの参加資格であるBリーグライセンスを意味する。
「B1ライセンス」	本交付規則第5条第1項1号に定める意味を有する。
「B2ライセンス」	本交付規則第5条第1項2号に定める意味を有する。
「ライセンシー」	Bライセンスを交付されたクラブを意味する。
「ライセンス申請者」	本交付規則第4条第1項に定める意味を有する。
「クラブ」	バスケットボールクラブを意味する。
「チアマン」	Bリーグの理事長を意味する。
「理事会」	Bリーグの理事会を意味する。
「ライセンスマネージャー」	本交付規則第12条に定める意味を有する。
「ライセンス事務局」	本交付規則第13条に定める意味を有する。
「ライセンス諮問会」	本交付規則第14条に定める意味を有する。
「シーズン」	B1リーグ戦またはB2リーグ戦の開幕日のある早い方の日から翌年6月30日までに行われる公式試合の最終日までの期間を意味する。
「対象シーズン」	当該Bライセンスの対象となるシーズンを意味する。
「リーグ戦」	Bリーグ規約に定める公式試合、Bリーグリーグ戦を意味する。
「Bリーグ様式」	提出書類すべき書類のうち、Bリーグが作成した書式を意味する。
「申請期日」	対象シーズンの初日の属する年の前年11月30日を意味する。
「ライセンス・パッケージ」	Bライセンス申請に際して事務局に提出すべきライセンス申請書類一式の総称を意味する。
「ライセンス審査」	ライセンス申請者に対するBライセンスの交付の可否ならびにライセンシーに対するライセンスの取消しその他の制裁の要否および内容についての審査を意味する。
「ライセンス基準」	第6章から第10章に定める5つのBライセンスの審査基準を意味する。
「重大事象」	本交付規則に定めた事項の他、重大な変更、経済的重要性のある事象または状況および事後的事象をいう。

第4章 選手

第92条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手(以下本章において「選手」という)の義務および所属条件に関する事項について定める。

第93条〔選手の義務〕

- ① 選手は、本協会の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
- ② 選手は、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。
- ③ 選手は、国際オリンピック委員会(IOC)およびFIBAの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。

第94条〔禁止事項〕

- 選手は、次の各号の行為を行ってはならない。
- (1) IOCおよびFIBAが定める禁止物質の使用
 - (2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与

第95条〔日本代表チームへの招聘〕

- ① 選手は、本協会により日本代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該チームの公式活動へ参加する義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない場合は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならぬ。
- ② 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動に、原則として無償で参加しなければならない。
- ③ 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動中、本協会が指定するユニフォームおよび用具等を使用しなければならない。

第96条〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕

- ① 本協会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属するものとする。
- ② 選手は、バスケットボール競技選手として、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材を応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等(以下「広告宣伝活動等」という)に関与する場合、所属チームを経由し、本協会に予め届け出て、その承認を得なければならない。
- ③ 前項の規定にかかわらず、予め本協会の承認を得た広告宣伝活動等に関する規定を有する連盟等は、選手からの広告宣伝活動等の届け出について、当該規定に基づき、許諾の可否を判断することができる。
- ④ 前2項の場合、本協会は、所定の承認料を選手から徴収することができる。
- ⑤ 広告宣伝活動等を行える選手は、原則として次の各号のいずれかの連盟に所属する選手のみとする。
 - (1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)
 - (2) 一般社団法人日本バスケットボールリーグ(NBL)
 - (3) 日本バスケットボール育成リーグ(NBDSL)
 - (4) 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ(B3リーグ)
 - (5) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ機構(WJBL)
 - (6) 一般社団法人日本実業団バスケットボール連盟
 - (7) 日本クラブバスケットボール連盟
 - (8) 全日本教員バスケットボール連盟
- ⑥ 選手は、本協会または所属チームの加盟する連盟が自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。
- ⑦ 第5項第2号および本項の規定は、NBL解散の日をもって削除する。
- ⑧ 第5項第3号および本項の規定は、NBDSL解散の日をもって削除する。

第97条〔選手契約〕

- ① 本章でいう「契約」とは、有償・無償を問わず、選手とその所属チームによって締結される、バスケットボール選手との所属および公式試合への参加に関する書面による取り決めをいう。
- ② 契約の対象となる選手は、満15歳以上(ただし、中学校在学の選手を除く)で、かつ、次の各号のいずれかの連盟に加盟するチームに所属しようとする選手のみとする。なお、当該選手が契約締結時に20歳未満である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。
 - (1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)
 - (2) 一般社団法人日本バスケットボールリーグ(NBL)
 - (3) 日本バスケットボール育成リーグ(NBDSL)
 - (4) 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ(B3リーグ)
 - (5) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ機構(WJBL)
 - (6) 一般社団法人日本実業団バスケットボール連盟
 - (7) 日本クラブバスケットボール連盟

- (8) 全日本教員バスケットボール連盟
- ③ 契約の最長期間は4年間とする。
- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日から第108条[シーズン]に規定するシーズンの終了時までとする。
- ⑤ 契約は、本協会が定める統一契約書式またはそれに準じる契約書式により締結されなければならない。
- ⑥ 契約においては、次の各号の原則が適用される。
 - (1) 契約当事者は、契約を尊重しなければならない。
 - (2) 契約当事者は、正当事由の限り、契約を解除することができない。
- ⑦ 契約においては、契約の当事者選手の医学上の検査が良好であること、または査証等当事者選手の就業に関する行政による認可の可否を契約の効力発生条件としてはならない。
- ⑧ 所属チームとの契約を締結した選手は、次の各号の規定を遵守しなければならない。
 - (1) 国内外を問わず、本協会、所属チームの加盟する連盟または所属チームの主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。
 - (2) 同一期間に2つ以上のバスケットボールチームと契約を締結してはならない。
- ⑨ 本協会または契約の当事者チームが加盟する連盟は、前7項の違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。
- ⑩ 第2項第2号および本項の規定は、NBL解散の日をもって削除する。
- ⑪ 第2項第3号および本項の規定は、NBDL解散の日をもって削除する。

第98条[選手エージェント等]

選手エージェントの活動およびその役務の利用については、別に定める「選手エージェント規則」に従うものとする。

第99条[外国籍選手]

外国籍選手とは、日本国籍を持たない選手をいう。ただし、日本で出生または育成し、日本の小学校および中学校を卒業して義務教育課程を修了した者は、日本人選手と見做す(日本国籍を持たない選手のうち、平成15年4月1日現在、本協会において日本人選手と見做されている者を含む)。

第100条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手の本協会への登録および他チームへの移籍に関する事項について定める。

第2節 登録**第101条〔選手登録の義務〕**

- ① 加盟チームは、第104条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、所属選手の本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。
- ② 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させではない。

第102条〔重複登録の禁止〕

選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

第103条〔登録区分〕

本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- (1) 登録Ⅰ種：契約選手（第97条〔選手契約〕）に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手
- (2) 登録Ⅱ種：契約選手以外

第104条〔選手登録の手続き〕

- ① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。
- ② 選手登録は、会員登録管理システム上の当該選手の情報が、当該加盟チームの所在地の都道府県バスケットボール協会および所属する連盟に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第105条〔登録料〕

加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、次の各号のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を本協会に納付しなければならない。

- (1) 一般 選手数×1,200円
- (2) 高専 選手数×700円
- (3) U-18 選手数×700円
- (4) U-15 選手数×700円
- (5) U-12 選手数×600円

第106条〔登録の変更・取消〕

- ① 登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。
- ② 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。

第107条〔登録有効期間〕

- ① 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。ただし、年度をまたぐ競技会に参加している場合は、この限りではない。
- ② 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日（3月31日）までとする。
- ③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅した場合は、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第108条〔シーズン〕

- ① シーズンは、各チームが属する連盟の年度の最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。ただし、年度をまたぐ競技会は、当該競技会の開幕日が属する年度のシーズンに属するものとする。
- ② 選手は、1つのシーズン期間中に、同一の国内選手権（リーグ戦は除く）またはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならない。

第109条〔登録情報の管理〕

本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報（当該選手が、過去に登録された全てのチーム名と所属期間などの情報）を管理するものとする。これらの情報は、必要に応じて、当該選手が新たに登録される加盟チームに対し

発行される。

第110条〔外国籍選手の登録〕

- ① 外国籍選手は、本協会への登録に際し、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。
 - (1) 最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書(過去にいざれの国においても競技経験のない選手の場合は、本協会が規定する宣誓書)
 - (2) 入国および滞在を証明する入国査証等の写し
- ② 外国籍選手は、日本以外の国の代表チーム以外の単独チームに選手登録されている場合、本協会に登録することができない。
- ③ 日本と在籍国間の相互免除により査証を有しない外国籍選手および観光査証により来日している外国籍選手は、本協会に登録することができない。

第3節 移籍

第111条〔目的〕

本節の規定は、本協会の加盟チーム相互間または加盟チームと外国のチームとの間の登録選手(以下、本節においては過去本協会に登録していた者、現在登録している者および将来登録を希望する者の全てを含むものとする)の移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、登録選手の全てを拘束する。

第112条〔移籍の定義〕

- ① 移籍とは選手が現在所属しているチーム(以下「移籍元チーム」という)を脱退し、別のチーム(以下「移籍先チーム」という)に所属変更することをいう。
- ② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業または転校によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とは見做さない。

第113条〔移籍の手続き〕

- ① 選手が移籍する場合、移籍元のチームは、当該選手の依頼により、移籍先のチームに対して「移籍承諾書」を発行、移籍先チームが当該選手の移籍申請を行い、本協会の承認を得なければならない。
- ② 本節の規定により、移籍元チームが所属選手の移籍を承諾すべきであるにもかかわらず、これを行わない場合は、本協会の理事会は、移籍を希望する選手の申請に基づき、移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。
- ③ 前項の規定にかかわらず、移籍しようとする選手およびその移籍先チームならびに本協会は、移籍元チームが加盟する連盟等の在籍国の本国法に反しない限りにおいては、当該連盟等の規定を尊重するものとする。

第114条〔公式試合への出場資格〕

- ① 前条に規定する手続きに基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日の翌日から公式試合に出場することができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、移籍した選手の公式試合への出場資格については、当該選手の移籍先チームが加盟する連盟等の規定または競技会の大会要項により制限できる。

第115条〔規程違反〕

選手または加盟チームが本節の規定に違反した場合の処分は、第10章の手続きに従って理事会が決定する。

第116条〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解斡旋の申立をすることができる。

第117条〔登録II種の選手が登録II種の選手として移籍する場合〕

登録II種の選手が、登録II種の選手として他チームへの移籍を希望する場合、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。この場合、移籍元チームは名目のいかんを問わず、当該移籍に伴う補償を請求することができない。

第118条〔登録I種の選手が登録II種の選手として移籍する場合〕

登録I種の選手が、登録II種の選手として他チームへの移籍を希望する場合、当該選手が移籍選手リストに登録された後、いざれのチームとも契約を締結していない選手である場合に限り、移籍が成立する。この場合、移籍元チームは当該移籍に伴う補償を請求することができない。

第119条〔登録II種の選手が登録I種の選手として移籍する場合〕

登録II種の選手が、登録I種の選手として他チームへの移籍を希望する場合、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。

第120条〔登録I種の選手が登録I種の選手として移籍する場合〕

- ① 登録I種の選手が、登録I種の選手として他チームへの移籍を希望する場合、当該選手が移籍選手リストに登録された後、いずれのチームとも契約を締結していない選手である場合には、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。この場合、移籍元チームは当該移籍に伴う補償を請求することができない。
- ② 前項の規定にかかわらず、登録I種の選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが当該移籍に伴う補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

第121条〔外国のチームへの移籍〕

- ① 選手が外国のチームへ移籍する場合、本協会は当該国のバスケットボール協会からの請求に基づき、当該協会に対して「競技許可書(レターオブクリアランス)」を発行するものとする。
- ② 前項の競技許可書の発行は、関連のFIBA規程に基づき行われるものとする。

第122条〔外国のチームからの移籍〕

外国のチームに選手として登録されていた日本国籍の選手が本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、当該選手はその登録区分にかかわらず、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。

- (1) 移籍元チームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書
- (2) 住民票の写し

第123条〔外国籍選手の移籍〕

外国のチームに選手として登録されていた外国籍選手が本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、または本協会加盟チームに所属する外国籍選手が、他の本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、当該選手はその登録区分にかかわらず、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。

- (1) 最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書
- (2) 入国および滞在を証明する入国査証等の写し

第124条〔趣旨〕

本章の規定は、日本国内において開催される国内競技会および国際競技会の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第125条〔定義〕

本章における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主 催
自己の名義において試合、イベント等(以下「試合等」という)を開催すること
- (2) 共同主催(共催)
共同の名義において試合等を開催すること
- (3) 主 管
試合等の運営を委託を受けて実施すること
- (4) 後 援
他者の主催する試合等を支援すること(ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない)
- (5) 協 力
他者の主催する試合等に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること
- (6) 特別協賛(冠協賛)
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること
- (7) 協 賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること
- (8) 公 認
他者の主催する試合等または他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること
- (9) 推 薦
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、バスケットボール界または本協会にとって良質または好ましいものとして認知すること

第126条〔主催権〕

- ① 日本国内において開催されるバスケットボール競技会は、全て本協会の管轄下にあり、特に複数の都道府県に跨つて開催される競技会または参加チームの所属する都道府県バスケットボール協会が複数に亘る競技会の主催権は、全て本協会に帰属する。
- ② 本協会は、前項の主催権を、各種の連盟またはその競技会開催地のロックバスケットボール協会もしくは都道府県バスケットボール協会等に譲渡することができる。
- ③ 日本国内においてバスケットボール競技会を開催しようとする者は、本協会に申請の上、理事会の承認を得なければならない。
- ④ 前2項の場合、主催権を譲渡された者または主催を承認された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。

第127条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」もしくは「全国」等、全国規模または日本一を決する競技会を想起する単語を使用することはできない。

第128条〔主管の委託〕

- ① 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、各種の連盟、その競技会開催地のロックバスケットボール協会もしくは都道府県バスケットボール協会、または第三者に委託することができる。
- ② 本協会より主管を委託された者は、当該競技会の開催に関する収支責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、当該競技会の収入超過の処分または支出超過の処理について取り決めておくものとする。
- ③ 本協会より主管を委託された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならぬ。
- ④ 本協会より委託された主管競技会が天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

第129条〔競技会の賞品〕

競技会に参加するチームおよび選手への賞品(賞金を含む)は、競技会の価値および選手の年齢・社会的立場等にふさわしいものでなければならぬ。

第130条〔地域競技会等〕

都道府県バスケットボール協会およびロックバスケットボール協会が独自に開催する競技会に関する規程は、本規程に準ずるものとする。

第2節 国内競技会

第131条〔国内競技会の主催〕

- ① 本協会は、次の各号の国内競技会を主催する。
 - (1) 天皇杯全日本バスケットボール選手権大会
 - (2) 皇后杯全日本バスケットボール選手権大会
 - (3) バスケットボール女子日本リーグ
 - (4) 全日本大学バスケットボール選手権大会
 - (5) 全日本社会人バスケットボール選手権大会
 - (6) 全日本クラブバスケットボール選手権大会
 - (7) 全日本実業団バスケットボール選手権大会
 - (8) 全日本教員バスケットボール選手権大会
 - (9) 全国専門学校バスケットボール選手権大会
 - (10) 全国専門学校バスケットボール選抜大会
 - (11) 全国高等専門学校総合体育大会バスケットボール競技
 - (12) 全国高等学校総合体育大会全国高等学校バスケットボール選手権大会(インターハイ)
 - (13) 全国高等学校バスケットボール選抜優勝大会(ワインターカップ)
 - (14) 全国高等学校定期制通信制バスケットボール大会
 - (15) 全国中学校バスケットボール大会
 - (16) 都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会(ジュニアオールスター)
 - (17) 全国ミニバスケットボール大会
 - (18) 全日本クラブスーパーシニアバスケットボール交歓大会
 - (19) 全日本クラブシニアバスケットボール選手権大会
 - (20) 全国ママさんバスケットボール交歓大会
 - (21) 3x3日本選手権大会
- ② 本協会は、前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を主催する
- ③ 前2項の本協会主催競技会の開催日程は、開催前年度の8月末日までに、本協会および各主管者をもって構成する「国内競技会日程調整委員会」により調整の上決定するものとする。なお、各主管者は、当該委員会の開催前に、予め各競技会の開催概要の素案を策定しておかなければならない。

第132条〔開催の申請〕

- ① 都道府県バスケットボール協会またはロックバスケットボール協会が、国内有料競技会(無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む。以下同じ)を開催(主催および後援)する場合は、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の各号の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。なお、各種の連盟もしくは加盟チームまたは第三者が国内有料競技会を開催する場合も同様の手続きを行うものとするが、その場合は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会を通じて申請するものとする。
 - (1) 競技会開催の趣旨
 - (2) 次の諸項目を含む競技会要項
 - イ 名称
 - ロ 主催者とその住所地
 - ハ 主管者とその住所地
 - ニ 後援の具体的方法
 - ホ 会期および会場
 - ヘ 参加範囲
 - ト 参加資格
 - チ 競技の方法(勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など)
 - リ 表彰方法(賞品およびその寄贈者なども含む)
 - ヌ 参加料
 - ル 経費区分
 - ヲ 入場料金(単価と発行枚数)
 - ワ その他
 - (3) 競技会運営の組織とその責任者
 - (4) 予算書
- ② 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
- ③ 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、本協

会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第133条〔開催承認の条件〕

前条に規定する競技会開催の承認に際しては、次の各号の条件を満たさなければならない。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
- (2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
- (3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
- (4) 参加選手の傷害について考慮してあること
- (5) 本協会が定める競技会開催ならびに運営に関する諸規程に従うこと
- (6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
- (7) 競技場内およびその周辺に発生したチームまたはその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会が決定すること
- (8) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと

第134条〔予算および決算〕

競技会開催に伴う予算および決算は、別に定める勘定科目ならびに積算基礎による。

第135条〔決算の修正〕

本協会は決算報告書に不審な点がある場合は、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

第136条〔報告義務〕

主催者および主管者は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の各号の事項を本協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

第137条〔協会納付金〕

- ① 本協会主催以外の有料競技会を開催する場合、その主催者は、理事会において別に定める納付金を、本協会に納付しなければならない。
- ② 本協会が主催、共同主催または後援する有料競技会においても、原則として前項の所定額を納付しなければならない。
- ③ 一般社団法人日本バスケットボールリーグ(NBL)の有料競技会を開催する場合、NBLは、日本代表選手の強化費およびバスケットボール競技の普及振興費として、本協会との協議により別に定める納付金を、本協会に納付しなければならない。
- ④ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(JPBL)の有料競技会を開催する場合、JPBLは、日本代表選手の強化費およびバスケットボール競技の普及振興費として、入場料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。
- ⑤ 第3項および本項の規定は、NBL解散の日をもって削除する。

第138条〔主催・共同主催・後援〕

- ① 都道府県バスケットボール協会またはブロックバスケットボール協会は、自ら主催する競技会に関し、本協会に対し主催、共同主催または後援を依頼する場合は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第132条〔開催の申請〕第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。
- ② 前項により既に承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第3節 国際競技会

第139条〔本協会の専属権限〕

本協会はFIBAが認める我が国唯一の代表機関であり、FIBA加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、ブロックバスケットボール協会または都道府県バスケットボール協会が、これを行うことができる。

第140条〔国際競技会の開催の制限〕

国際競技会は、原則として全て本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

第141条〔本協会以外の団体による国際競技会〕

- ① 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討した上、これを承認することができる。
- ② 前項の場合、本協会、都道府県バスケットボール協会またはブロックバスケットボール協会のいずれかが当該競技会を開催しなければならない。
- ③ 本協会がFIBAおよびFIBA ASIA等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、その競技会の運営は、本協会または本協会が定めた大会組織委員会が行う。

第142条〔海外における競技会への参加〕

- ① FIBAまたはFIBA ASIA等より、その主催する競技会への加盟チームの出場要請があった場合は、本協会が別に定める判断基準に基づいて出場チームを決定し、派遣するものとする。
- ② 前項の場合を除き、加盟チームまたは登録選手を選抜して組織したチームが外国で開催される競技会に参加しようとすることは、事前に本協会の承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。

第4節 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会

第143条〔目的〕

天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会(以下「本大会」という)は、加盟種別が「一般」、「高専」および「U-18」である全加盟チームが、日本バスケットボール界最高の覇者となる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、バスケットボールの普及および発展に寄与することを目的として実施する。

第144条〔主催〕

本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には第三者との共同主催とができる。

第145条〔実施要項〕

本大会の運営に関する事項は、理事会において別に定める「天皇・皇后杯開催規程」による。

第162条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会に加盟または登録する団体（加盟チーム、プロックバスケットボール協会、都道府県バスケットボール協会、各種の連盟、以下本章において「加盟・登録団体」という）および個人（選手、指導者等チームスタッフ、審判員および役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）に対して本協会が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。

第163条〔違反行為に対する懲罰〕

本協会は、加盟・登録団体および選手等が定款、本規程またはこれに付随する諸規程（以下「本規程等」という）に違反した場合は、本章の定めるところにより、懲罰を科すことができる。

第2節 懲罰の種類

第164条〔懲罰の種類〕

① 本協会による加盟・登録団体に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

- (1) 戒 告 口頭をもって戒める
- (2) 謙 責 始末書をとり、将来を戒める
- (3) 罰 金 一定の金額を本協会に納付させる
- (4) 没 収 取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
- (5) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
- (6) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- (7) 得点または勝ち点の減点または無効
- (8) 出場資格の停止

無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する

- (9) 公的業務の停止

一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部を停止する

- (10) 下位ディビジョンへの降格

- (11) 除 名 本協会から除名する

② 本協会による選手等に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

- (1) 戒 告 口頭をもって戒める
- (2) 謙 責 始末書をとり、将来を戒める
- (3) 罰 金 一定の金額を本協会に納付させる
- (4) 没 収 取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
- (5) 賞の返還 賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
- (6) 出場資格の停止

無期限または違反行為1件につき1年以内の期限を付して、公式試合への出場権を剥奪する

- (7) 資格の降格・剥奪

審判員ライセンス、審判インストラクターライセンスまたは指導者ライセンス等のバスケットボールに関する資格を降格または剥奪する

- (8) 公的職務の停止・禁止・解任

本協会または加盟・登録団体における一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する

- (9) バスケットボール関連活動の停止・禁止

バスケットボールに関する一切の活動を一定期間、無期限または永久的に停止または禁止する

- (10) 除名 本協会から除名する

第165条〔競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰〕

本規程等に対する違反行為のうち、公式競技会における審判員による退場処分の対象となる違反行為を除いた競技および競技会に関連する違反行為のうち、懲罰の対象となる行為およびこれに対する懲罰の基準は、別紙「公式競技会における違反行為に対する懲罰基準」に定めるとおりとする。

第166条〔その他の違反行為に対する懲罰〕

本規程等に対する違反行為のうち、加盟・登録団体または選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本章の定めるところにより懲罰を科すものとする。

- (1) 本協会の指示命令に従わなかった場合
- (2) 本協会、加盟・登録団体または選手等の名誉または信用を毀損する行為を行った場合
- (3) 本協会または加盟・登録団体の秩序風紀を乱した場合

- (4) 刑罰法規に抵触する行為を行った場合
- (5) 加盟・登録団体または選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求しましたは約束した場合
- (6) 加盟・登録団体または選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
- (7) 加盟・登録団体または選手等が、脱税その他不正な経理を行った場合

第167条〔選手に対する罰金〕

- ① 登録II種の選手に対しては、罰金を科さないものとする。
- ② 登録I種の選手に対して罰金を科す場合は、出場停止処分1試合あたり金5万円以下を基準とする。

第168条〔管理監督関係者の加重〕

役員および加盟チームの指導者その他の管理監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第169条〔両罰規定〕

加盟・登録団体に所属する選手等が違反行為を行った場合には、違反行為を行った本人に対して懲罰を科すほか、本人が所属する加盟・登録団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該加盟・登録団体に過失がなかったときは、この限りではない。

第170条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第171条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第172条〔酌量減輕〕

違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

第173条〔他者を利用した違反行為に対する懲罰〕

他の者をして違反行為を行わせた加盟・登録団体または選手等には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

第174条〔国外の競技会における違反行為に対する懲罰〕

本協会は、加盟・登録団体または選手等が、国外で行われる競技会において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科すことができるものとする。

第3節 懲罰の決定

第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕

- ① 本規程等に対する違反行為のうち、競技および競技会に関する違反行為に対する懲罰については、規律委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。
- ② 本規程等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為(第11章)に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。
- ③ 本規程等に対する違反行為のうち、前2項を除く違反行為に対する懲罰については、裁定委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。ただし、裁定委員会に準ずる組織または機能を保有する加盟・登録団体(加盟チームを除く)における違反行為については、当該団体の決定によるものとする。

第176条〔裁定委員会等の答申の尊重〕

理事会は、裁定委員会または規律委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

第177条〔理事会の決定の最終的拘束力および再審査請求〕

- ① 理事会の懲罰に関する決定は最終的なものであり、全ての加盟・登録団体および選手等はこれに拘束され、理事会の決定に関しては、CASまたはISAAへの不服申立の提起を除き、裁判所その他の機関等に不服申立を行うことはできない。ただし、懲罰を受けた者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、懲罰の当事者への通知後10日以内に、本協会裁定委員会に対して申立書および証拠を提出し、手数料10万円を納付して再審査を請求することができる。
- ② 再審査の手続きは、裁定委員会または規律委員会の調査および審議の手続きに準るものとし、再審査申立に対し

て出された理事会の決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めるることはできない。

第178条〔権限の委任〕

- ① 本協会は、都道府県バスケットボール協会、ブロックバスケットボール協会、各種連盟および公式競技会の主催者（以下、本条において「都道府県協会等」といふ）に対し、その所管する加盟・登録団体または選手等の競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰問題を本章の規定に従って処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。
- ② 都道府県協会等は、前項に従って規律・懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置しなければならない。
- ③ 都道府県協会等は、決定した懲罰の内容を本協会に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、懲罰案を本協会に通知し、本協会の理事会が懲罰を決定・適用する。
 - (1) 1年以上の出場停止処分
 - (2) 罰金
 - (3) 没収
 - (4) 1年以上の公的職務の停止・禁止・解任
 - (5) 1年以上のバスケットボール関連活動の停止・禁止
 - (6) 下位ディビジョンへの降格
 - (7) 除名

第4節 規律委員会における調査および審議の手続き

第179条〔調査・審議の手続き〕

本協会、都道府県協会、各種連盟および公式競技会の規律委員会（以下、本節においては単に「規律委員会」という）における違反行為に対する調査および審議の手続きは、本節に定めるところによる。

第180条〔違反行為の事実関係の調査〕

- ① 本協会、都道府県バスケットボール協会、ブロックバスケットボール協会、各種連盟および公式競技会の主催者は、その所管する加盟・登録団体または選手等による競技および競技会に関連する違反行為が明らかになり、報告書等により懲罰の審査が必要と思われる事実の報告があった場合、規律委員会に委任して、事実関係の調査を行うものとする。
- ② 前項の調査の対象となった加盟・登録団体または選手等は、当該調査に協力しなければならない。

第181条〔審理の非公開〕

規律委員会における懲罰に関する審理および記録は非公開とする。ただし、審理の公正が害されるおそれがない、かつ、相当の理由があると認められる場合は、関係者の傍聴を許すことができる。

第182条〔聴聞〕

規律委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聴取するものとする。ただし、当事者の同意がある場合または対象者が事情聴取を拒否もしくは無断欠席した場合は、この限りではない。

第183条〔言語〕

- ① 規律委員会の手続きにおける言語には、日本語を使用するものとする。
- ② 当事者または関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

第184条〔代理人〕

弁護士および規律委員会が承認した者以外の者は、当事者の代理人となることができない。

第185条〔証拠の評価〕

- ① 懲罰の審理においては、主審、第一副審、第二副審、マッチコミッショナー、テクニカルコミッティーおよび審判評価員の報告、当事者および目撃者の供述および文書、音声および画像の記録ならびに専門家の意見その他一切の証拠を参考することができる。
- ② 審判、マッチコミッショナー、テクニカルコミッティーおよび審判評価員の報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。

第186条〔議決〕

規律委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第187条〔答申の作成〕

規律委員会は、調査および審議の上、次の各号の事項を記載した答申を作成し、これを理事会に提出しなければ

ならない。

- (1) 当事者の氏名(団体の場合は団体名および代表者名)および住所
- (2) 代理人がある場合は、その氏名および住所
- (3) 主文(判断の結論。効力発生日を含む)
- (4) 判断の理由
- (5) 作成年月日

ユニフォーム規程

1. ユニフォームの規定

1.1 ユニフォームの定義

- 1.1.1 本規定における「ユニフォーム」とは、ゲーム中、チーム・メンバー（プレイヤー、交代要員）が着用する「シャツ」と「パンツ」のことをいう。
- 「シャツ」と「パンツ」はかならずしも同じ色でなくてもよい。
 - 本規定には、「ウォーム・アップ・ウェア」、「トラック・スーツ」などの規定は含まれない。
- 1.1.2 ユニフォームの規定における基本的な原則は、次のとおりとする。
- 両チームがはっきりと識別できること。
 - プレイヤーの番号が審判とスコアラーにはっきりと見えること。
- 1.1.3 本規定の内容にかかわらず、各チームは、現行のバスケットボール競技規則に述べられた規定（2015年版は第4条 4.3）を遵守しなければならない。

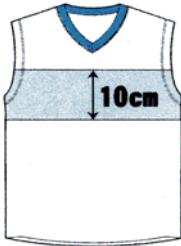
2. シャツ

2.1 シャツの色とデザイン

- 2.1.1 各チームは、淡色と濃色の2種類以上のシャツを用意しておかなければならない。
- 淡色のシャツの色は「白色」が望ましい。
 - 濃色のシャツは白色以外の「濃い色」でなければならない。
 - チーム・メンバー全員が同じデザインの色や形のシャツを着用しなければならない。
- 2.1.2 シャツは、前から見てもうしろから見ても、同じ色であることおよび何色のシャツであるかがはっきりとわかるものでなければならない。
- 2.1.3 「ゴールド（金色）」、「レモン・イエロー（黄色）」などの色については、次のとおりとする。
- 濃色として用いるときは、相手チームが着用する白色やそのほかの淡色のシャツとははっきりと区別できる濃い色合いのものでなければならない。
 - 淡色として用いるときは、相手チームが着用する濃色のシャツとははっきりと区別できる淡い色合いのものでなければならない。
 - 1チームが同じ色を「淡色」としても「濃色」としても用いることは認められない。
- 2.1.4 「グレー（灰色）」、「シルバー（銀色）」は淡色としても濃色としても認められない。ただし、番号や切替、付属などについては、これらの色を用いてもさしつかえない。

2.1.5 シャツのデザインの範囲は、次の例のようなものとする。

①



※シャツを横切る切替幅は「10cm」以内とする。

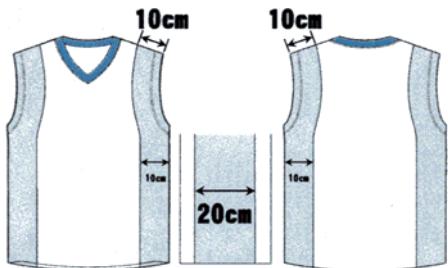
※切替が斜めに入る場合でも、同様に「10cm」以内とする。

②



※肩辺りの切替幅は頂点または衿下から「15cm」以内とする。

③

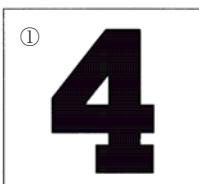


※脇切替の幅は「20cm」以内とする。

- 上記①, ②, ③は融合して適用することができる。
いずれの切替幅も、ライン、パイピング等を含めた寸法である。
- 上記の切替幅の範囲内であれば、「星」「ダイヤ」などのプリントを入れたり、「グラデューション」などのデザインを施すことも認められる。
ただし、前も背中も、切替部分からシャツの番号までは、「5cm」以上離れていくなければならない(下記 2.2.1 参照)。
- 細いライン(ストライプ:「縦」「横」「斜め」にかかわらず)は、ラインの幅が「2mm」以内で、
ラインとラインの間隔が「3cm」以上のものであれば認められる。
この規定を逸脱するストライプは認められない。

2.2 シャツの番号

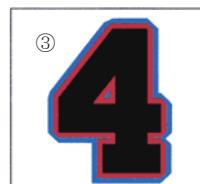
- 2.2.1 チーム・メンバーは、シャツの前と背中の見えやすい位置に、シャツの色とはっきりと区別できる単色の番号を付けなければならない。
- 前^の番号は中央に付けなくともよい。
ただし、番号を見えにくいところに付けてはならない。
 - 前も背中も、シャツの番号は、すべてのマークやロゴ、シャツの切替部分から「5cm」以上離れてはなければならない。**
- 2.2.2 前の番号の高さは「10cm」以上、背中の番号の高さは「20cm」以上なければならぬ。
- 番号の縁取りや縫い取りの部分は高さには含めない。
すなわち、縁取りや縫い取りの部分を除いた番号の高さが、それぞれの規定以上なければならない。
- 2.2.3 番号は、それぞれの数字の線の幅が「2cm」以上なければならぬ。
- 最も幅のせまい部分が「2cm」以上であること。
 - 番号の縁取りや縫い取りの部分は「2cm」に含めない。
すなわち、縁取りや縫い取りの部分を除いた番号の幅が「2cm」以上なければならぬ。
- 2.2.4 番号の色は、シャツの色と対照的な色でなければならぬ。
- 番号の色は、縁取りや縫い取りがない番号単独の状態でもはっきりと見える対照的な色のものでなければならぬ。**
- 2.2.5 番号は、縁取りや縫い取りも含めて、チーム・メンバー全員が同じ色、同じデザインのものを付けなければならぬ。
- 縁取りや縫い取りの色については規定しない。
 - 1重の縁取り(図の②)、2重の縁取り(図の③)、中抜きの縁取り(図の④)は認められるが、立体に見える縁取り(図の⑤)、影付きの縁取り(図の⑥)などは、番号がわかりにくくなるので認められない。



※縁取りなし(可)



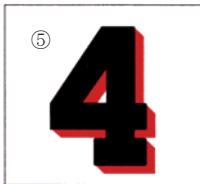
※1重の縁取り(可)



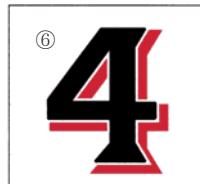
※2重の縁取り(可)



※中抜きの縁取り(可)



※立体に見える縁取り(不可)



※影付きの縁取り(不可)

- 2.2.6 円形・矩形・楕円形などのデザインで番号を囲むことは認められない。

- 2.2.7 番号は、「0」、「00」、「1」、「2」,…、「99」までが現行の競技規則で認められている。

- 「01」、「02」,…、「09」は番号として使用することができない。
- 同一チーム内で「0」、「00」を同時に使用することができる。
- 規則に認められた範囲内であっても、大会主催者は、使用する番号を制限することができる。

2.3 シャツのマーク、ロゴ

2.3.1 シャツの前の部分には、次の①、②のマーク、ロゴを付けることができる。

- ①チーム名、チーム・ロゴ
- ②チームのマーク

- マーク、ロゴを付ける場合は、チーム・メンバー全員が同じ色、同じデザインのマークやロゴを付けなければならないし、いかなる場合でも、シャツの色および番号がわかりにくくなるような大きさやデザインのものは認められない。

2.3.2 シャツの背中の部分には、次の①～③のマーク、ロゴを付けることができる。

- ①チーム名、チーム・ロゴ
- ②都道府県・都市・地域名
例：“Tokyo”, “TOKYO”, “東京”
“Shinagawa”, “SHINAGAWA”, “品川” 等
- ③プレイヤーの名前(姓／名あるいはコート・ネームなどにチーム内で統一すること)
例：“Nihon”, “NIHON”, または “Taro”, “TARO” 等

- マーク、ロゴを付ける場合は、チーム・メンバー全員が同じ色、同じデザインのマークやロゴを付けなければならないし、いかなる場合でも、シャツの色および番号がわかりにくくなるような大きさやデザインのものは認められない。

2.3.3 上記のマーク、ロゴとは別に、シャツに製造者マーク(メーカー・ロゴ)を付けることができる。

- 大きさは「20cm²」以下とする。
- 位置は特に定めないが、1枚のシャツにつき1ヶ所とする。

2.3.4 シャツに広告や商標等を付ける場合は、大会主催者に許可を受けなければならない。

- 大会主催者が認めた場合でも、シャツの前と背中にそれぞれ1スポンサーずつの最大2スポンサーまでしか広告や商標等を付けてはならない。
- 広告や商標はそれぞれについて1行までとする。

3. パンツ

3.1 パンツのデザイン

パンツの色やデザインについても、シャツに準ずるものとする。

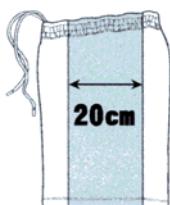
3.1.1 パンツは、前から見てもうしろから見ても、同じ色であることおよび何色のパンツであるかがはっきりとわかるものでなければならない。

3.1.2 パンツの色は、かならずしもシャツと同じ色でなくてもよい。

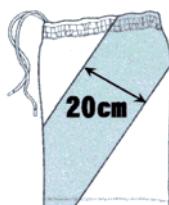
3.1.3 パンツの長さはひざ上でとする。ひざ頭にかかってしまう長さのパンツは、公式大会のユニフォームとしては認められない。

3.1.4 パンツのデザインの範囲は、次の例のようなものとする。パンツのデザインの範囲は、次の例のようなものとする。

①



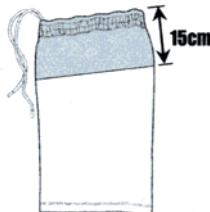
②



※サイドの切替幅は「20cm」以内とする。

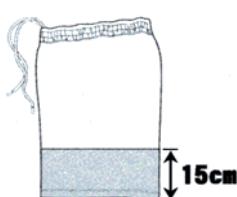
※②のように斜めに切替が入った場合でも、
切替幅は「20cm」以内とする。

③



※腰の切替幅は「15cm」以内とし、
ウエスト・ゴムも切替幅の一部とみなす。

④



※パンツの裾の切替幅は「15cm」以内とする。

- 上記①, ③, ④は融合して適用することができる(裾広がりのデザインなどの場合)。
いずれの切替幅も、ライン、バイピング等を含めた寸法である。
- 上記②, ③, ④は融合して適用することができる。
いずれの切替幅も、ライン、バイピング等を含めた寸法である。
- 上記の切替幅の範囲内であれば、「星」、「ダイヤ」などのプリントを入れたり、「グラデューション」などのデザインを施すことも認められる。

- 細いライン(ストライプ:「縦」「横」「斜め」にかかるわらず)は、ラインの幅が「2mm」以内で、ラインとラインの間隔が「3cm」以上のものであれば認められる。
この規定を逸脱するストライプは認められない。

3.2 パンツの番号

パンツにも番号を付けることができる。

- パンツに番号を付ける場合は、チーム・メンバー全員のパンツに番号が付いていなければならぬ。
- パンツの番号の位置、大きさ、色(ただし単色であること)や縁取りなどは特に規定しない。
 - チーム・メンバー全員が同じ位置に同じ大きさ、同じ色、同じデザインの番号を付けていなければならない。
- シャツの番号とパンツの番号が異なったユニフォームを着用しているプレイヤーは、ゲームに出場することはできない。

3.3 パンツのマーク、ロゴ

- パンツには次の①～④のマーク、ロゴを付けることができる。

- ①チーム名、チーム・ロゴ
 - ②チームのマーク
 - ③都道府県・都市・地域名
 - ④プレイヤーの名前(姓／名あるいはコート・ネームなどにチーム内で統一すること)
- マーク、ロゴを付ける場合は、チーム・メンバー全員が同じ色、同じデザインのマークやロゴを付けなければならないし、いかなる場合でも、パンツの色がわかりにくくなるような大きさやデザインのものは認められない。
- 上記のマーク、ロゴとは別に、パンツにも製造者マーク(メーカー・ロゴ)を付けることができる。
 - 大きさは「 20cm^2 」以下とする。
 - 位置は特に定めないが、1枚のパンツにつき1ヵ所とする。
 - パンツに広告や商標等を付ける場合は、大会主催者に許可を受けなければならない。
 - 大会主催者が認めた場合でも、パンツのうしろに広告や商標等を付けてはならない。
 - パンツに付ける広告や商標は、1スポンサーまでとする。
 - 広告や商標は1行までとする。

4. 附則

4.1 効力の及ぶ範囲

- 本規定は公益財団法人日本バスケットボール協会が主催する国内の公式大会についてのみ効力をもつ。
 - FIBAの大会においては、FIBAの規定(現行「Internal Regulations 2010」)を参照すること。
- 国内の公式大会においても、各連盟の規定および各大会規定を遵守すること。
 - 例えば、国民体育大会(国体)においては、「番号、マークに縁取りを付けてはならないこと」、「マークは都道府県名の漢字とし、文字の大きさは縦10cm以上、横7.5cm以上とすること」などが規定されている。

4.2 規定の改正

- 本規程の改正は、理事会の議決を得てこれを行う。

4.3 規定の施行

- 4.3.1 本規定は、平成19年(2007年)6月13日より施行する。
- 4.3.2 平成22年(2010年)6月13日まで3年間の移行期間をおく。
- 4.3.3 3.1.3条項の移行期間については別途定める

平成 25(2013)年 5 月 15 日 一部改定

平成 27(2015)年 4 月 1 日 一部改定

公益財団法人日本バスケットボール協会 アンチ・ドーピング規程

第1条 世界アンチ・ドーピング規程

- 1.1 公益財団法人日本バスケットボール協会は、(公財)日本アンチ・ドーピング機構(以下、「JADA」という。)がドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、世界アンチ・ドーピング規程(以下、「世界規程」という。)及び国際基準(以下、「国際基準」という。)並びに日本アンチ・ドーピング規程(以下、「日本規程」という。)に基づくすべての義務を履行する責任を担っている。
- 1.2 世界規程に基づき、公益財団法人日本バスケットボール協会は、以下の役割及び責任等を担うものとする。
- ・ 公益財団法人日本バスケットボール協会のアンチ・ドーピング規範及び規則が世界規程を遵守することを確保し、世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程(第23条の規程を含む。)を遵守すること。
 - ・ JADAの自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
 - ・ 公益財団法人日本バスケットボール協会に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADA及び国際競技連盟に報告すること、及び、ドーピング検査を行う権限を有するすべてのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング検査に協力することを、要求すること。
 - ・ JADAに協力すること。
 - ・ 加盟団体に対し、加盟団体又はその下部組織により承認され又は組織される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対して、世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること。
 - ・ アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - ・ 世界規程及び日本規程に違反した加盟団体又はその下部組織に対し、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
 - ・ サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かのドーピング検査を含む自己の管轄内における全てのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求すること。
 - ・ アンチ・ドーピング教育を推進すること(加盟団体に対し JADAと協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めることを含む。)。
 - ・ 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
 - ・ 正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に

対して支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること。

第2条 アンチ・ドーピング規程の適用

2.1 本規程は以下に対して適用される。

- ・ 公益財団法人日本バスケットボール協会
- ・ 競技者
- ・ サポートスタッフ
- ・ 公益財団法人日本バスケットボール協会の権限下にあるその他の人
- ・ 加盟団体(その下部組織を含む。)

2.2 アンチ・ドーピング規則違反又は本規程のその他の違反に対し、制裁措置が適用される。

第3条 義務

3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- ・ 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、世界規程、国際基準、日本規程(第24.1項を含む。)、本規程並びにアンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の政策及び規則を理解し、遵守すること。
- ・ 検体採取にいつでも応じること。
- ・ アンチ・ドーピングと関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
- ・ 医療従事者に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、自己に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
- ・ JADA及び競技者が所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされた競技者に対する決定を開示すること。
- ・ アンチ・ドーピング規則違反をドーピング検査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

3.2 国内競技連盟に通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、世界規程に従い実施された検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出すること。

3.3 国内競技連盟に加入していない競技者で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている競技者は、国内競技連盟に加入しなければならず、競技者が所属する国内競技連盟の国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヵ月前に、検査を受けるものとする。

3.4 サポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。

- 自らに又は支援する競技者に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち世界規程、国際基準、日本規程(第24.2項を含む。)、本規程並びに国内アンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の規範及び規則を理解し、遵守すること。
- 競技者の検査プログラムに協力すること。
- 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しアンチ・ドーピングの姿勢を育成すること。
- JADA及びサポートスタッフが所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされたサポートスタッフに対する決定を開示すること。
- アンチ・ドーピング規程違反をドーピング検査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
- 正当な理由なくして、いかなる禁止物質又は禁止方法も使用しないこと。

3.5 国内競技連盟は、以下の義務を負うものとする。

- 世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程(第23条の規程を含む。)を遵守すること。
- JADAが世界規程及び日本規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること。
- アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADAに報告すること、及び、ドーピング検査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関が行うドーピング検査に協力すること。
- 世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規範を採択し、実施すること。
- その国際競技連盟が日常的なアンチ・ドーピングプログラムを実施することに協力し、かつ、これを援助すること。
- 全ての競技者、及び国内競技連盟又はその加盟機関の1つによって承認され又は運営される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対し、世界規程に適合するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
- 国内競技連盟の権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に対して支援を提供することを防止すること。
- 加盟条件として、国内競技連盟のメンバー又は国内競技連盟により承認されたクラブの政策、規則及びプログラムが世界規程に準拠することを義務付けること。
- 世界規程及び日本規程の違反を防止するために適切な措置を講じること。
- 聴聞を要求することなく、国際競技連盟、JADA又はその他の署名当事者によるアンチ・ドーピング規則違反の認定を承認し、かつ尊重すること。ただし、その認定が世界規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。
- 通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された場合には、検

- ・ 体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出するよう義務付けること。
- ・ 正式加入していない人で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている人に対し、国内競技連盟に加入すること、及び、国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヵ月前には検査を受けることを、要求すること。
- ・ JADA以外のアンチ・ドーピング機関により、公益財団法人日本バスケットボール協会の競技者、サポートスタッフに対するアンチ・ドーピング規則違反の認定およびこれに対する制裁措置が行われた場合、JADAに速やかに通知すること。
- ・ JADAと協力してアンチ・ドーピング教育を推進すること。

第4条 相互承認

- 4.1 公益財団法人日本バスケットボール協会は、世界規程に整合しあつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定を承認する。
- 4.2 公益財団法人日本バスケットボール協会は、世界規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則が世界規程に適合している場合には、これを承認する。

第5条 本規程違反

- 5.1 アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規程に違反する。
- 5.2 競技者、サポートスタッフ、その他の人又は加盟団体が本規程に基づく公益財団法人日本バスケットボール協会に対する義務に違反することは、本規程に違反する。

第6条 公益財団法人日本バスケットボール協会が課す制裁措置

- 6.1 アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判定された人は、日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に従いなされる公益財団法人日本バスケットボール協会理事会の決定により、世界規程及び日本規程違反の重さに従って、日本代表選手団又はその選考の資格、公益財団法人日本バスケットボール協会からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、公益財団法人日本バスケットボール協会で役職に就く資格を失う。
- 6.2 制裁措置の期間は、世界規程及び日本規程の第10条及び第11条に従って決定される。
- 6.3 公益財団法人日本バスケットボール協会は、違反が1回目か2回目か3回目かを判断するにあたり、いかなるアンチ・ドーピング機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

第7条 規律手続

7.1 アンチ・ドーピング規則違反が問われる全ての事件は、世界規程及び日本規程に従って判断され、世界規程及び日本規程の条項に従って認定され、世界規程及び日本規程の条項に従って不服申立がなされるものとする。

7.2 世界規程第8条及び日本規程第8条に従って規律手続は遂行されるものとする。

第8条 通知

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、公益財団法人日本バスケットボール協会は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- ・ 関係する国際競技連盟
- ・ 世界規程第14.1項及び日本規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- ・ 関係する加盟団体
- ・ 公益財団法人日本バスケットボール協会が通知を必要と考えるその他の人又は組

第9条 不服申立て

不服申立てについては、日本規程第13条の規程に従うものとする。

第10条 アンチ・ドーピング規則違反の審査

アンチ・ドーピング規則違反を行ったとして記録された人が後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがCAS、日本スポーツ仲裁機構又はアンチ・ドーピング機関により明らかになった場合、公益財団法人日本バスケットボール協会はアンチ・ドーピング規則違反及びそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第8条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

第11条 解釈

本規程において使用された語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従い解釈されるものとする。世界規程及び日本規程並びに国際基準は、本規程の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が自動的に適用され、本規程に優先するものとする。

本規程は、2015年11月11日に施行されるものとする。

**公益財団法人日本バスケットボール協会
選手エージェント規則**

- 第1条 本規則は、選手またはコーチ（以下、選手およびコーチを「選手等」という）の国際移籍の実現、または支援を請け負う選手エージェント（以下「エージェント」という）の本協会内における活動に関して定める。
- 第2条 本規則は、FIBA 内規におけるエージェントに関する規定に基づいており、本規則と FIBA の規定に不整合がある場合は、FIBA 内規が優先される。
- 第3条 本協会加盟団体および各種の連盟がエージェントに関する規則を別途独自に定める場合、必ず事前に本協会理事会の承認を得ることとする。

一般事項

- 第4条 本協会に所属する選手またはコーチ（以下「所属選手等」という）は、チームとの交渉を行う上で、自身の代理として、または自身の利益を守るために、エージェントのサービスを利用する権利を有する。当該移籍が国際移籍の場合、エージェントは、FIBA 発効の有効なライセンスを所持していなければならない。
- 第5条 加盟チームは、選手等との交渉を行う上で、自身の代理として、または自身の利益を守るために、エージェントのサービスを利用する権利を有する。当該移籍が国際移籍の場合、加盟チームが利用するエージェントは、FIBA 発効の有効なライセンスを所持していないければならず、また加盟チームは FIBA ライセンスを有していないエージェントを利用する選手と交渉してはならない。
- 第6条 所属選手等および加盟チームは、国際移籍において、FIBA ライセンスを有していないエージェントのサービスを利用することを認められない。
- 第7条 エージェントが、自身が永住している国の弁護士資格を取得している場合、前条は適用されない。

エージェントの権利

- 第8条 FIBA ライセンスを有するエージェントは、本協会内の活動において、以下の権利を有する。
- ① 加盟チームと契約をしていない、または契約が切れた選手等に対し、その選手等が他のエージェントをまだ雇用していないことを条件として、連絡を取ること。（選手は同時に1人のエージェントにのみ代理されうる。）

- ② 自身の代わりとなって交渉および契約を締結することを依頼する所属選手等、または加盟チームを代理すること。
- ③ 自身に依頼をしてきた所属選手等の仕事を取り扱うこと。

第9条 エージェントは、関係選手との書面による契約書がある場合にのみ、前条項に基づき、選手等を代理するか、またはその選手等の仕事を取り扱うことができる。かかるエージェントは、選手等の代理として取引を行うにあたり、書面による委任状を提示しなければならない。

第10条 契約期間は2年を超えないものとするが、両当事者の明示的な合意により、更新されうる。

エージェントの義務

第11条 FIBAライセンスを有するエージェントは、本協会内での活動において、以下の義務を有する。

- ① JBAの定款、基本規程および諸規程を常に遵守すること。
- ② 自身が関わる全ての取引において、本規則を遵守するよう、確實を期すこと。
- ③ 所属選手等または加盟チームを代理する新規契約を締結後14日以内に、JBAに対し、その新しい顧客の氏名を報告すること。
- ④ 加盟チームとの契約下にある選手等に対し、契約を破棄するように説得したり、契約書に含まれる権利および義務に従わないように説得する目的で接触をしないこと。
- ⑤ 他のエージェントとの契約下にある所属選手等に対し、契約を破棄するように説得したり、契約書に含まれる権利および義務に従わないように説得する目的で接触をしないこと。
- ⑥ 自身が契約上関わりのある所属選手等または加盟チームから、その代わりとしてのみ、支払を受け取ること。
- ⑦ 不正競争行為に従事しないこと。
- ⑧ 法律を遵守すること。
- ⑨ 利益の衝突を避け、特に、同一の取引において、両当事者を代理しないこと。
- ⑩ 可能な範囲で、FIBAが提供するエージェントと選手との間の基本契約書を使用すること。
- ⑪ FIBAが選手の契約書において網羅されるべきであると定める要点を、所属選手等または加盟チームが考慮するよう、最大限の努力をすること。
- ⑫ トレーニング、または大会期間中、所属選手等、特に18歳以下の選手に接触しないこと。
- ⑬ 新たな顧客に対し、前エージェントとの契約に基づく、係争中、または提起されるおそらくある訴訟について開示するよう要請すること。
- ⑭ 所属選手等に対し、本規則およびFIBA内規の規定、特に選手の資格、国籍、国際移籍、および選手のエージェントに関する規定について知らせること。
- ⑮ 新たな顧客に対し、前の契約に基づく義務は遵守しなければならないことを伝えること。

- ⑯ 誠意を持って自身の顧客を代理し、かつ顧客との取引において、誠実性および透明性を行動で示すこと。エージェントは、顧客に対し、顧客を代理して行うあらゆる活動について知らせるものとする。
- ⑰ 顧客と相談の上、雇用のオファーに関する条件及び条件を交渉し、かつ顧客に対し、費用の支払い、功績、雇用条件など、オファーに基づく義務について伝えること。
- ⑱ 所属選手等が、自身の代わりに交渉が行われた契約書に直接署名するよう確実を期すこと。
- ⑲ オファーを受けた雇用の一部、またはすべてを断るという顧客の権利を認め、かつ守ること。
- ⑳ 利用しやすいオフィス、電話、その他適切な連絡手段および通常必要と思われる設備を備え、かつエージェントとしての仕事を効果的かつ効率的に行えるよう、合理的に対応可能であること。
- ㉑ エージェントフィーの未払いのため、選手契約の終了に関わったり、奨励したり、終了させないこと。

エージェントに対する懲罰措置

第12条 本協会は、本協会内で活動するエージェントに対し、会長を通じて、以下の懲罰措置を科す権利を有する。

- ① エージェントが本規則に基づく自身の義務を違反した場合。
- ② その他の重大な理由。

第13条 エージェントは聴聞を受ける権利を有する。

第14条 以下の懲罰措置が適用される。

- ① 戒告または注意
- ② 罰金

第15条 懲罰措置は、重疊的に適用されうる。

所属選手等の義務

第16条 所属選手等は、本規則の条項および条件に基づき、当該移籍が国際移籍の場合において、FIBA ライセンスを有したエージェント 1 名のサービスを利用することができる。

所属選手等に対する懲罰措置

第17条 所属選手等が、国際移籍において、FIBA ライセンスを有しないエージェントのサービスを利用した場合、または同時に 2 名以上のエージェントを利用した場合、本協会は、会長を通じて、以下を行う権利を有する。

- ① 後の契約上の紛争における所属選手等の立場を検討する際に、かかる要素を考慮に入れること。
- ② 所属選手等に対して以下の懲罰措置を行うこと。
 - (1) 戒告または注意
 - (2) 罰金
 - (3) 当該選手の国内および国際移籍の禁止
 - (4) 出場資格の停止

第18条 懲罰措置は、重畳的に適用されうる。

加盟チームの義務

第19条 選手の雇用を希望する加盟チームは、国際移籍において、以下の人物とのみ交渉を行うものとする。

- ① 選手自身
- ② FIBA ライセンスを有したエージェント(第 7 条に記載の例外を除く)

加盟チームに対する懲罰措置

第20条 加盟チームが前条に違反した場合、本協会は、会長を通じて、以下の懲罰措置を科す権利を有する。

- ① 戒告または注意
- ② 罰金
- ③ 加盟チームによる国内および国際移籍の禁止
- ④ 出場資格の停止
- ⑤ 全ての国内および国際的なバスケットボール活動の禁止

第21条 懲罰措置は重畳的に適用されうる。

改廃

第22条 本規則の改廃は理事会の議決を経て、これを行う。

施行

本規則は平成 25 年 4 月 10 日から施行する。

国内有料競技会開催における協会納付金基準

基本規程第 137 条に基づく国内有料競技会（無料競技会であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う大会を含む）開催における協会納付金について、次の通り定める。

第 1 条（納付金額）

- (1) 協会納付金は次に掲げる額のうち、いずれか高い金額とする。
 - ア 最も高額な入場料金（チケット単価）に 10 を乗じた額
 - イ 30,000 円
- (2) 入場料金を徴収しない競技会の納付金は無料とする。
- (3) 国際競技会（外国からチームを招聘して競技会を開催する場合）については、大会規模を鑑みた上、競技会委員会にて別に定める。

第 2 条（納付方法）

- (1) 協会納付金は原則として申請時に下記口座へ振込みにて納入する。

みずほ銀行 渋谷支店 口座番号：1207768
口座名義：公益財団法人日本バスケットボール協会 事業口
- (2) 振込みにかかる手数料は申請者負担とする。

第 3 条（納付金の配分）

各種の連盟もしくは加盟チームまたは第三者が国内有料競技会を開催する場合、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に協会納付金の 50%を日本バスケットボール協会より配分する。

2013 年 11 月 13 日制定

2014 年 4 月 1 日施行

国内有料競技会開催における協会納付金基準【参考資料】

<補足> ※基本規程第129条〔定義〕より

「特別協賛（冠協賛）」の定義

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を試合等の名称にする権利を得ること

「協賛」の定義

他社の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること

<例>

①チケット単価の最高額が3,000円以下の有料競技大会の場合 : 30,000円

②チケット単価の最高額が3,001円以上（例：4,000円）の有料競技大会の場合 :

チケット単価の最高額×10（例：40,000円）

③「●●●カップ争奪バスケットボール大会」など、大会名に企業名・ブランド名などを含む大会 :

無料（申請および報告の手続きのみ）

④プログラムへの広告協賛のみの大会 : 無料（申請および報告の手続きのみ）

B.LEAGUE OFFICIAL RULE BOOK

2016-2017

Bリーグ 規約・規程集

発行

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ